

参考資料

目次

学校・教職員に関する基本データ	2
我が国の学校を取り巻く諸状況	13
学習指導要領改訂	29
学校におかれる教職員	
—管理職—	36
—教職員—	58
—専門能力スタッフ—	82
学校と地域の連携	121
人事評価・優秀教職員表彰	149
業務改善・メンタルヘルス対策	159
教育委員会等による学校への支援	168

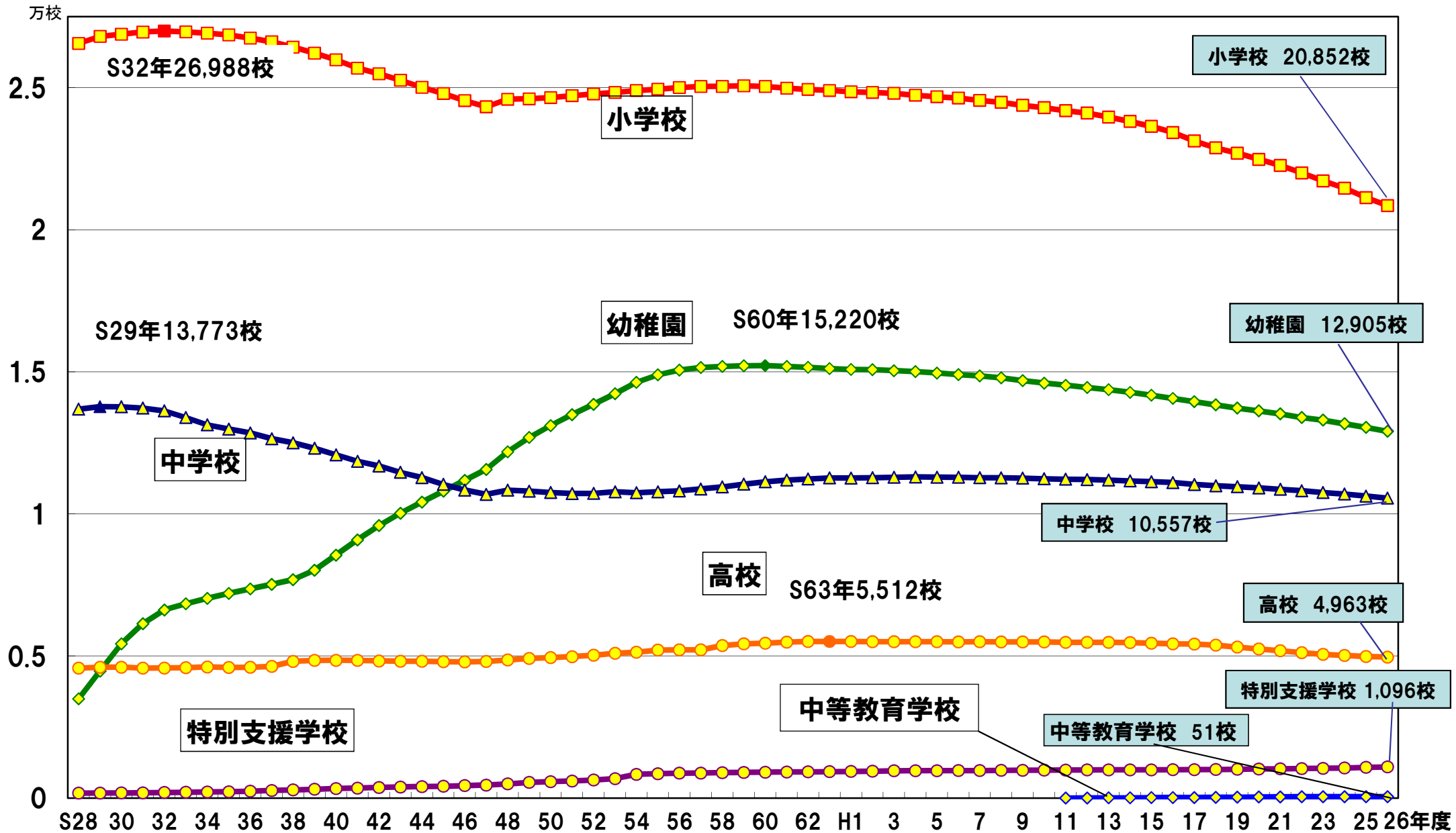
学校・教職員に関する基本データ

学校数・児童生徒数・教員数(平成26年度) 【総括】

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
学校数 (校)	計	12,905	20,852	10,557	4,963	51	1,096
	国立	49	72	73	15	4	45
	公立	4,714	20,558	9,707	3,628	30	1,037
	私立	8,142	222	777	1,320	17	14
児童生徒数 (人)	計	1,557,461	6,600,006	3,504,334	3,334,019	31,499	135,617
	国立	5,614	41,067	31,220	8,613	3,160	3,033
	公立	264,563	6,481,396	3,227,314	2,286,385	20,424	131,781
	私立	1,287,284	77,542	245,800	1,039,021	7,915	803
教員数 (人)	計	111,059	416,475	253,832	235,306	2,432	79,280
	国立	344	1,833	1,628	575	214	1,502
	公立	23,360	409,753	237,082	174,363	1,520	77,479
	私立	87,355	4,889	15,122	60,368	698	299

学校数【推移】

(国公立の合計数)

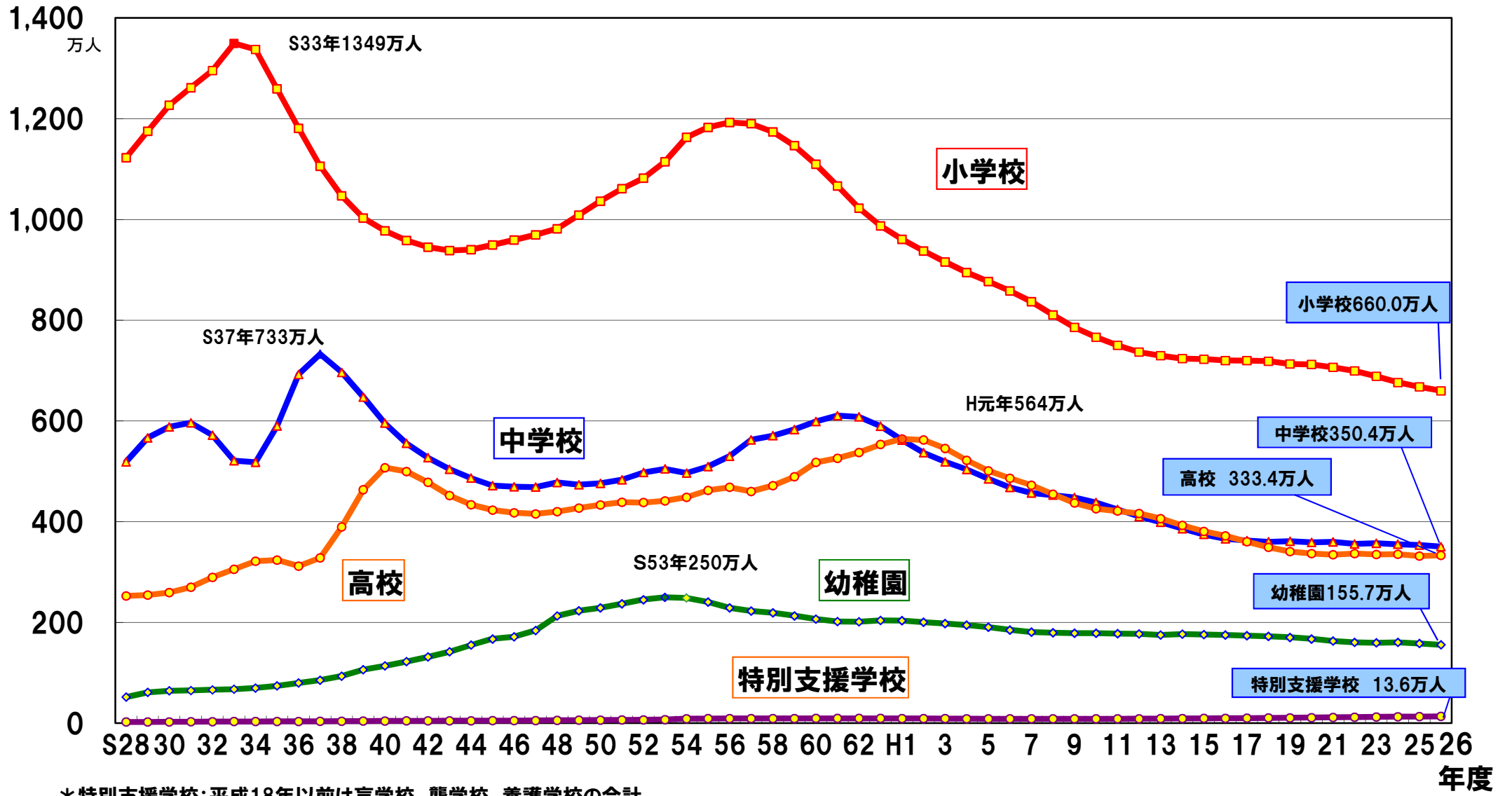


*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(平成26年度)」

児童生徒数【推移】

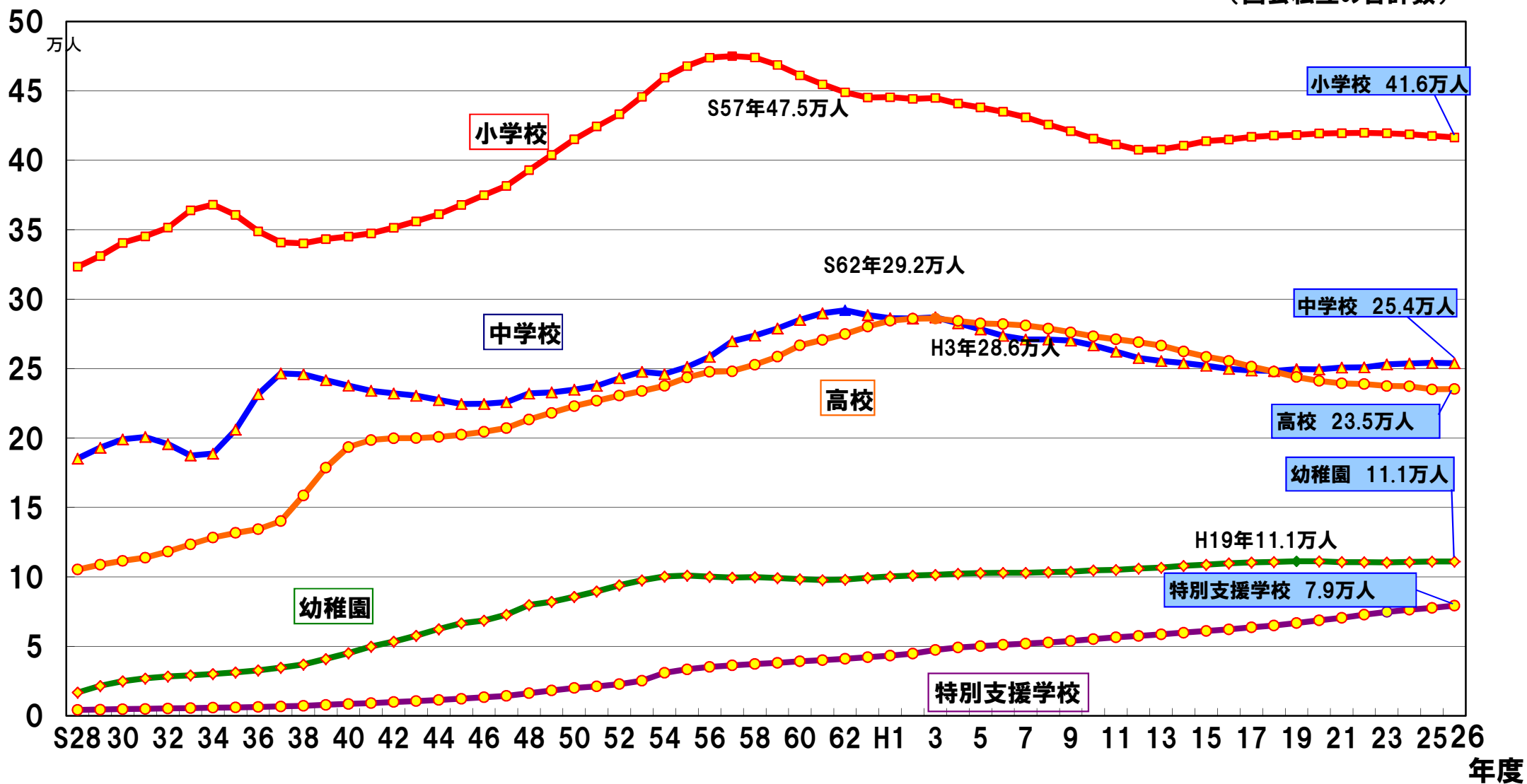
(国公立の合計数)



*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

教員数【推移】

(国公立の合計数)

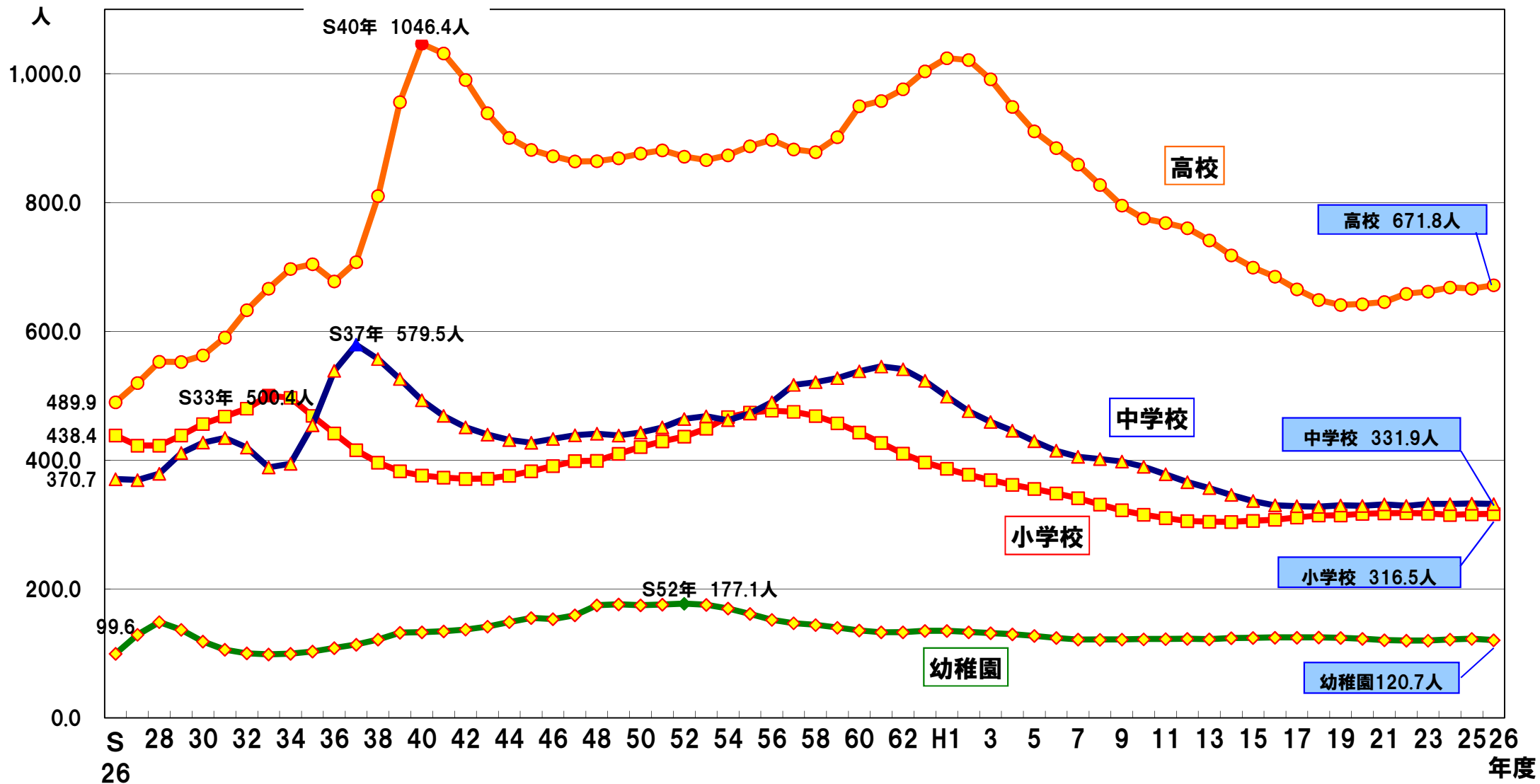


*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(平成26年度)」

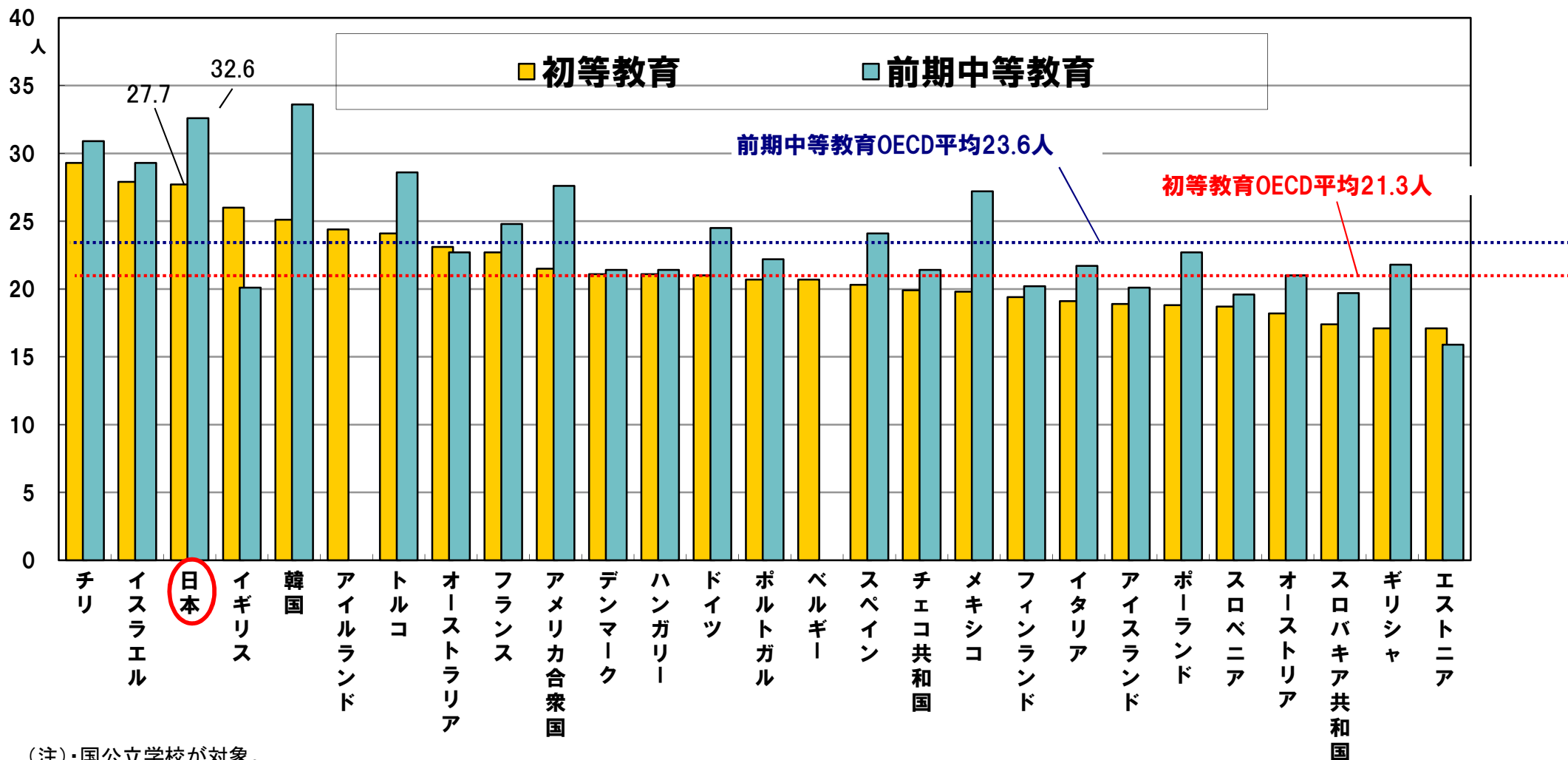
一校当たり児童生徒数【推移】

※国公立の合計数(高校は全日制・定時制の計)



一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。
 (初等教育27.7人(OECD平均21.3人)、前期中等教育32.6人(OECD平均23.6人))



(注)・国公立学校が対象。

・日本の数値は、平成23年度学校基本統計を元に算出したもの。

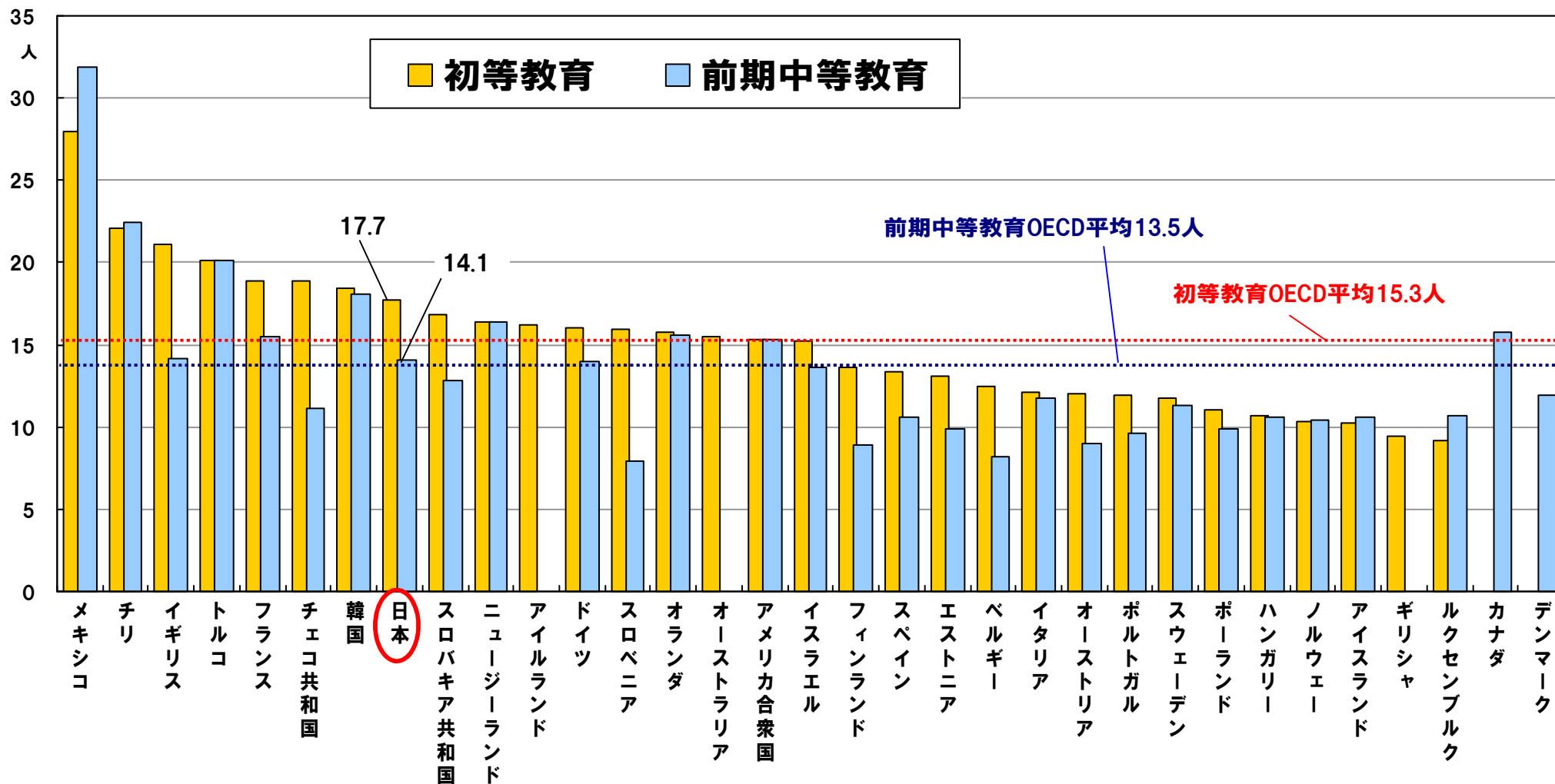
・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例:日本:平成23年(2011年) → OECD平均:2012年]

・日本の数値が、学校基本統計に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。

・本グラフの数字は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における教員1人に対する児童生徒の数は、OECD平均より大きい。
 (初等教育17.7人(OECD平均15.3人)、前期中等教育14.1人(OECD平均13.5人))

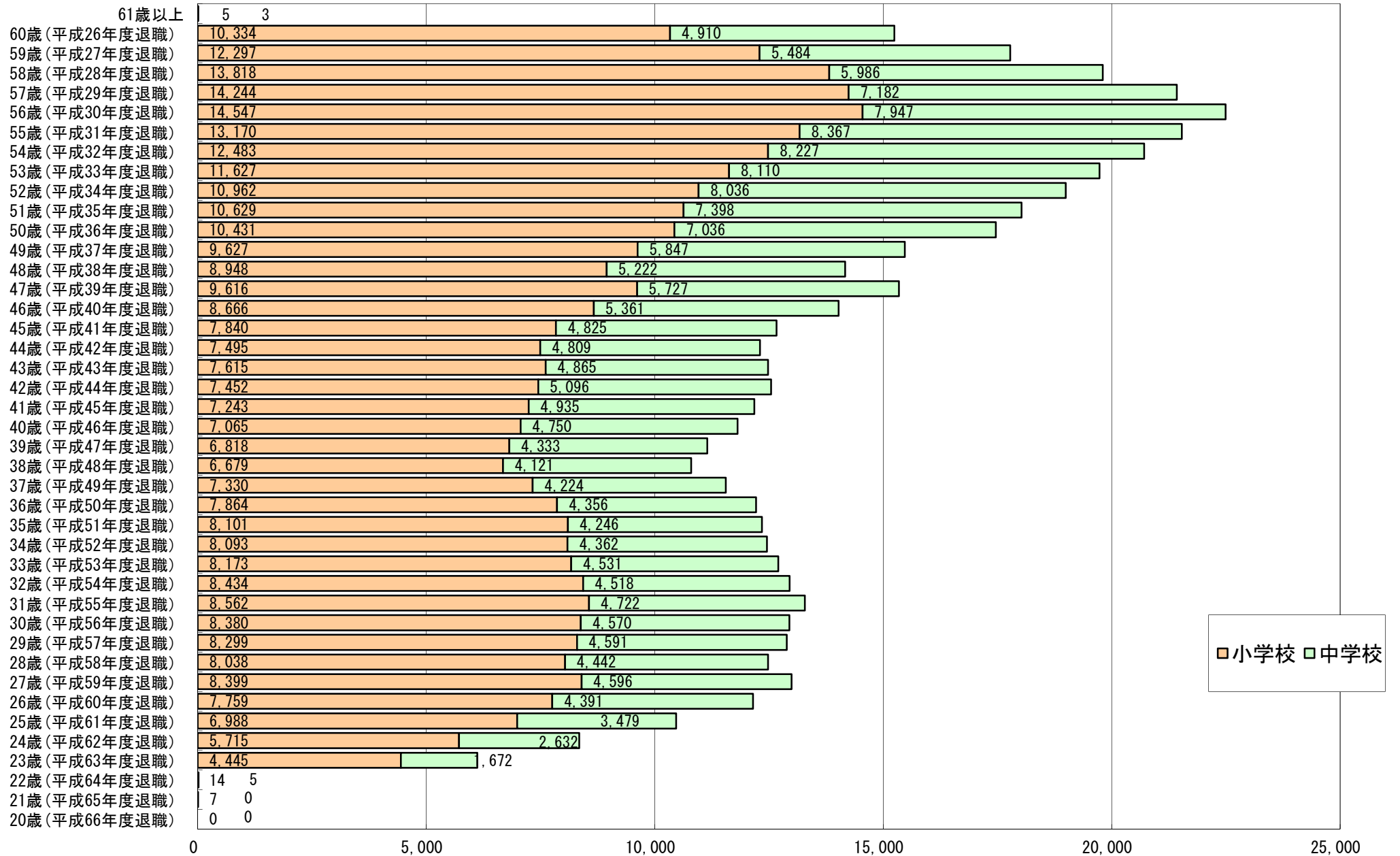


(注)・国公立学校が対象。

- ・日本の数値は、平成23年度学校基本統計を元に算出したもの。
- ・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例:日本:平成23年(2011年) → OECD平均:2012年]
- ・日本の数値が、学校基本統計に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる。
- ・本グラフの数字は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

公立小・中学校の年齢別教員数

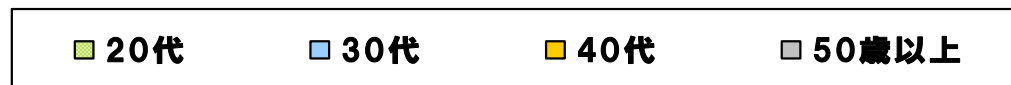
(平成27年3月31日時点)



公立小・中学校の教員の年齢構成【推移】

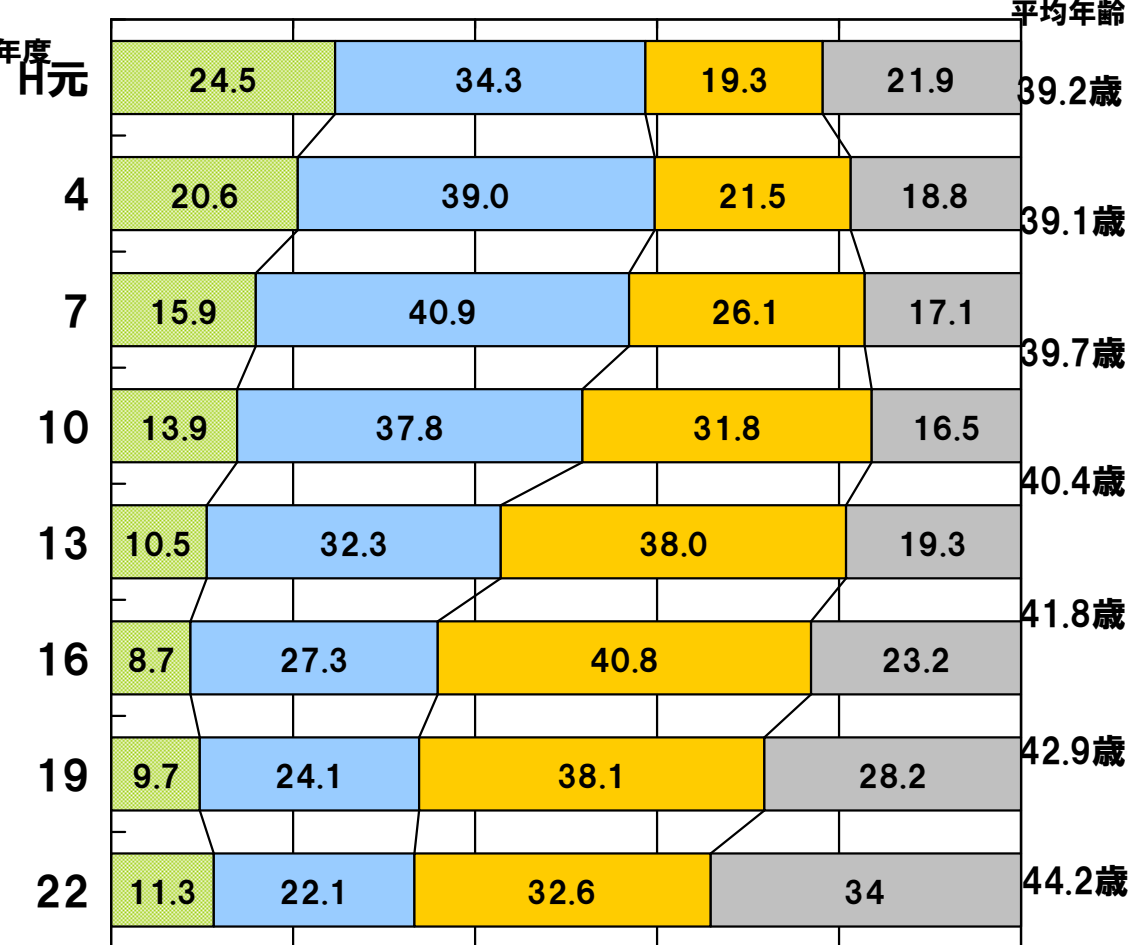
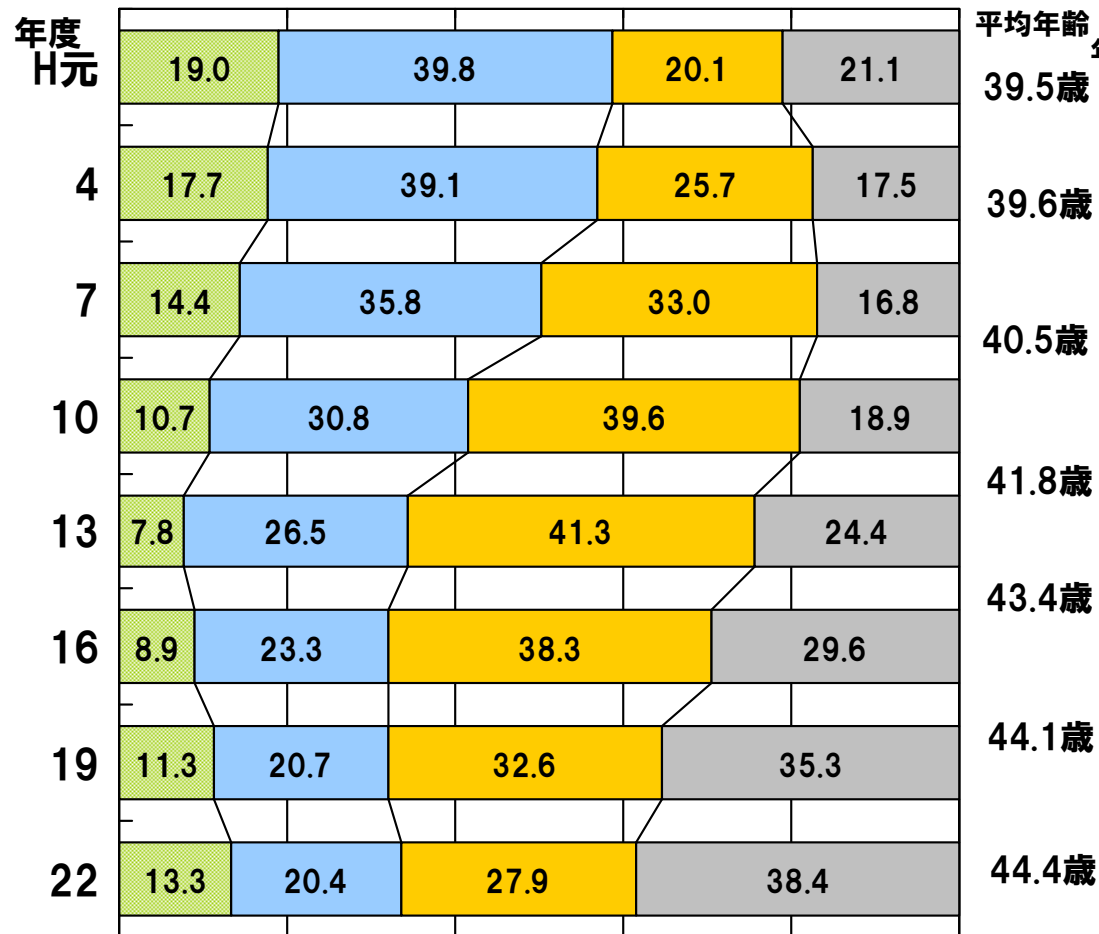
小学校

中学校



0% 20% 40% 60% 80% 100%

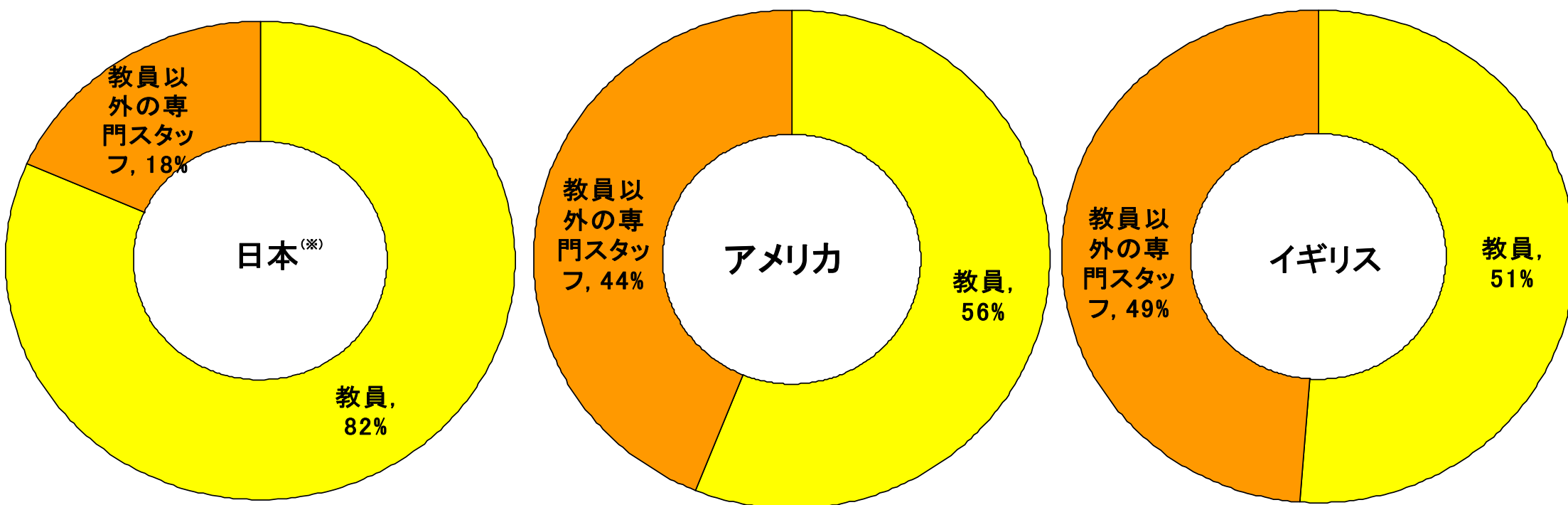
0% 20% 40% 60% 80% 100%



文部科学省調査

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典: 文部科学省「学校基本統計報告書」(平成25年度)、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England November 2013”

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

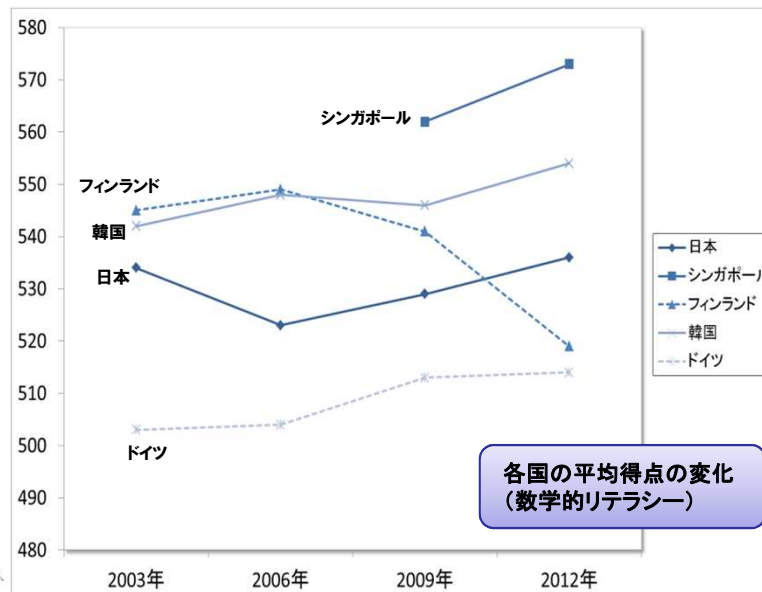
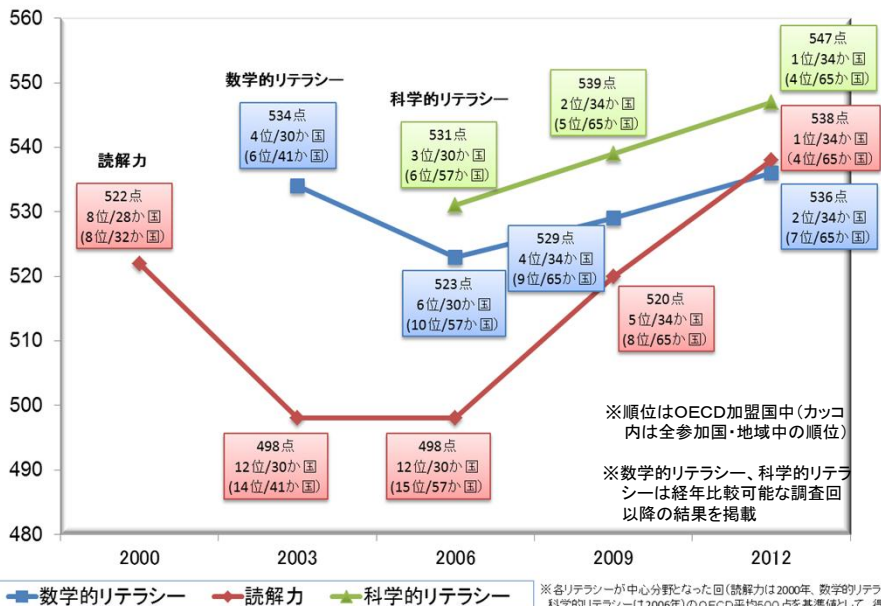
※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

我が国の学校を取り巻く諸状況

国際調査における子供たちの学力と学習の状況

◆OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)の結果から

※PISA調査:OECDが15歳児(我が国では高校1年生)を対象に実施
知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価



- ・我が国の生徒の学力は、世界的に見て高い水準にある。
- ・一方、シンガポールなど、他の上位国も平均得点を更に上げるなど、世界的に学力の向上に熱心に取り組んでいる状況があり、我が国においても学力水準の維持向上を図ることが重要。

◆IEA国際数学・理科教育動向調査(TIMSS2011)の結果から

※TIMSS調査:IEA(国際教育到達度評価学会)が小学校4年生と中学校2年生を対象に実施
学校カリキュラムを通してどの程度知識が身に付いているかを調査

		1995	1999	2003	2007	2011
小学校4年生	算数	567点 (3位/26か国)	(調査実施せず)	565点 (3位/25か国)	568点 (4位/36か国)	585点 (5位/50か国)
	理科	553点 (2位/26か国)	(調査実施せず)	543点 (3位/25か国)	548点 (4位/36か国)	559点 (4位/50か国)
中学校2年生	数学	581点 (3位/41か国)	579点 (5位/38か国)	570点 (5位/46か国)	570点 (5位/49か国)	570点 (5位/42か国)
	理科	554点 (3位/41か国)	550点 (4位/38か国)	552点 (6位/46か国)	554点 (3位/49か国)	558点 (4位/42か国)

・勉強は楽しい

	小学校		中学校	
	算数	理科	数学	理科
平成15(2003)年	65	81	39	59
平成19(2007)年	70	87	40	59
平成23(2011)年	73	90	48	63
国際平均(2011)	84	88	71	80

・私の先生の授業はわかりやすい

	小学校		中学校	
	算数	理科	数学	理科
平成23(2011)年	85	81	69	65
国際平均(2011)	90	90	78	79

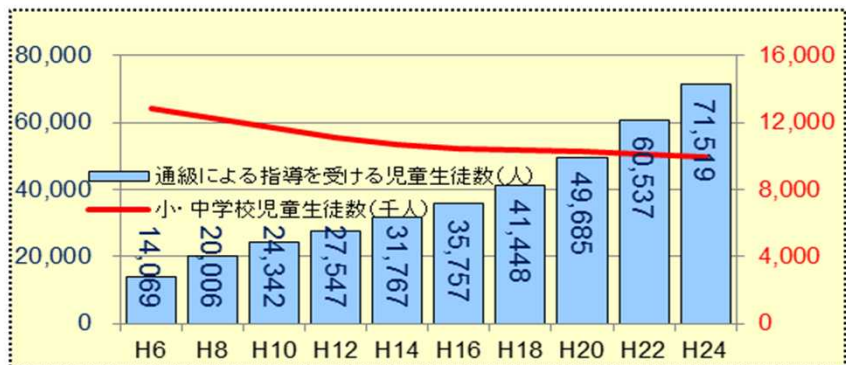
- ・我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位を維持しているが、他の上位国・地域と比べると、習熟度の高い児童生徒の割合が低い。
- ・学習意欲等については、前回調査に比べ肯定的な回答をした児童生徒の割合は増加しているが、複数の項目において国際平均を下回っている。

我が国の教育を取り巻く状況

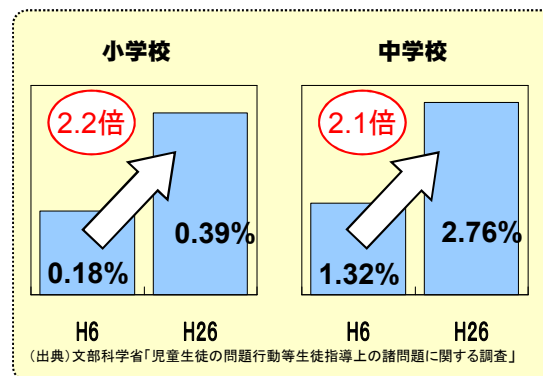
我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

◎課題は複雑化・困難化している

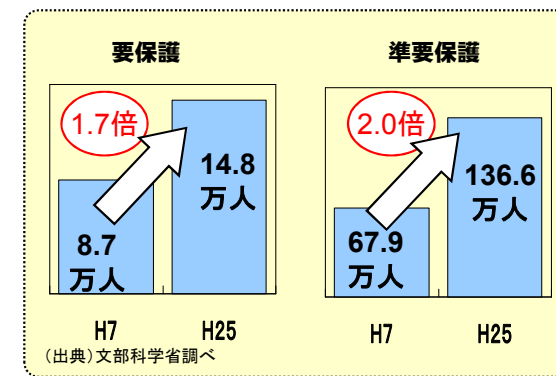
小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加



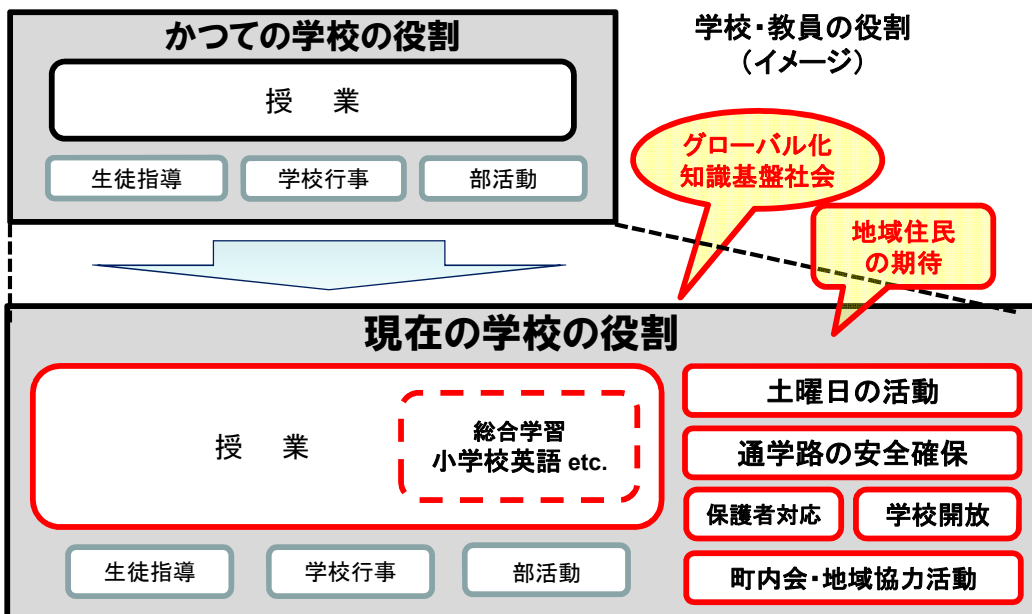
不登校の子供の割合が増加



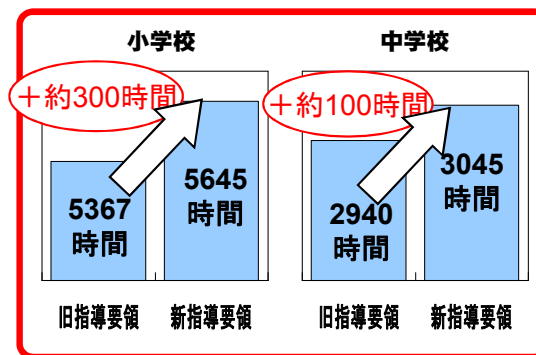
学用品費等の援助を受けている子供が増加



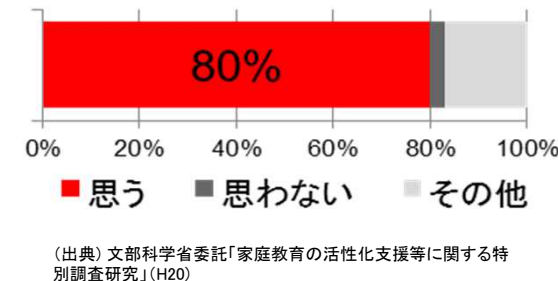
◎学校や教員の仕事は拡大し、多様化している



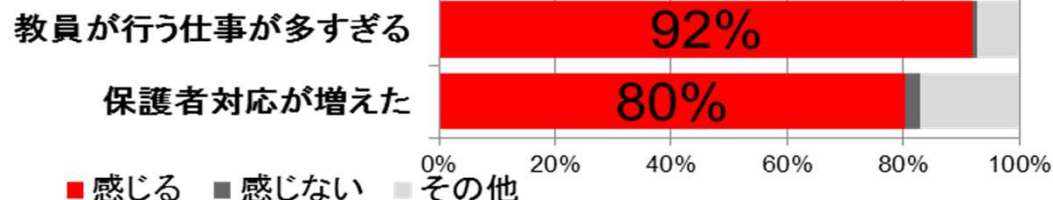
学習指導要領の改訂で授業時数は増加



8割の親が家庭の教育力の低下を実感



大部分の教員が仕事量や保護者対応を負担に感じている

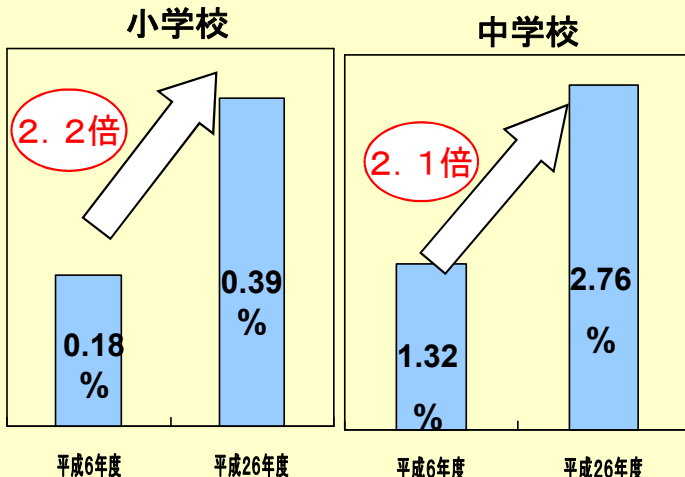


※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

(出典) 文部科学省委託「教員勤務実態調査(H18)より作成

学校現場が抱える問題の状況について

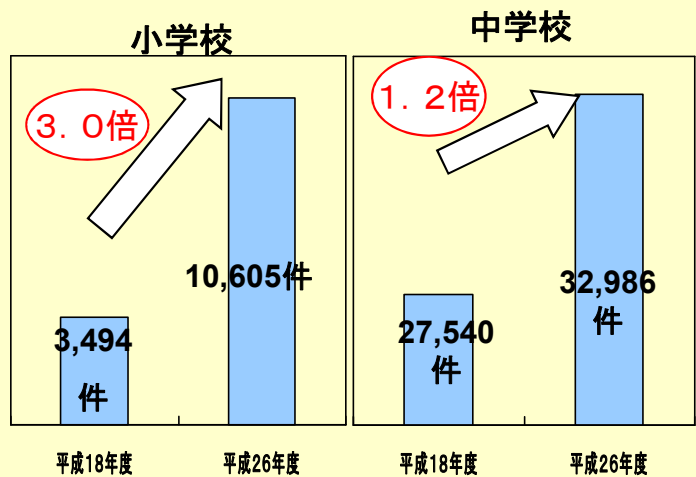
不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

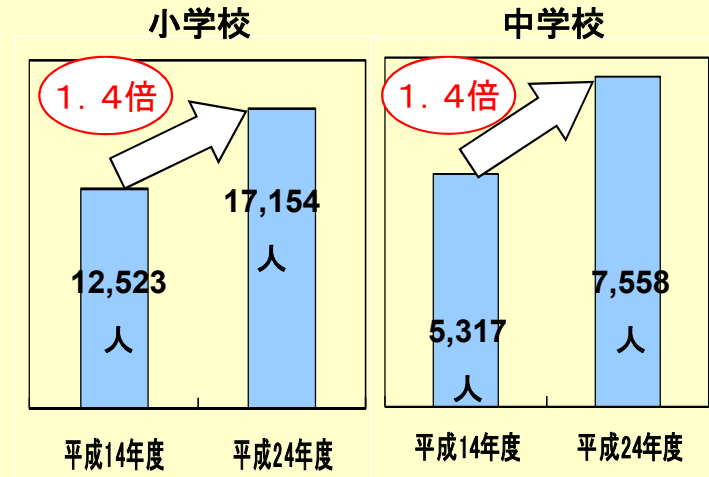
学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

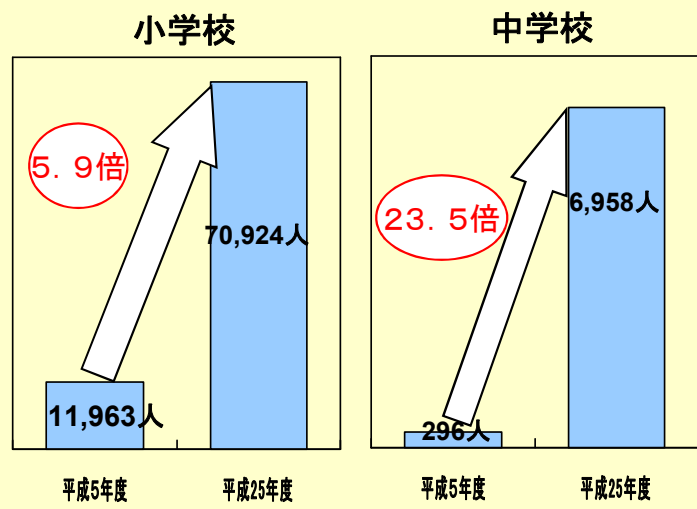
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

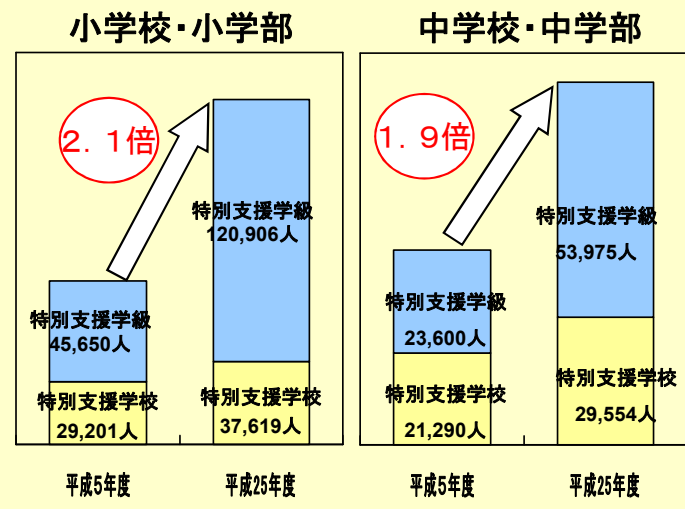
通級による指導を受けている児童生徒数



(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等にに応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
 ・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
 ・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

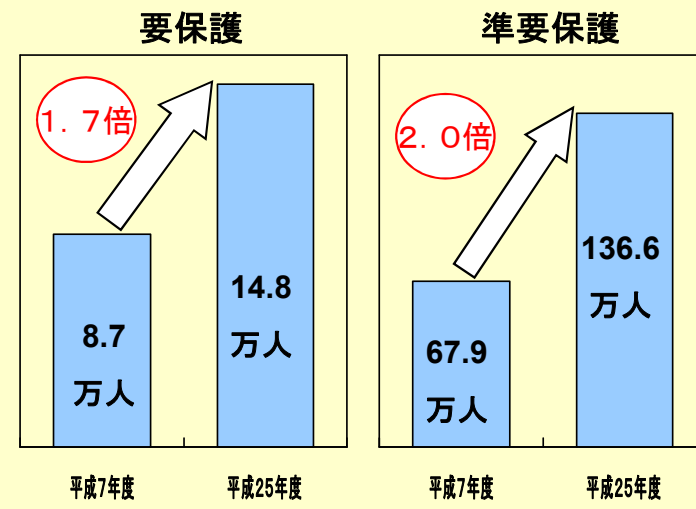
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ

文部科学省教員勤務実態調査一職種別平均残業時間

●調査の概要

<調査期間>

平成18年7月3日～平成18年12月17日

※ 第1期(7月分)～第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

<調査対象校>

全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

※ (小学校180校、中学校180校)×6期を抽出

※ 毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

<調査対象教員>

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

(校長)

平成18年度調査 **約36時間(勤務日・休日)** ※ 約31時間(勤務日)

(教頭・副校長)

平成18年度調査 **約63時間(勤務日・休日)** ※ 約55時間(勤務日)

(教諭)

平成18年度調査 **約42時間(勤務日・休日)** ※ 約34時間(勤務日)

昭和41年度調査 約 8時間(勤務日・休日)

(講師)

平成18年度調査 **約41時間(勤務日・休日)** ※ 約34時間(勤務日)

※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含まれない。

(参考)平成19年1月分 厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間所定外労働時間: 12.9時間(早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等)

文部科学省教員勤務実態調査－教諭の勤務時間

○教諭の1日当たり勤務時間(勤務日): **10時間22分**(うち残業時間: 1時間43分)

→項目別に見ると、

① 児童生徒の指導に直接的にかかわる業務: **5時間59分**

(朝礼、授業、補習指導、生徒指導、部活動・クラブ活動、児童会・生徒会指導、学校行事 等)

② 児童生徒の指導に間接的にかかわる業務: **2時間2分**

(授業準備、成績処理、ホームルーム、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等)

③ 学校の運営にかかわる業務及びその他の業務: **2時間6分**

(学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等)

④ 外部対応(保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等): **0時間12分**

○教諭の1日当たり勤務時間(勤務日)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)	平均
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分	5時間59分
②児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分	2時間02分
③学校の運営にかかわる業務及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分	2時間06分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分	0時間12分
合計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分	10時間22分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分	1時間43分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分	0時間14分

○1か月当たり残業時間

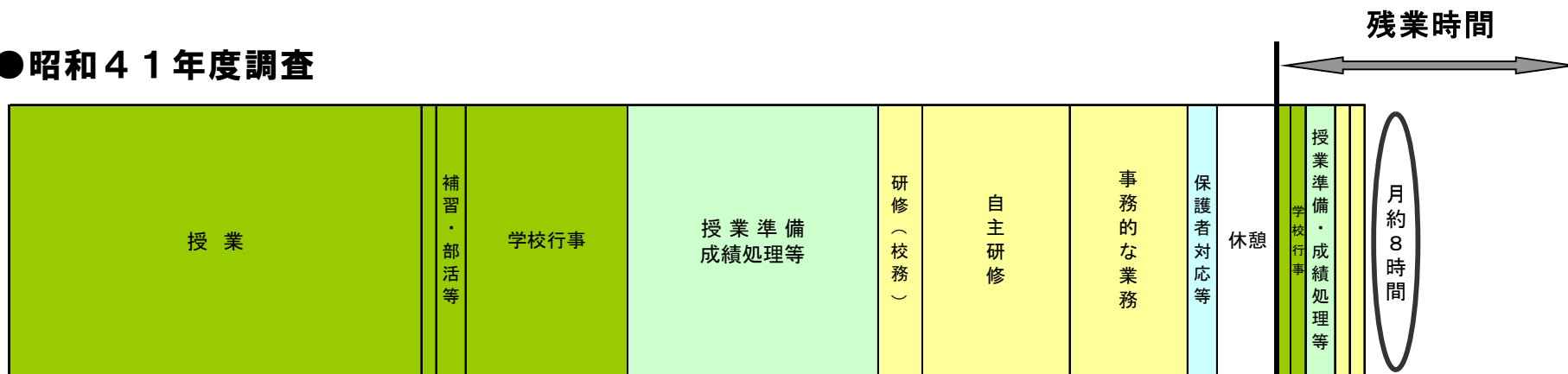
1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分	34時間20分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	----------------

文部科学省教員勤務実態調査－業務の分類

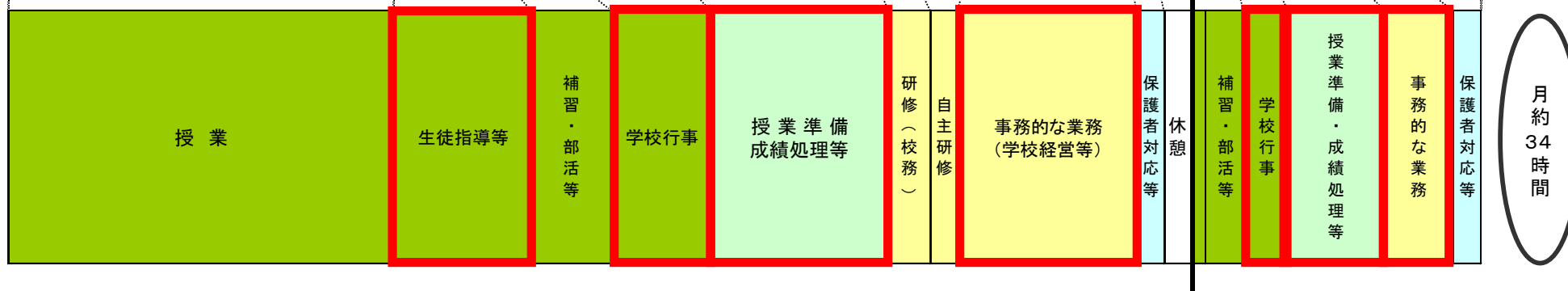
児童生徒の指導にかかわる業務	a 朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など
	b 授業	正規の授業時間に行われる教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の授業、試験監督など
	c 授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備
	d 学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導(補習指導、個別指導など)、質問への対応、水泳指導など
	e 成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物の確認・コメント記入、通知票記入、調査書作成、指導要録作成など
	f 生徒指導(集団)	正規の授業時間以外に行われる次のような指導: 給食・栄養指導、清掃指導、登下校指導・安全指導、遊び指導(児童生徒とのふれ合いの時間)、健康・保健指導(健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む)、生活指導、全校集会、避難訓練など
	g 生徒指導(個別)	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援など
	h 部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率(引率の移動時間を含む)など
	i 児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
	j 学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校行事、学校行事の準備など
	k 学年・学級経営	学級活動(学活・ホームルーム)、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理など
学校の運営にかかわる業務	l 学校経営	校務分掌にかかわる業務、部下職員・初任者・教育実習生などの指導・面談、安全点検・校内巡視、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日番など
	m 会議・打合せ	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会、その他教員同士の打合せ・情報交換、業務関連の相談、会議・打合せの準備など
	n 事務・報告書作成	業務日誌作成、資料・文書(調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる業務、予算・費用処理にかかわる書類など)の作成、年度末・学期末の部下職員評価、自己目標設定など
	o 校内研修	校内研修、校内の勉強会、研究会、授業見学、学年研究会など
外部対応	p 保護者・PTA対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応など
	q 地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動(巡回・見回りなど)、地域への協力活動など
	r 行政・関係団体対応	教育委員会関係者、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者(業者、校医など)の対応など
校外	s 校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張をともなう研修など
	t 会議	校外での会議・打合せ、出張をともなう会議など
その他	u その他の校務	上記に分類できないその他の校務、勤務時間内に生じた移動時間など
	v 休憩・休息	校務と関係のない雑談、休憩、休息など

文部科学省教員勤務実態調査－昭和41年度調査との比較

●昭和41年度調査



●平成18年度調査



- 児童・生徒の指導に直接的にかかわる業務
- 児童・生徒の指導に間接的にかわる業務
- 学校の運営にかかわる業務及びその他の校務
- 外部対応

教員が多忙に感じていることや負担に感じている業務（赤枠）

アンケート調査結果の上位の業務（平成18年度教員意識調査）

（昭和41年度教員勤務状況調査・平成18年度教員勤務実態調査・平成18年度教員意識調査）

OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)のポイント

調査の概要

○調査概要・目的:

- ・**学校の学習環境と教員の勤務環境**に焦点を当てた国際調査。職能開発などの教員の環境、学校での指導状況、教員へのフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資する。
- ・2008年に第1回調査、2013年に第2回調査(今回)を実施。日本は今回が初参加。

○調査対象: **中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員**

- ・1か国につき200校、1校につき教員(非正規教員を含む)20名を抽出
- ・日本の参加状況: 全国192校、各校約20名(校長192名、教員3,521名)
- ・国公私の内訳(参加校に所属する総教員数における割合): 国公立校 約90%、私立学校 約10%

○調査時期: 平成25年2月中旬～3月中旬(日本)

○調査方法: 調査対象者が質問紙調査(教員用/校長用)に回答(所要各60分)

○調査項目:

- ◆教員と学校の概要 ◆校長のリーダーシップ ◆職能開発 ◆教員への評価とフィードバック
- ◆指導実践、教員の信念、学級の環境 ◆教員の自己効力感と仕事への満足度

○参加国: OECD加盟国等34カ国・地域

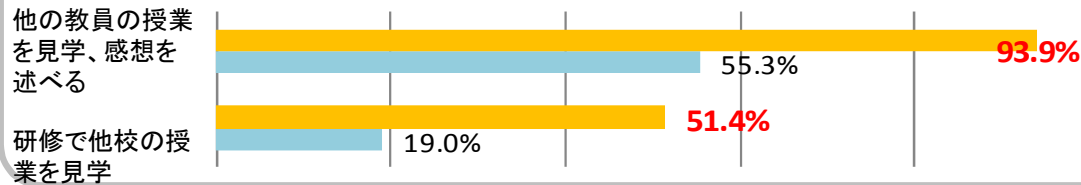
アルバータ(カナダ)、オーストラリア、フランドル(ベルギー)、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、チェコ、キプロス、デンマーク、イングランド(イギリス)、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、アブダビ(アラブ首長国連邦)、アメリカ

※下線は第2回からの新規参加国

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

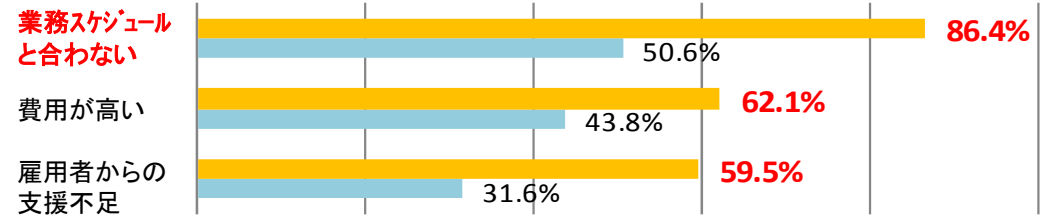
<授業見学の実施状況>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

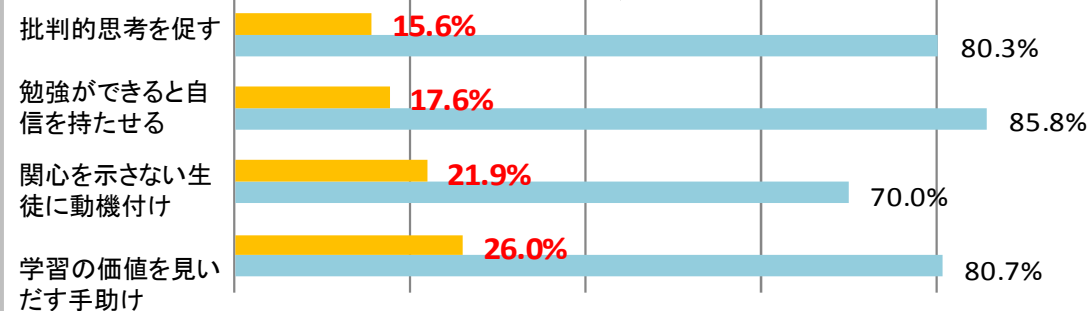
- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

<研修参加への妨げ>

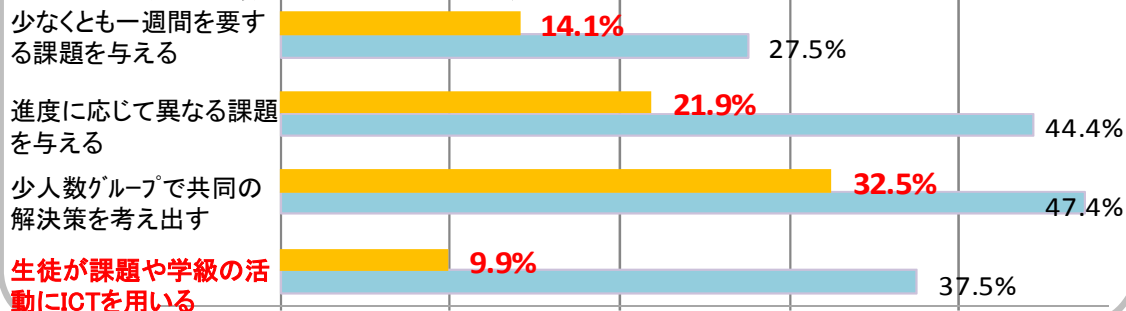


教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



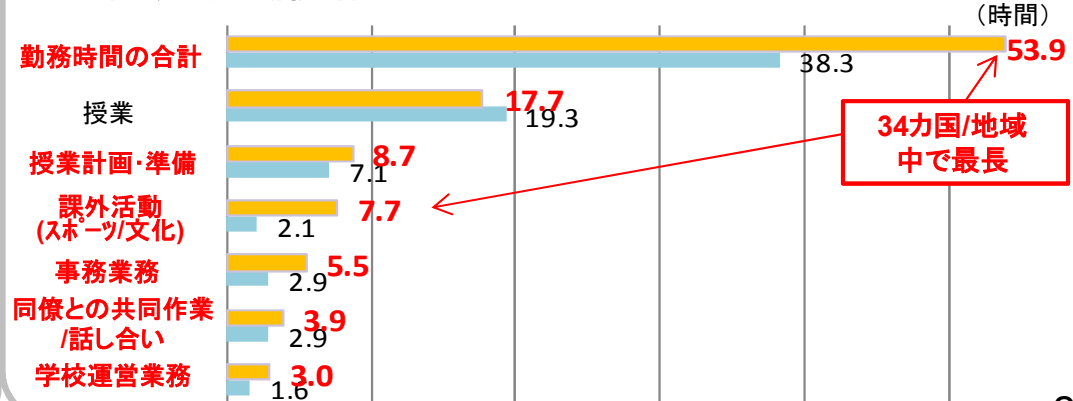
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い! 人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>



OECD・TALIS — 教員の仕事の時間配分について

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長(日本53.9時間、平均38.3時間)。
- 教員が指導(授業)に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度(日本17.7時間、平均19.3時間)である一方、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、平均2.1時間)。
- また、一般的事務業務(日本5.5時間、平均2.9時間)や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間(日本8.7時間、平均7.1時間)等も長い。

(参考)平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間総実労働時間:146.7時間(所定外労働時間を含む)

(参考)教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導(授業)に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間
	学校運營業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間	
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間	
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間	

※直近の「通常の一週間」(休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間)において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。

OECD・TALIS — 教員間の協力

○ 日本では、「他の教員の授業を見学し、感想を述べる」という項目に「行っていない」と回答した教員が参加国平均に比べて極めて低い(日本6.1%、平均44.7%)。

○ 一方、「同僚と教材のやりとりをしていない」(日本11.1%、平均7.4%)、「特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない」(日本6.0%、平均3.5%)、「他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況の評価する基準を定めることを行っていない」(日本16.6%、平均8.8%)、「専門性を高めるための勉強会に参加していない」(日本18.8%、平均15.7%)と回答した教員の割合は、参加国平均より高い。

(参考)教員間の協力

	学級内でチーム・ティーチングを行っていない	他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っていない	学級や学年をまたいだ合同学習を行っていない	同僚と教材のやりとりをしていない
日本	34.0%	6.1%	37.5%	11.1%
参加国平均	41.9%	44.7%	21.5%	7.4%
	特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない	他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況の評価する基準を定めることを行っていない	分掌や担当の会議に出席していない	専門性を高めるための勉強会に参加していない
日本	6.0%	16.6%	3.6%	18.8%
参加国平均	3.5%	8.8%	9.0%	15.7%

○ 日本の学校においては、質の高い指導を行う上で、「資格を持つ教員や有能な教員の不足」（日本79.7%、平均38.4%）、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足」（日本76.0%、平均48.0%）、「職業教育を行う教員の不足」（日本37.3%、平均19.3%）、「支援職員の不足」（日本72.4%、平均46.9%）が「妨げになっている」と回答した校長の学校の学校に所属する教員の割合が、参加国平均に比べて高い。

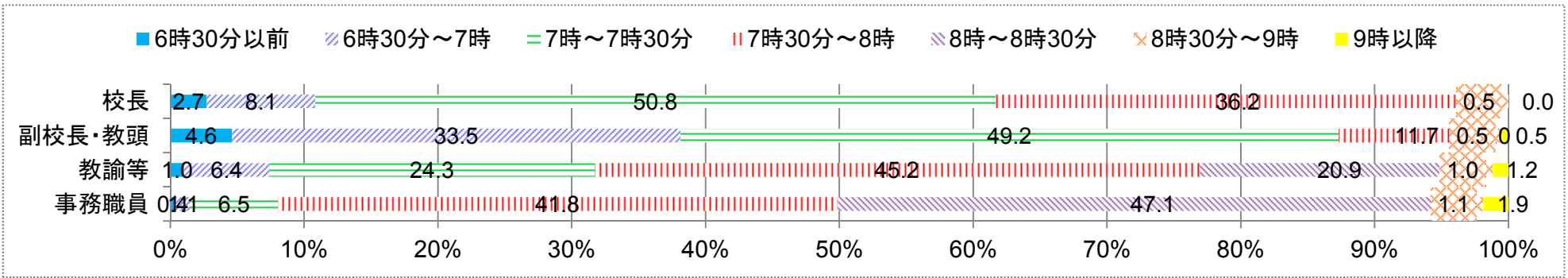
（参考）学校における教育資源

	資格を持つ教員 や有能な教員の 不足	特別な支援を要する 生徒への指導能力を 持つ教員の不足	職業教育を行う教 員の不足	教材(教科書など) が不足している、あ るいは適切ではな い	教育用コンピュー タが不足している、 あるいは適切では ない
日本	79.7%	76.0%	37.3%	17.2%	28.3%
参加国平均	38.4%	48.0%	19.3%	26.3%	38.1%
	インターネット接 続環境が不十分 である	教育用コンピュータソ フトウェアが不足して いる、あるいは適切 ではない	図書館の教材が不 足している、あるい は適切ではない	支援職員の不足	
日本	29.8%	40.1%	40.2%	72.4%	
参加国平均	29.9%	37.5%	29.3%	46.9%	

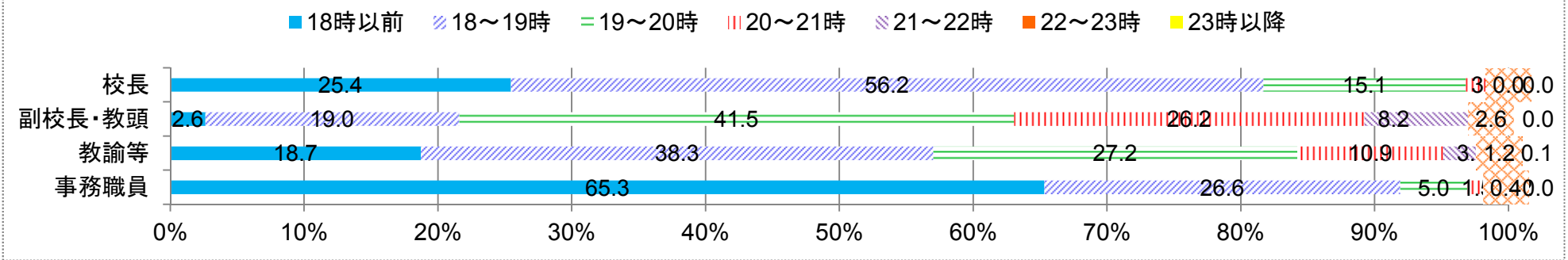
※質の高い指導を行う上で、各項目の教育資源の問題が「非常に妨げになっている」「いくらか妨げになっている」と回答した校長の学校の学校に所属する教員の割合

各職種の平均入校・退校時間等

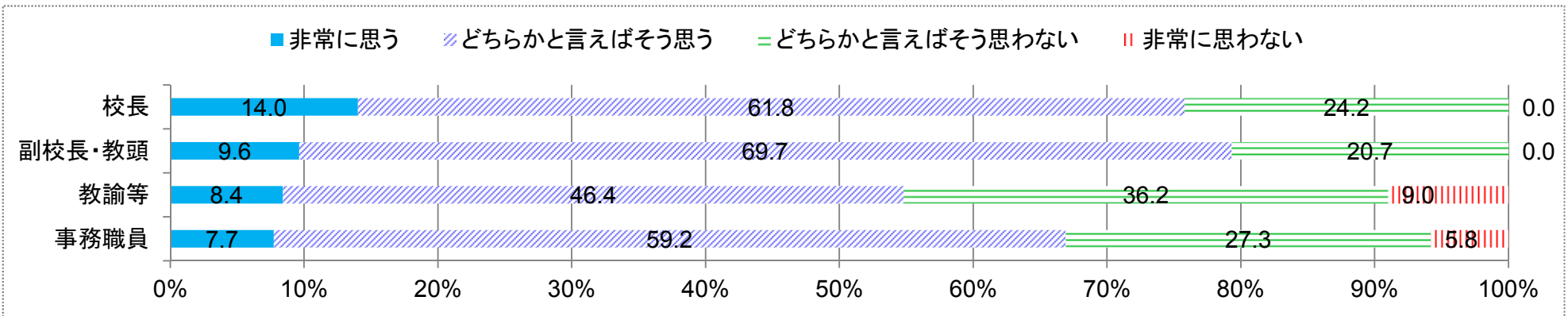
1か月の平均入校時間



1か月の平均退校時間

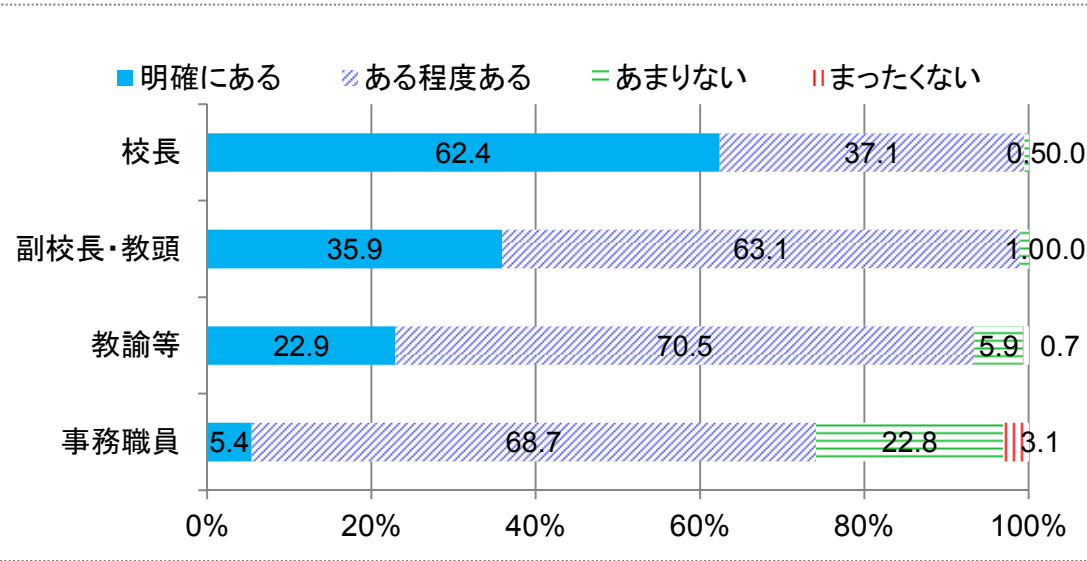


業務の効率化などの改善を図る動き

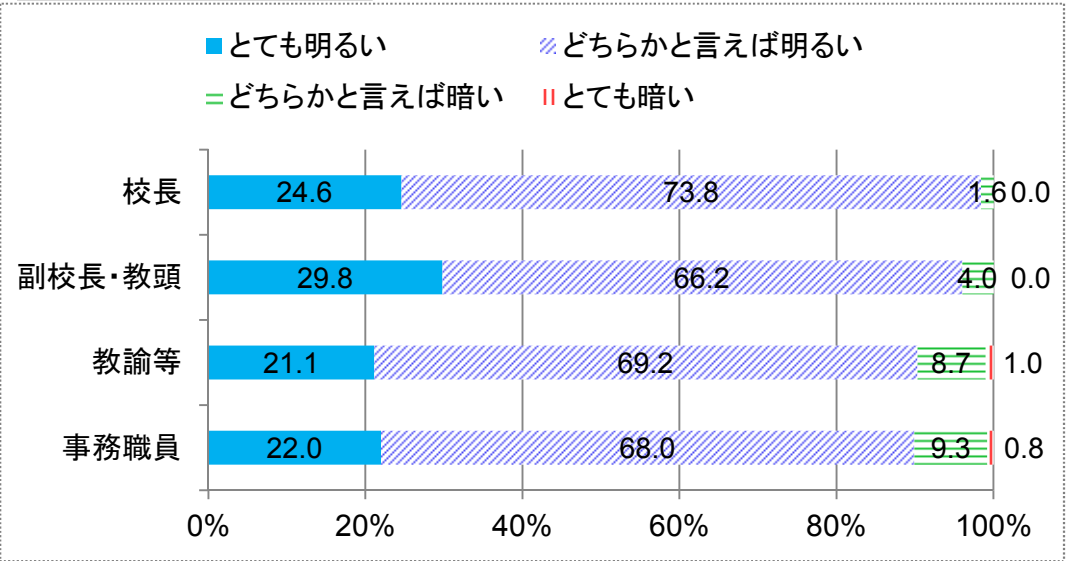


教職員の業務の特徴・職場での人間関係

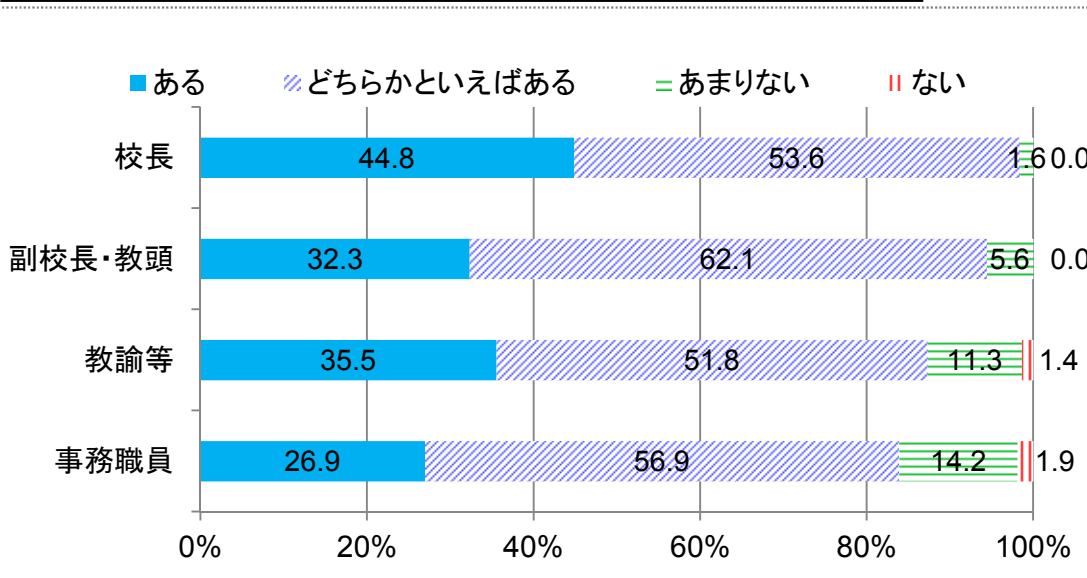
教職員としての理想像



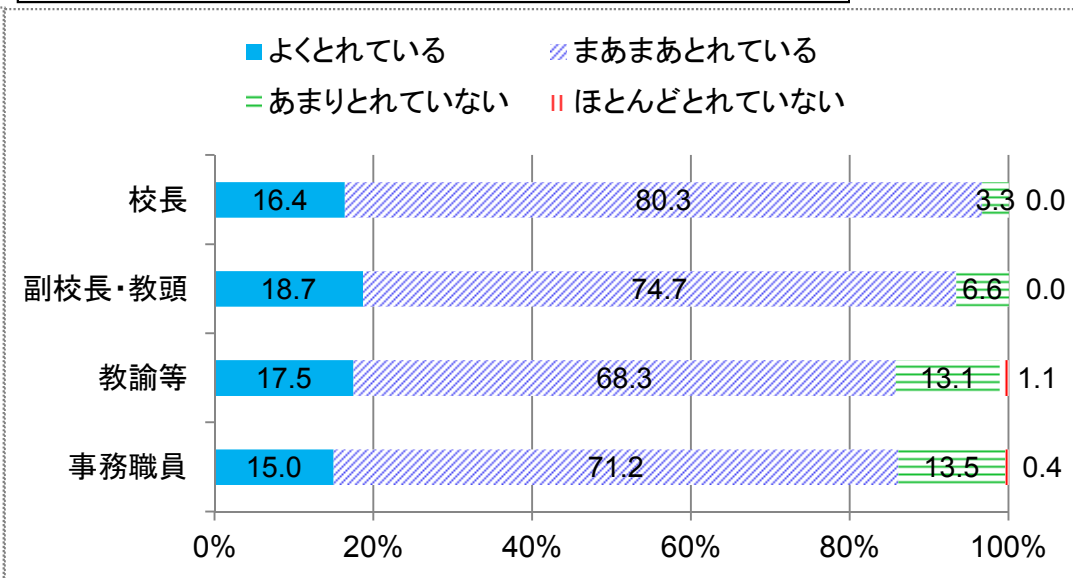
職場内の雰囲気



教職員同士で協力しあって仕事をする雰囲気



職場におけるコミュニケーションの状況



出典「平成24年度教職員のメンタルヘルスに関する調査」(文部科学省委託調査)

学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の推進～

- 我が国の教員の置かれている現状
1. 我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない。→教職員総数に占める教員の割合 日:82%、米:56%、英:51%)
 2. 児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大。
 3. 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長。→日本:53.9時間(参加国平均38.3時間) 出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』

チーム学校の推進

- ・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・併せて、本年7月に公表した「**学校現場における業務改善のためのガイドライン**」を活用するなど、**業務改善を一層徹底**。
- ・これにより、**教員は授業など子供への指導に一層専念**。

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定):H28要求 **3,040人の定数改善**(義務教育費国庫負担金)



チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実 660人

- 養護教諭・栄養教諭等の充実 : 150人
大規模校等における配置の充実
- 専門人材の配置充実 : 100人
学校司書、ICT専門職員等の配置の充実
- 学校マネジメント機能の強化 : 410人
副校長、主幹教諭・事務職員等の拡充

今後の教育活動の充実に向けた定数改善 2,380人

- 創造性を育む学校教育の推進 : 1,440人
主体的な思考力・表現力等を育成する双方向・対話型・少人数による指導の充実等
- 学校が抱える課題への対応 : 940人
特別支援教育の充実、いじめ・不登校等への対応、家庭環境による教育格差の解消、外国人児童生徒等への日本語指導等

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**

スクールカウンセラー H28要求額:48億円(8億円増)

- 全公立中学校への配置に加え、週5日相談体制を実施 :200校
- 小中学校の相談体制の連携促進 :300校→3,100校
- 貧困対策のための重点加配 :600校→1,200校**
(スクールカウンセラーの主な業務内容)
 - ・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
 - ・事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等

スクールソーシャルワーカー H28要求額:10億円(4億円増)

- 配置数の増 :2,247人→3,047人
- 貧困対策のための重点加配 :600人→1,200人**
- 質向上のためのスーパーバイザーの配置 :47人【新規】**
(スクールソーシャルワーカーの主な業務内容)
 - ・福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等



特別支援教育専門家等 H28要求額:14億円の内数(新規)

- 特別支援教育専門家等の配置
 - ・看護師:約1,460人
 - ・合理的配慮協力員:約350人
 - ・外部専門家:約430人(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**

教育サポーター H28要求:49億円(8億円増)

- 配置人数 **10,000人→12,000人**
(主な業務内容)
 - ・補充学習、発展的な学習への対応
 - ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
 - ・小学校における英語指導への対応
 - ・中学校における部活動指導支援 等



※このほか、理科の観察実験補助員(H28要求:3,100校)などを計上

學習指導要領改訂

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 諮問 (平成26年11月) の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、**学びの質や深まりを重視**することが必要。また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等

2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

○グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）

○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方

- ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
- ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
- ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
- ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
- ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等

など

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年（平成32年）から順次実施予定

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

①「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」

各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。

②「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」

主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。

③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」

①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。

- ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
- ・多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの 学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善(地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必修科目の設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。) 等

どのように学ぶか

アクティブ・ラーニングの観点からの 不断の授業改善

- ◆ 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

(出典)
教育課程企画特別部会 論点整理
補足資料 より

主体性・多様性・協働性
学びに向かう力
人間性 など

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点から
の不断の授業改善)

学習評価の充実
カリキュラム・マネジメントの充実

何を知っているか
何ができるか

個別の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

- ①子どもや地域等の実態把握に基づく学校
教育目標の設定と共通理解
- ②教育活動の内容や方法についての基本的な
理念や方針の設定
- ③各教科・領域等の教育活動の目標や内容、
方法の具体化
- ④日々の教育・経営活動の形成的・総括的な
評価・改善

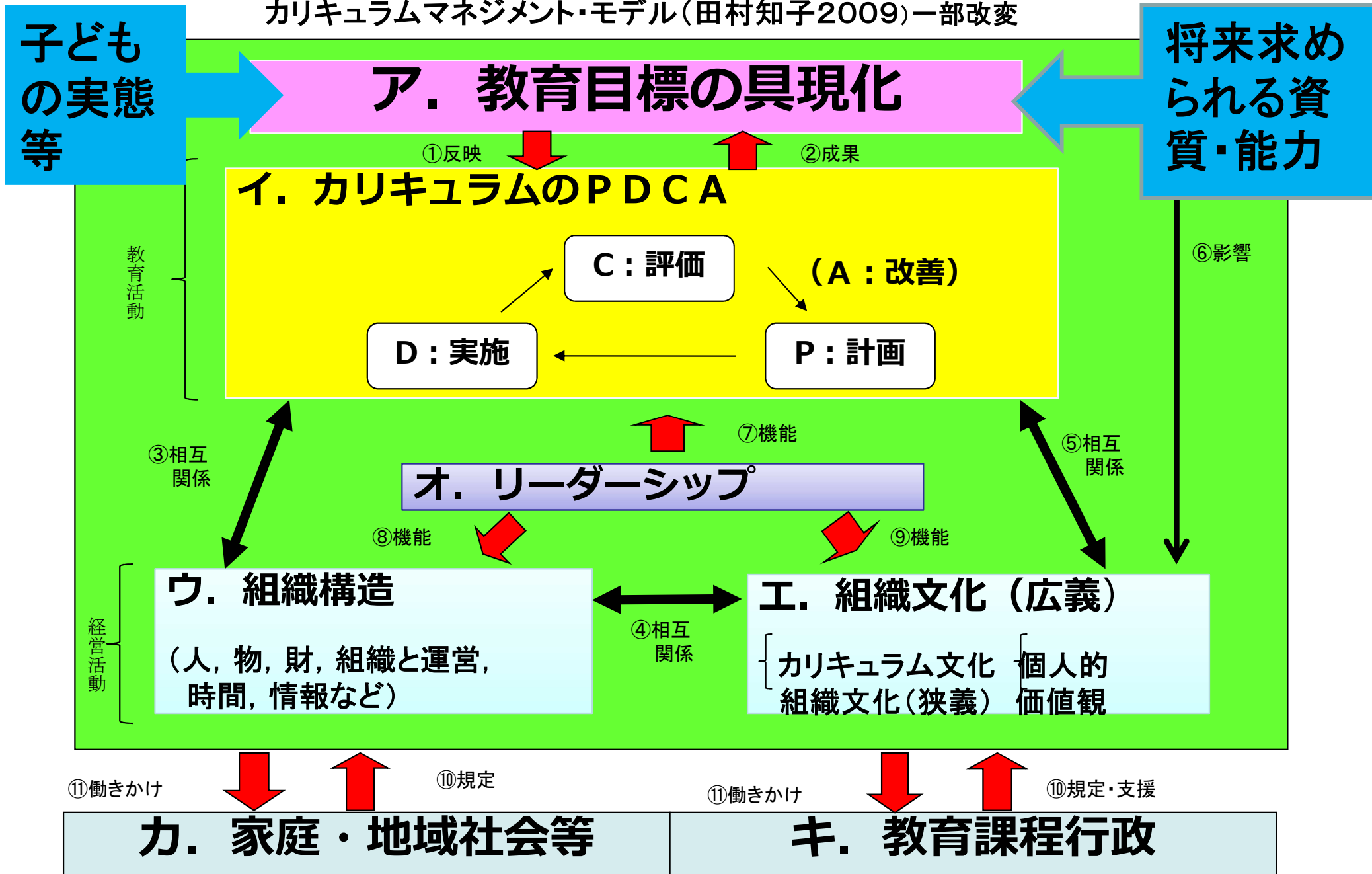
村川雅弘ほか編『「カリマネ」で学校はここまで変わる！』ぎょうせい、2013年、pp.2-11

- ④日々の教育・経営活動の形成的・総括的な評価・改善
- ⑤指導体制と運営体制、学習環境と研修環境、経費や時間などの工夫・改善
- ⑥教職員の力量向上や意識改革のための研修
- ⑦家庭・地域及び外部機関との連携・協力
- ⑧管理職及び中堅層のリーダーシップ

村川雅弘ほか編『「カリマネ」で学校はここまで変わる！』ぎょうせい、2013年、pp.2-11

カリキュラムマネジメントモデル

カリキュラムマネジメント・モデル(田村知子2009)一部改変



出典 : 平成27年5月19日 チーム学校作業部会
鳴門教育大学 村川雅弘 教授 提出資料

学校におかれる教職員

— 管理職 —

管理職に関する職務規定等

○校長：校務をつかさどり、所属職員を監督する。
（学校教育法第37条第4項等） 【人数：3,3761名】

○副校長：校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。
（学校教育法第37条第5項等）
【設置県市数：44都道府県市、人数：3,646名】

○教頭：校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
（学校教育法第37条第7項等）
【設置県市数：66道府県市、人数：33,846名】

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）
調査対象：人事権を持つ67都道府県・指定都市教育委員会

管理職等の数及び登用者数(平成26年4月1日現在)

	小学校	中学校	高等学校・ 中等教育学校	特別支援学校	合計
公立学校数 本校	20,357	9,626	3,577	924	34,484
分校<外数>	<201>	<81>	<89>	<113>	<484>
校長数	19,977	9,320	3,540	924	33,761
うち 校長登用者数	3,203	1,243	689	207	5,342
副校長数	1,750	900	758	238	3,646
うち 副校長登用者数	271	141	246	65	723
教頭数	18,640	9,095	4,761	1,350	33,846
うち 教頭登用者数	3,272	1,692	884	298	6,146
主幹教諭数	9,009	6,224	3,432	1,077	19,742
うち 主幹教諭 登用者数	1,901	1,204	610	215	3,930
指導教諭数	828	529	407	109	1,873
うち 指導教諭 登用者数	215	110	75	19	419

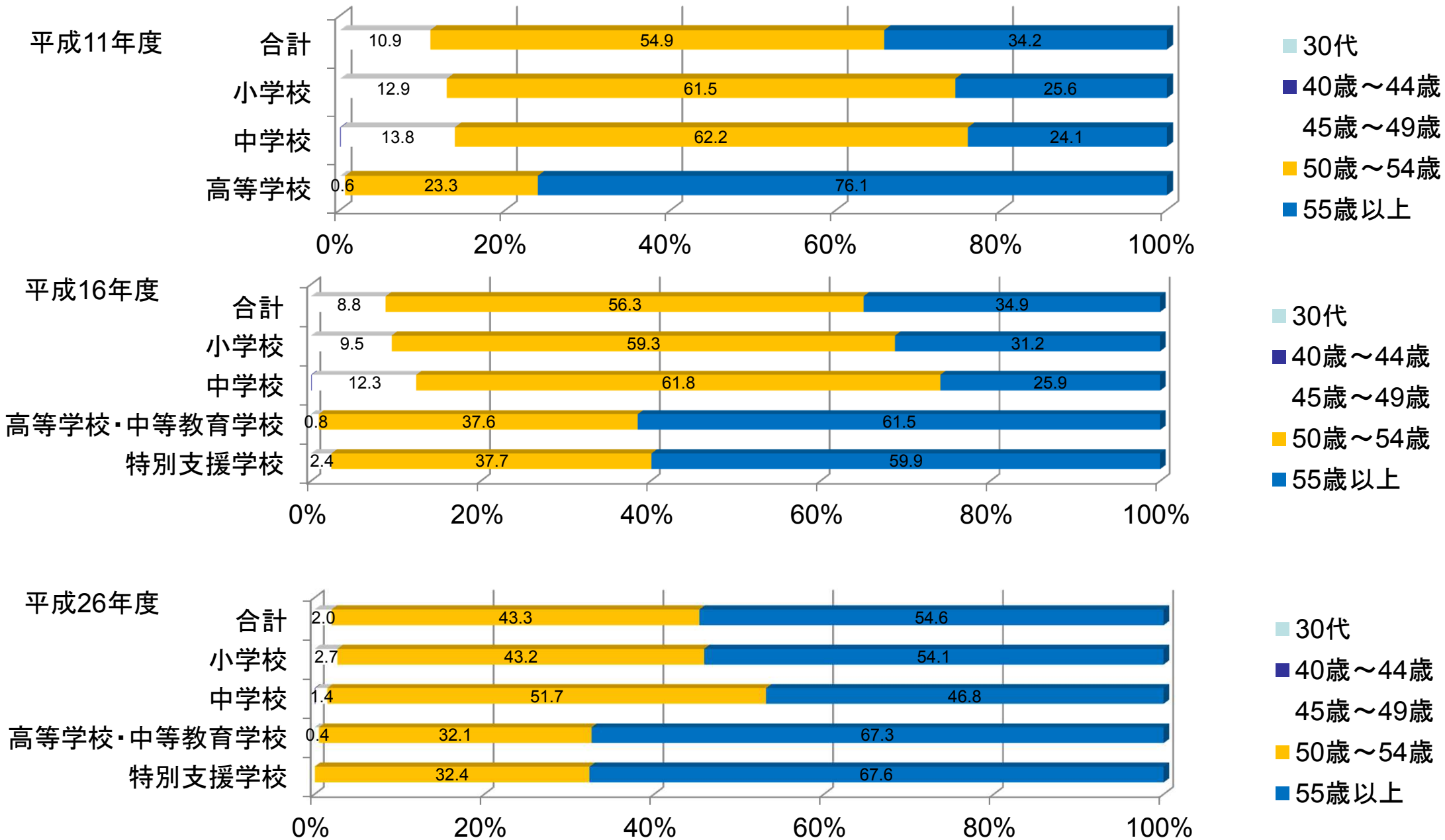
校長・副校長・教頭の登用率の推移(各年4月1日現在)

(単位:%)

校種	小学校			中学校			高等学校 中等教育学校			特別支援学校			合計			
	年度	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭
	11	13.2	—	12.1	11.8	—	15.8	19.5	—	18.7	21.7	—	20.8	13.7	—	14.2
	16	14.1	—	13.6	12.4	—	15.1	18.3	—	15.8	19.7	—	18.5	14.2	—	14.5
	22	15.4	12.3	15.9	13.8	21.9	18.1	18.6	26.2	17.3	22.6	30.5	20.3	15.5	18.4	16.8
	23	14.6	15.7	14.5	12.6	16.8	17.2	17.9	30.2	15.7	20.3	29.0	19.4	14.5	19.6	15.6
	24	14.9	15.9	15.5	12.7	15.9	17.0	19.1	29.5	17.3	23.3	24.1	20.7	14.9	19.1	16.4
	25	15.1	15.8	16.1	13.5	19.8	18.1	19.9	36.4	18.7	23.0	30.4	22.8	15.4	22.0	17.3
	26	16.0	15.5	17.6	13.3	15.7	18.6	19.5	32.5	18.6	22.4	27.3	22.1	15.8	19.8	18.2

校長の年齢別登用状況の推移

(単位: %)



(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

校長等登用者の直前の職

登用直前の職歴	校長 登用者数	副校長 登用者数	教頭 登用者数	主幹教諭 登用者数	指導教諭 登用者数
副校長	623 (115)				
教頭	3,445 (649)	279 (45)			4
主幹教諭		325 (73)	1,534 (278)		28 (7)
指導教諭			56 (23)	392 (171)	
教諭		60 (8)	2,951 (516)	3,257 (1010)	368 (169)
養護教諭			3 (3)	104 (65)	3 (3)
事務職員	3	1	8 (2)		
その他の教育職員	27 (4)	1	19 (4)	4 (2)	2 (2)
教育委員会事務局 職員	1,190 (130)	57 (9)	1,535 (283)	171 (36)	13 (6)
その他	54 (4)		40 (8)	2 (1)	1
合 計	5,342 (902)	723 (135)	6,146 (1,117)	3,930 (1,285)	419 (187)

(注)()は、登用者に占める女性の人数

公立学校の校長・副校長・教頭数と登用者数・女性数

(平成26年4月1日現在)

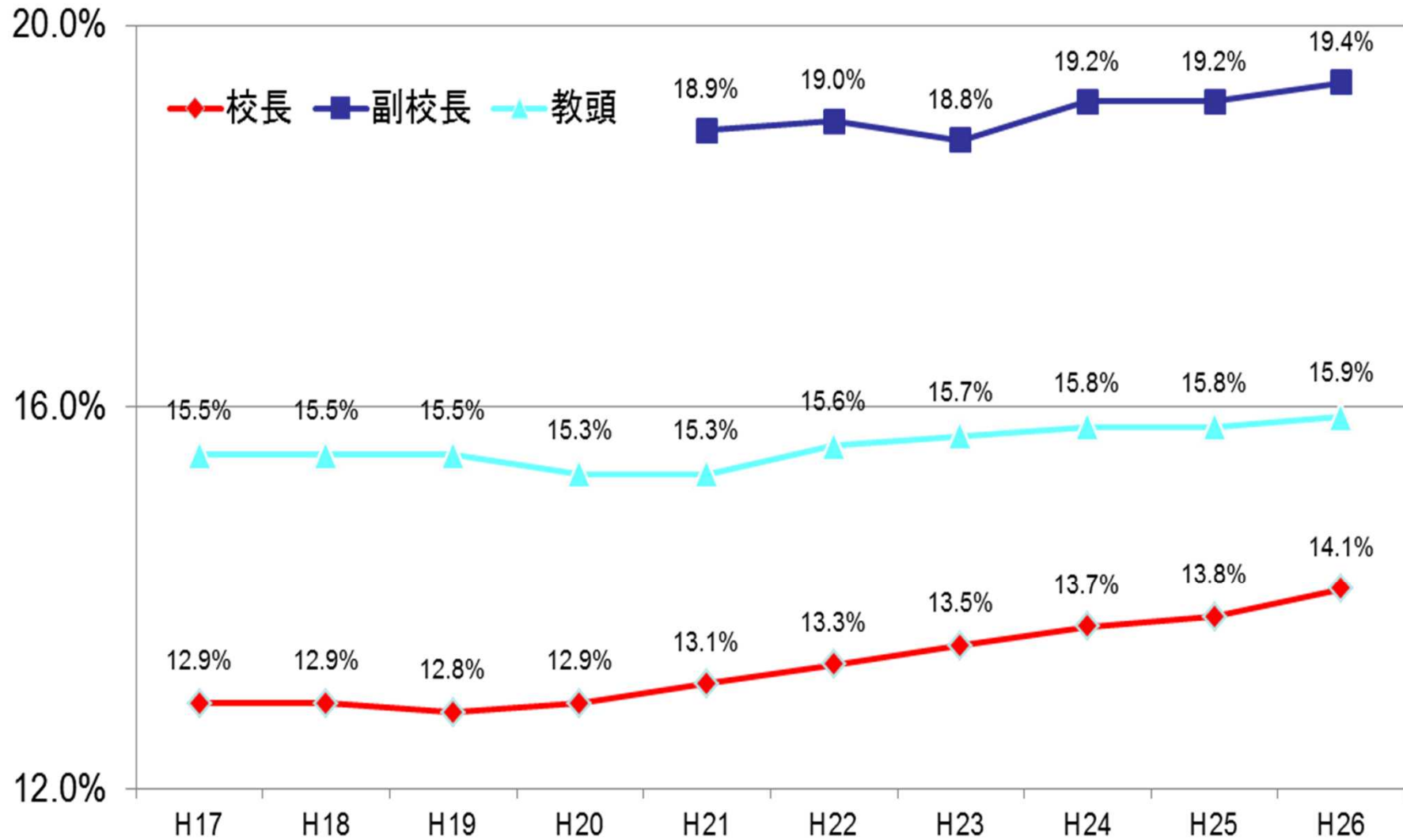
		小学校	中学校	高等学校・ 中等教育学校	特別支援学校	合計
公立 学校数	本校	20,357	9,626	3,569	924	34,476
	分校〈外数〉	<201>	<81>	<89>	<113>	<484>
校長数		19,977	9,320	3,540	924	33,761
女性(内数)		<3,805>	<531>	<238>	<197>	<4,771>
うち校長登用者数		3,203	1,243	689	207	5,342
女性(内数)		<709>	<79>	<58>	<56>	<902>
副校長数		1,750	900	758	238	3,646
女性(内数)		<486>	<87>	<72>	<62>	<707>
うち副校長登用者数		271	141	246	65	723
女性(内数)		<76>	<16>	<20>	<23>	<135>
教頭数		18,640	9,095	4,761	1,350	33,846
女性(内数)		<3,995>	<717>	<354>	<319>	<5,385>
うち教頭登用者数		3,272	1,692	884	298	6,146
女性(内数)		<823>	<144>	<71>	<79>	<1,117>

※登用者：平成26年度に新たに任用された者

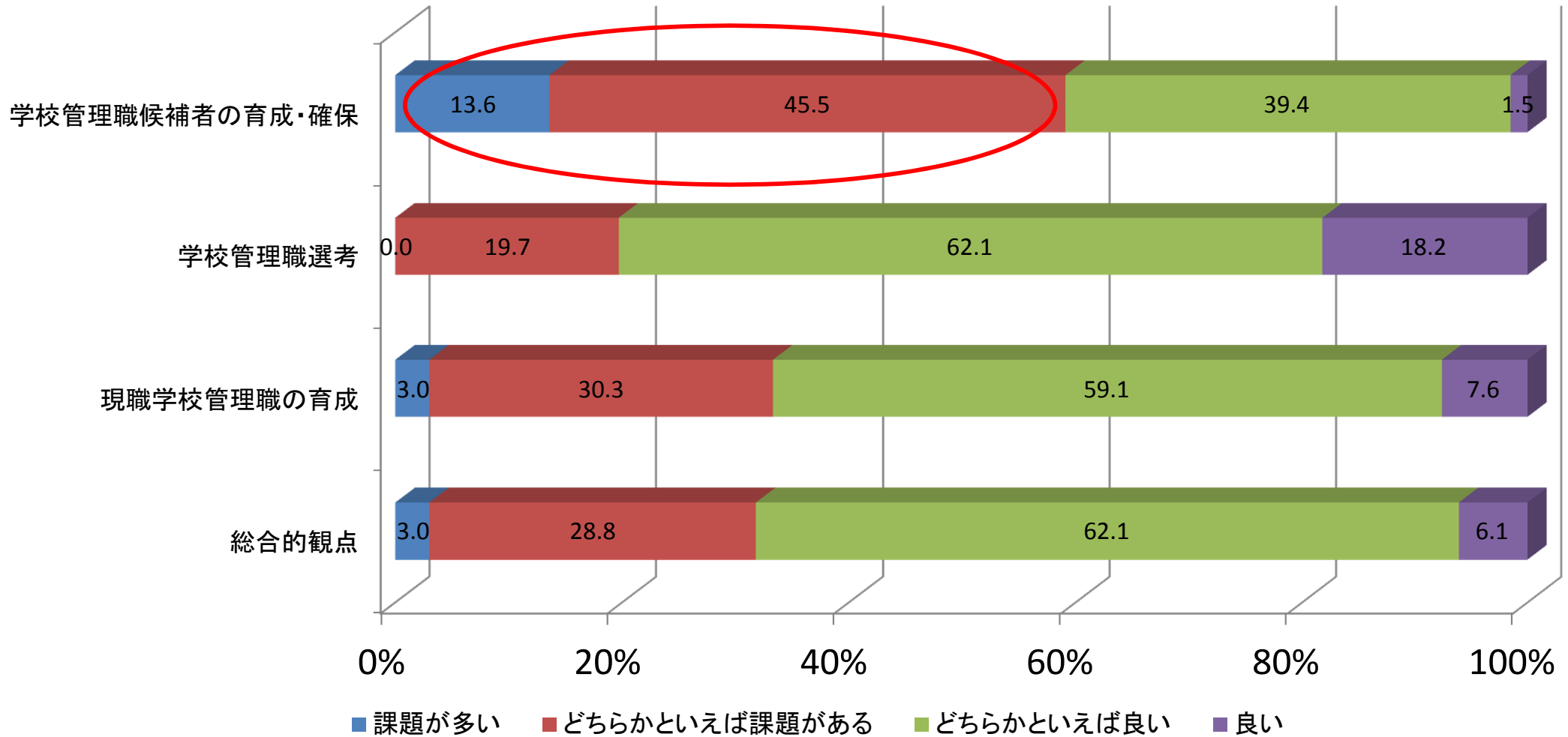
※公立学校数は平成26年度学校基本統計（平成26年5月1日現在）。

職種別女性管理職の割合の推移

※職種別の女性管理職の割合(平成17年度～平成26年度)



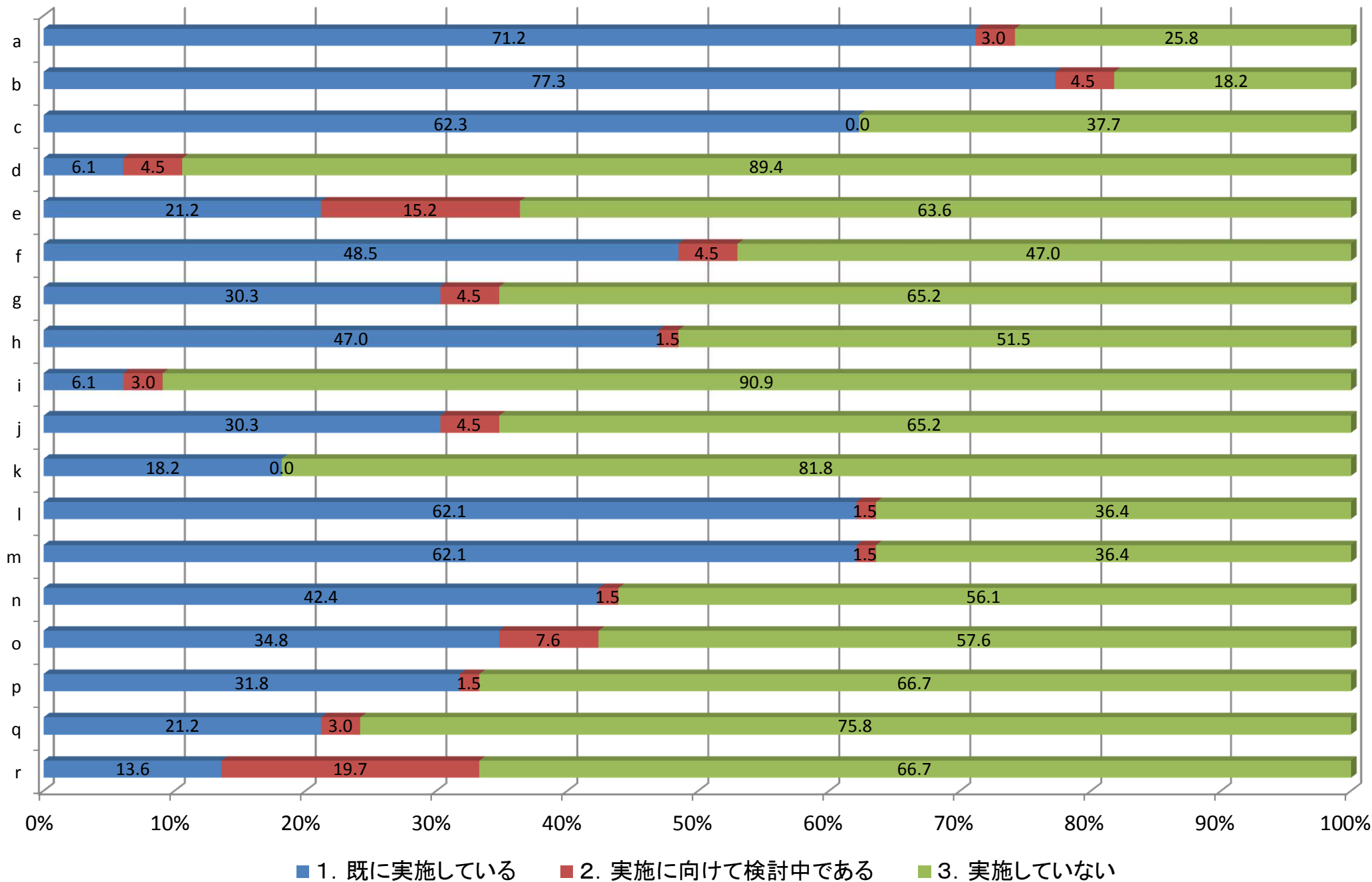
学校管理職育成のプロセスの各ステージにおける評価



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職候補者の育成・確保の手立ての実施状況

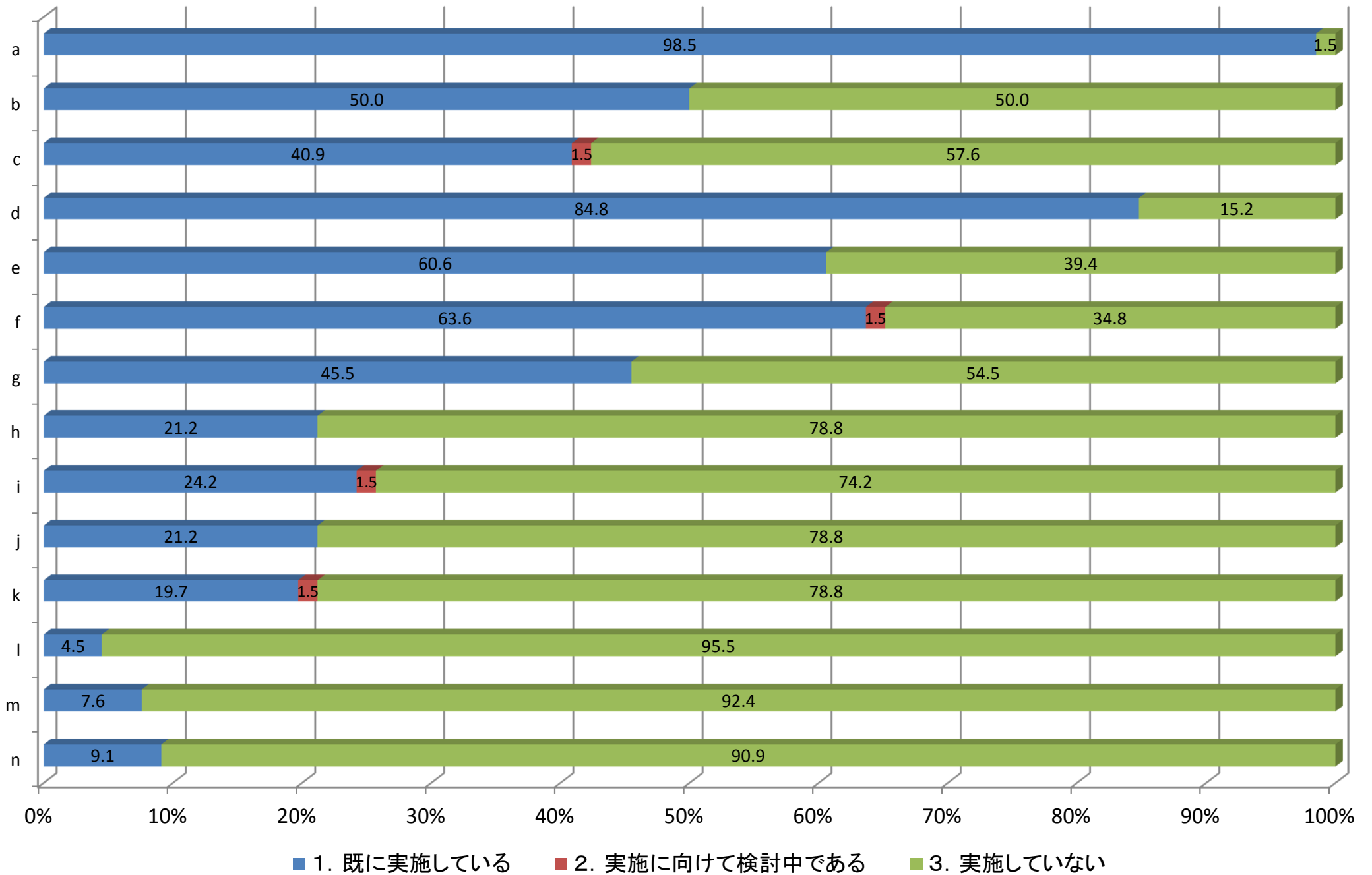
a.学校管理職選考の在り方に関して現職学校管理職へ積極的に周知徹底を図り、協力して学校管理職候補者を育成する体制を作っている
b.将来の学校管理職育成における、自らの役割の重要性を現職学校管理職に向けて喚起する働きかけを行う
c.市区町村教育委員会と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
d.処遇の改善を図ることにより学校管理職の魅力向上させる
e.勤務負担軽減や学校管理職の権限を拡大することにより学校管理職の魅力向上させる
f.有望な学校管理職候補者を選びセンター等で研修を行う
g.有望な学校管理職候補者を選び大学院派遣研修を行う
h.有望な学校管理職候補者を選び派遣研修(大学院を除く)を行う
i.学校管理職選考試験受験の条件として特定の研修を指定する
j.研修において有望な学校管理職候補者を見極めるため、教育委員会として組織的・計画的な取組を行う
k.有望な学校管理職候補者を優秀な校長在籍校へ異動させて育成を行う
l.有望な学校管理職候補者に主幹教諭等のいわゆる「新たな職」の経験をさせて育成を行う
m.教職員評価を通じて校長と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
n.有望な学校管理職候補者を選び、異動を通じた育成・評価を計画的に行う(例えば、教育委員会による適切な支援の下で課題校を経験させる等)
o.任用資格の変更により受験者層増加を図る
p.いわゆる民間人校長(学校教育法施行規則第二十二條の規定に基づくもの)の導入を図る
q.«教育に関する職に十年以上あつたこと»という条件で任用される校長(学校教育法施行規則第二十二條の二の規定に基づくもの)の導入を図る
r.校長の定年延長、再任用を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職選考の手立て

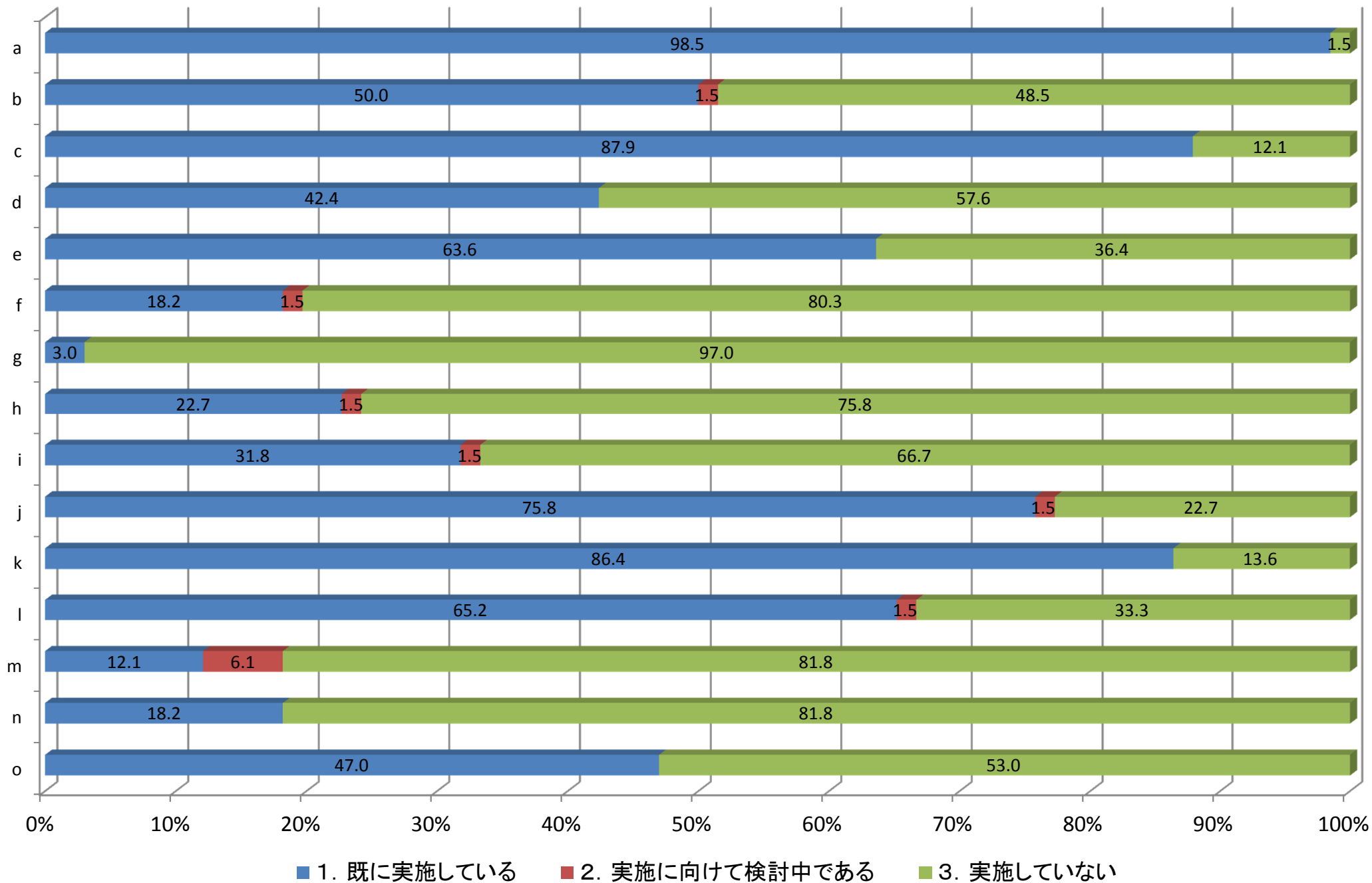
a.学校管理職選考試験を実施する
b.学校管理職選考試験の出願に際して推薦制を導入する
c.学校管理職選考試験の出願に際して自己推薦制を導入する
d.勤務実績を合否の判断材料とする
e.研修履歴、研修における取組等を判断材料とする
f.校長推薦書等を合否の判断材料とする
g.実績報告書(受験者が作成)などを合否の判断材料とする
h.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長)を行う
i.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長を除く)を行う
j.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長)を行う
k.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長を除く)を行う
l.学校管理職選考合格者に対する大学院派遣研修を行う
m.学校管理職選考合格者に対する派遣研修(大学院を除く)を行う
n.選考試験とは別の任用審査の実施を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

現職学校管理職の育成の手立て

a.任用初年度に新任学校管理職研修を行う
b.任用初年度以降、複数年にわたる連続した学校管理職研修を行う
c.新任か否かを問わず学校管理職全員を対象とした研修を行う
d.学校管理職登用後の派遣研修を行う
e.新任学校管理職に対して教育委員会等が訪問指導を行う
f.学校管理職を支援するための外部アドバイザー制度を設け、支援を行う
g.統括校長等の配置により学校管理職に対する指導助言を行う
h.学校管理職向けの業務遂行に関するガイドブックの作製・配布をする
i.他県の事例も含めて学校管理職の先駆的実践の紹介・共有の促進を図る
j.行政主催の校長会等の開催による情報伝達を行う
k.校長会等の独自の運営による校長会等における情報共有の支援を行う
l.民間企業の経営者等を研修会で活用する
m.大学の研究者と連携した現職学校管理職研修の開発・実施を行う
n.教育委員会に学校管理職の学校経営の指導を行う専門ポストを設け支援を行う
o.降任制度の積極的活用による質の保証を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

管理職着任前研修・任用前研修の有無について

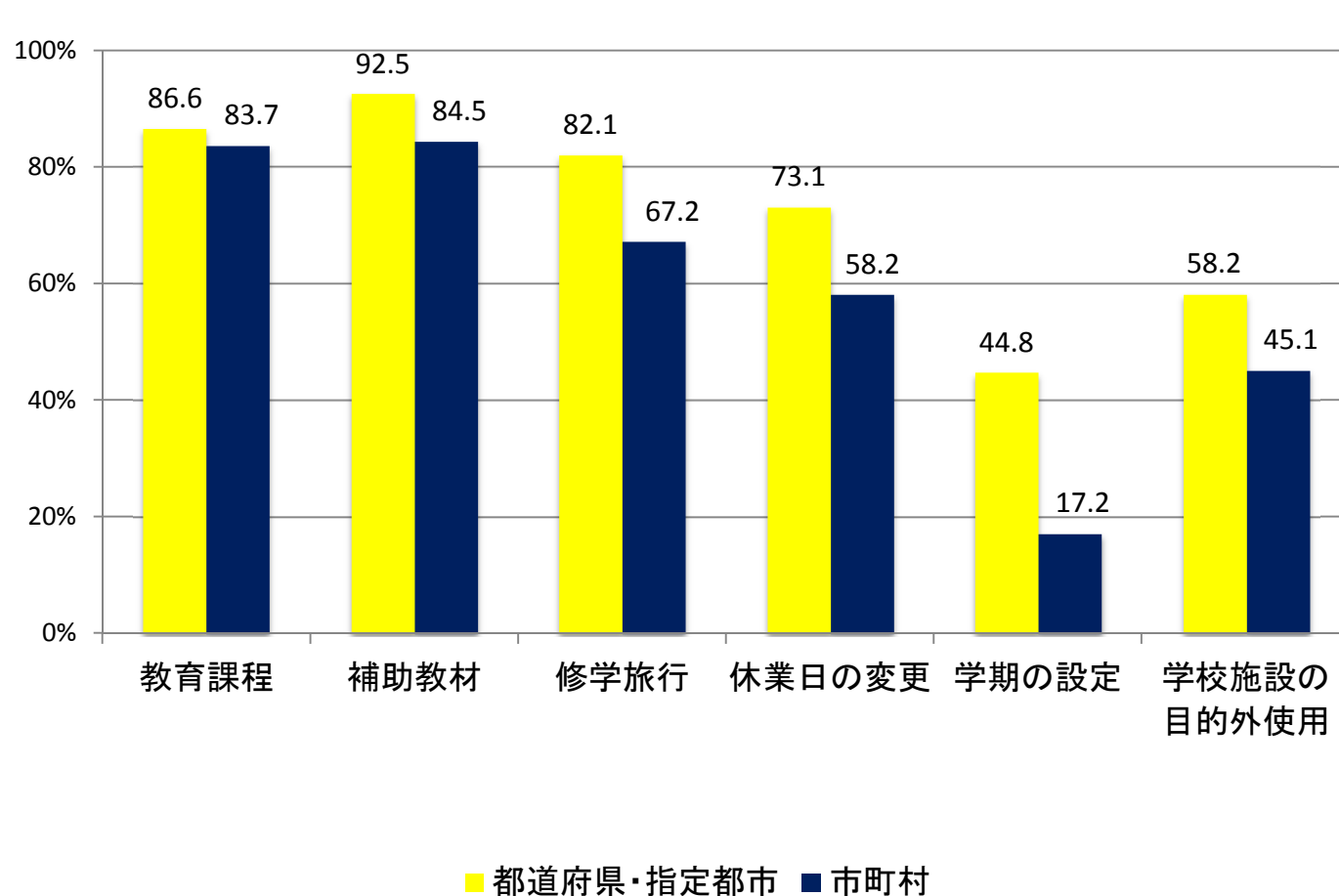
類型	自治体数	比率
着任前・任用前研修のどちらも おこなっている自治体	3	4.7%
任用前研修をおこなっている自 治体	3	4.7%
着任前研修をおこなっている自 治体	11	17.2%
着任前・任用前研修のどちらも おこなっていない自治体	47	73.4%
合計	64	100.0%

※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)、未回答2

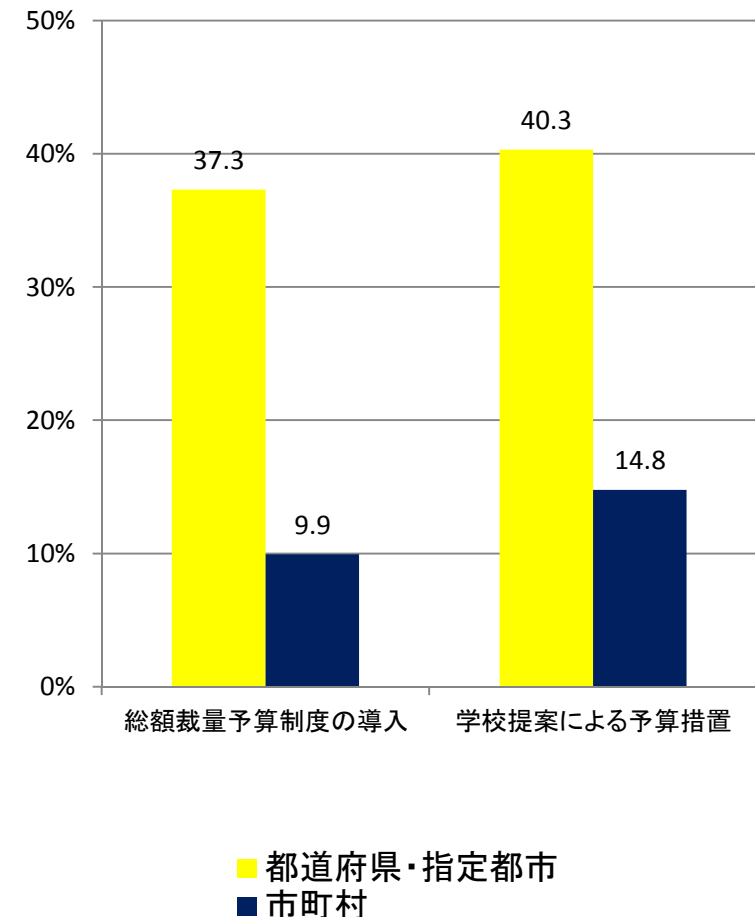
※任用前研修とは、学校管理職選考試験合格者が任用決定前に受ける研修のことを指し、任用決定者が着任前に受ける研修のことを着任前研修として調査

各都道府県等における学校の裁量拡大の取組状況

学校管理規則にて、学校の各種取組について
許可・承認による関与を行わない教育委員会の割合(%)



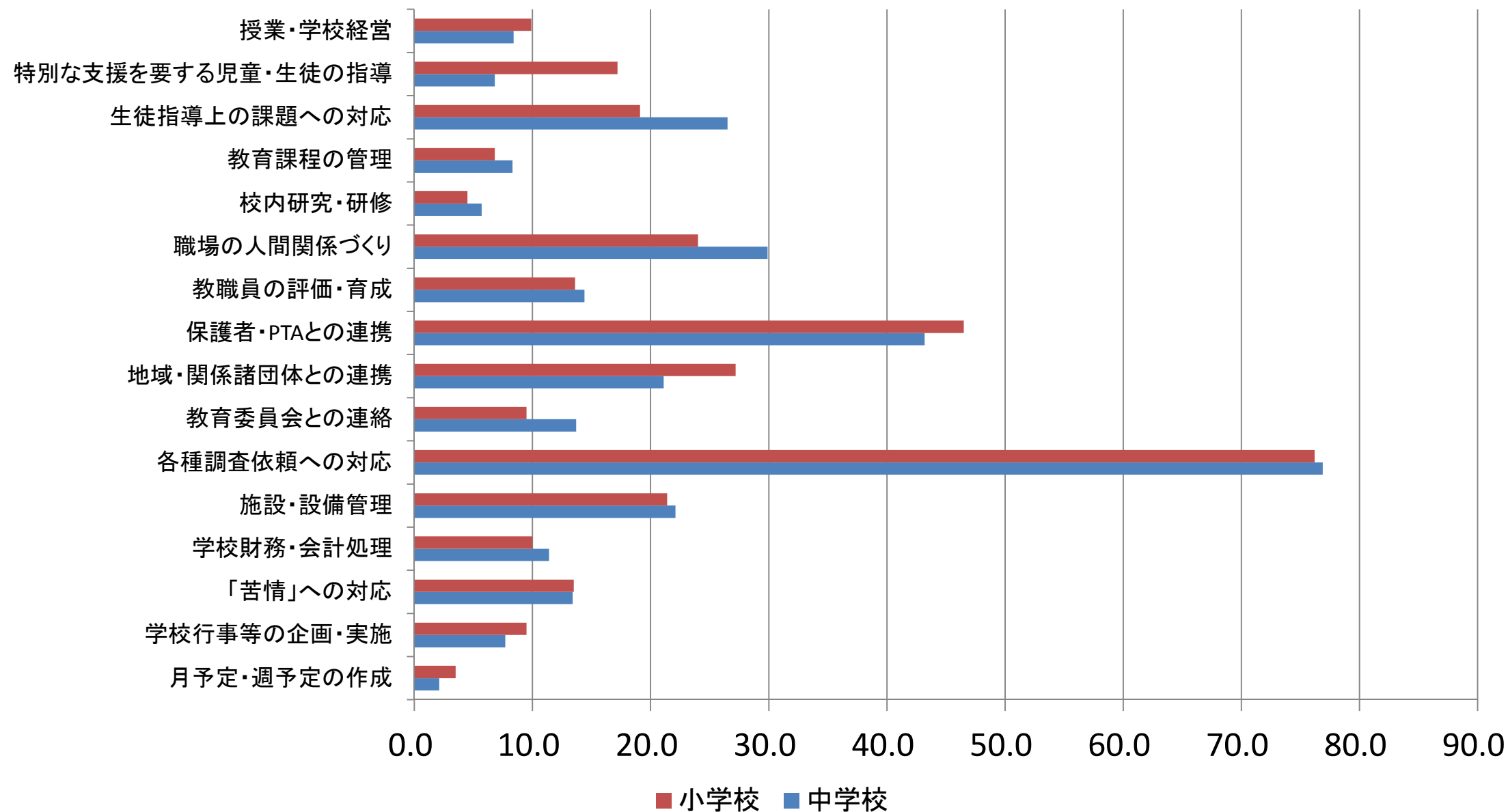
学校裁量予算を導入している
教育委員会の割合(%)



(中学校)校長の仕事の時間配分

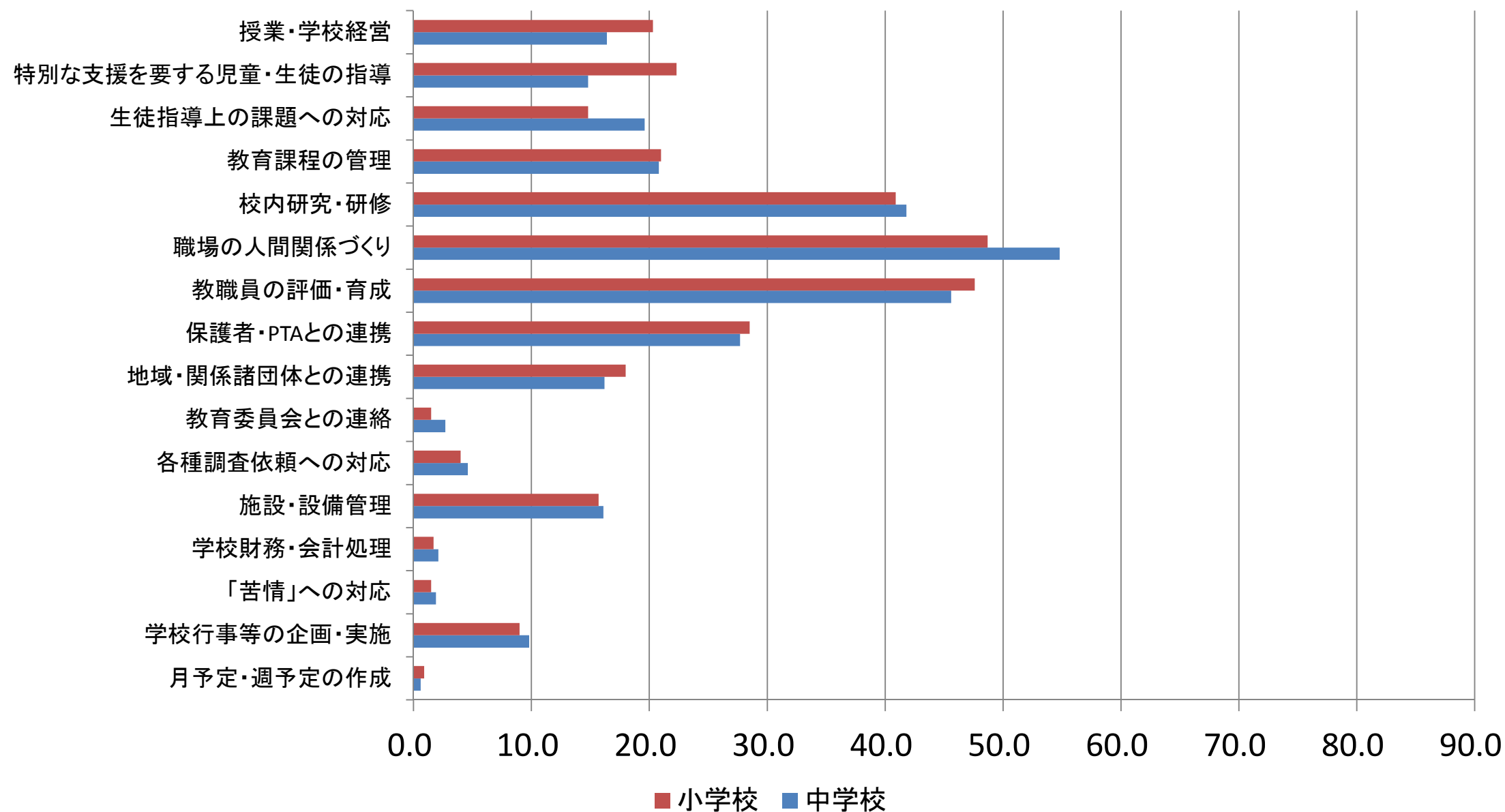
参加国平均	日本	校長の仕事のカテゴリー	補足事項
41.3%	35.6%	管理・統括に関する業務や打合せ	人事管理、規則管理、報告、学校の予算管理、日程や学級の編制、方針の立案、リーダーシップ・統率活動全般、国や自治体関係者からの要請への対応を含む
21.4%	25.2%	教育課程や学習指導に関する業務や会議	カリキュラム開発、授業、学級観察、生徒の評価、組織内指導(メンタリング)、教員の職能開発を含む
14.9%	14.6%	生徒との関わり	規律管理、カウンセリング、課外での対話を含む
11.2%	11.2%	保護者との関わり	公式なものとは非公式なものを含む
7.1%	8.3%	地域コミュニティや産業界との関わり	—
4.1%	5.0%	その他	—
100.0%	100.0%	合計	—

教頭が実際に費やす職務内容



全国公立学校教頭会の調査(平成26年度)

教頭が費やしたい職務内容



教職大学院制度について

1. 教職大学院の目的及び特性

1. 目的及び機能

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、より実践的な指導力・展開力を備え、**新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成**
- ② **現職教員を対象に**、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えた**スクールリーダーの養成**

2. 特性

- ① 10単位以上は**学校等での実習**とするなど**理論と実践を往還させた体系的な教育課程**
- ② **現職教員学生**と**学部卒学生**が同じ課程で協働しながら学修するカリキュラム
- ③ **実務家教員**と**研究者教員**の**チームティーチング**による授業運営
- ④ **学校現場での今日的諸課題を題材**とした事例研究、討論等を中心とした授業方法

2. 今後の方向性

現状

- ① **設置大学数**：22都道府県 27大学（国立大学21校、私立大学6校） [H27年度]
- ② **教員就職率**：94.4%（現職教員学生を除く） [H26.3卒業者]
※国立教員養成大学学部新卒者：69.0%、同修士課程修了者：55.2%

- ① **全ての都道府県**に設置・拡充を推進（国立は教員養成系修士課程を教職大学院に移行）
- ② 教育委員会等との連携・協働を強化し、アクティブラーニング等より学校現場のニーズに即したカリキュラムの編成を促進
- ③ **指導主事**など**学校運営等において中心的役割を担う教員、管理職候補者となる高度な学校マネジメント能力を有する教員の養成**も推進
- ④ 教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、**教職大学院の学びを明確に位置付け**、（1）教職大学院で履修した者に関し、教員採用の**選考において特例**を設けることや**法定研修の一部を免除**、（2）**現職研修や管理職登用等**における教職大学院のプログラム等の活用、（3）現職教員が履修しやすい**プログラムへの改善・充実**を推進

教職大学院の設置状況 [平成27年度]

国立大学: 21大学(入学定員718人)
 私立大学: 6大学(同 170人)
 合計 27大学(同 888人)

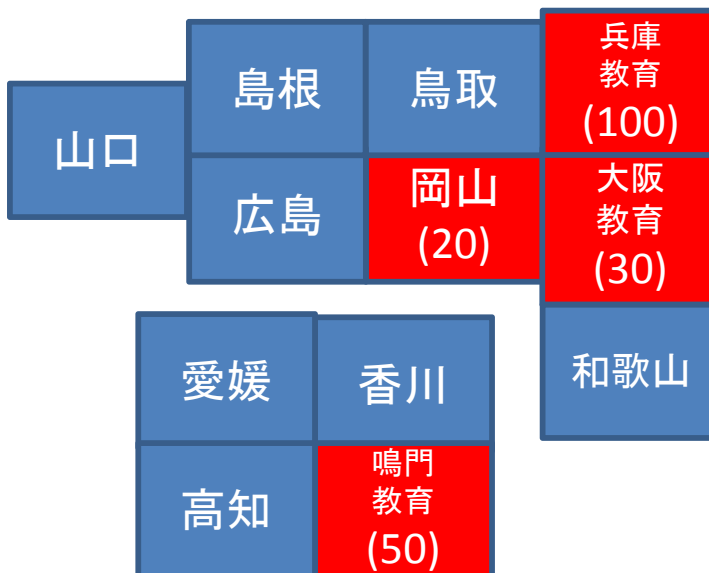
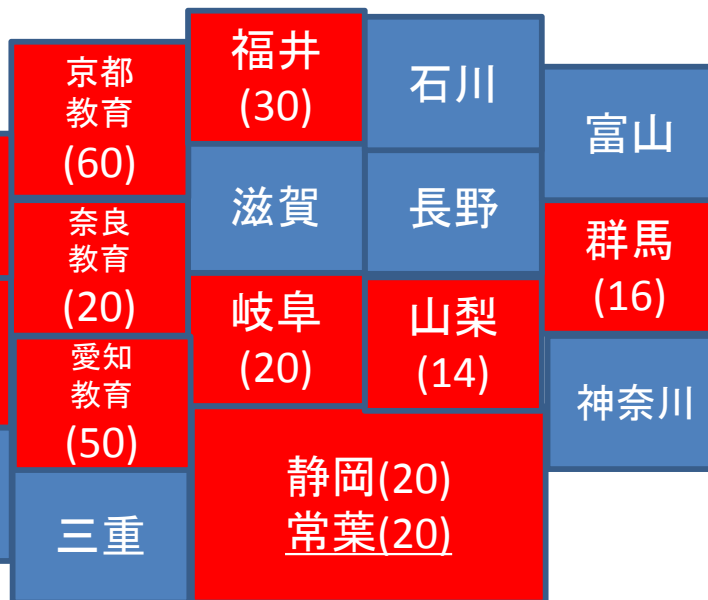
*** 22都道府県で設置**
<25県で未設置>

※ 大学名の下の()は入学定員、下線は私立大学、その他は国立大学

北海道教育
(45)

青森

教職大学院の設置済
都道府県(22)
 教職大学院の未設置県
(25)



学校におかれる教職員

— 教職員 —

主幹教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

- 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
- 任命権者である教育委員会が、教諭等から選考を行い任用(昇任)

2. 職務の内容

- 校長、副校長、教頭を補佐するとともに、校長から任された校務の一部について、校長等が判断・処理できるように、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当する。(学校教育法第37条第9項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条

9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

[職務の具体例]

- ① 教育計画の企画立案など教務に関する校務
- ② 校内における生徒指導体制の整備や個別のいじめ、不登校問題への対応など生徒指導に関する校務
- 上記の立場から、所属職員に対して職務命令を発しうる。

3. 処遇

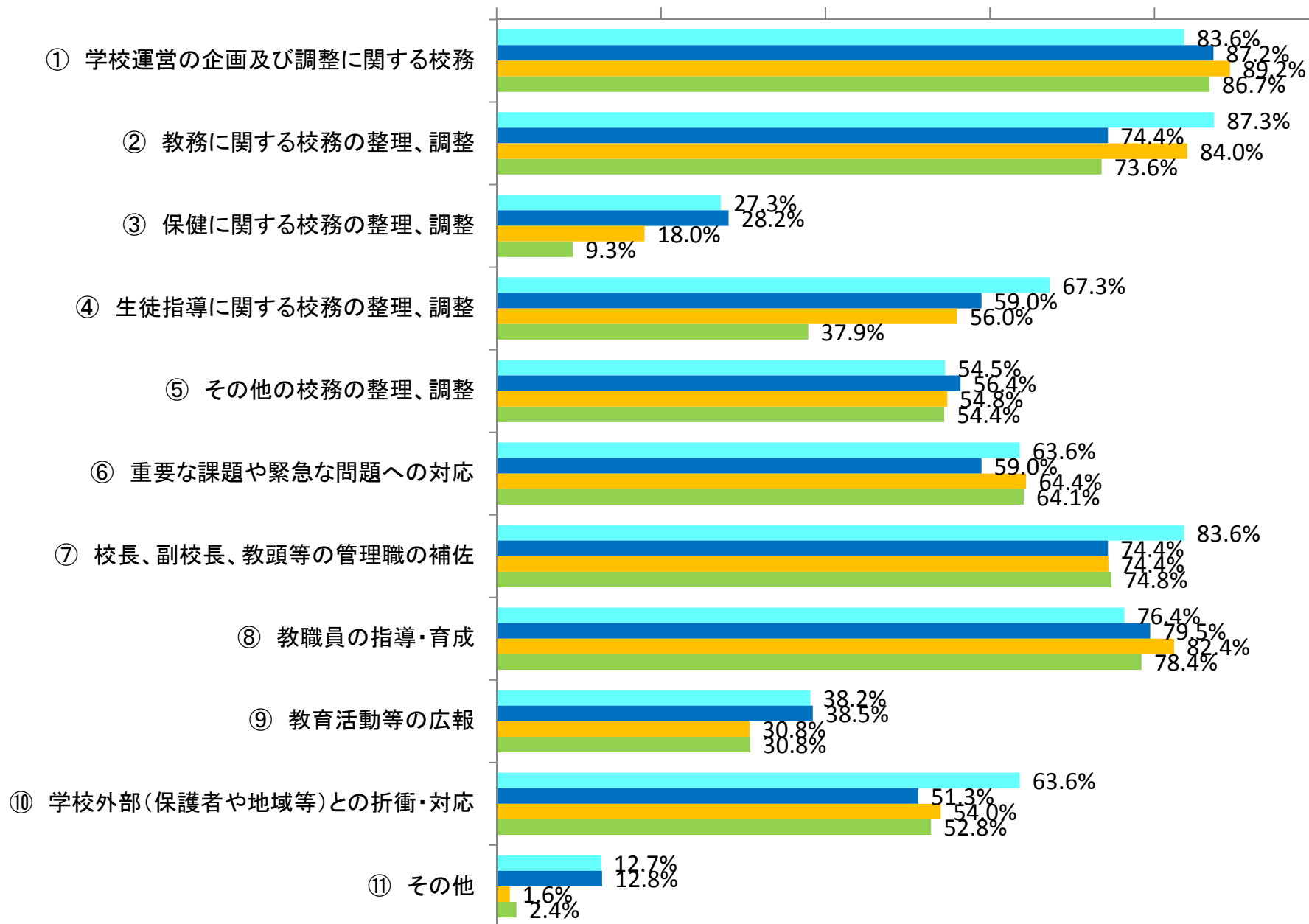
- 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

4. 現状

- 平成26年4月1日現在、55県市において19,742人が任用されている。
- 主幹教諭を配置した場合には、当該主幹教諭の授業時数を軽減するための加配措置がある。(平成27年度は1,698人)

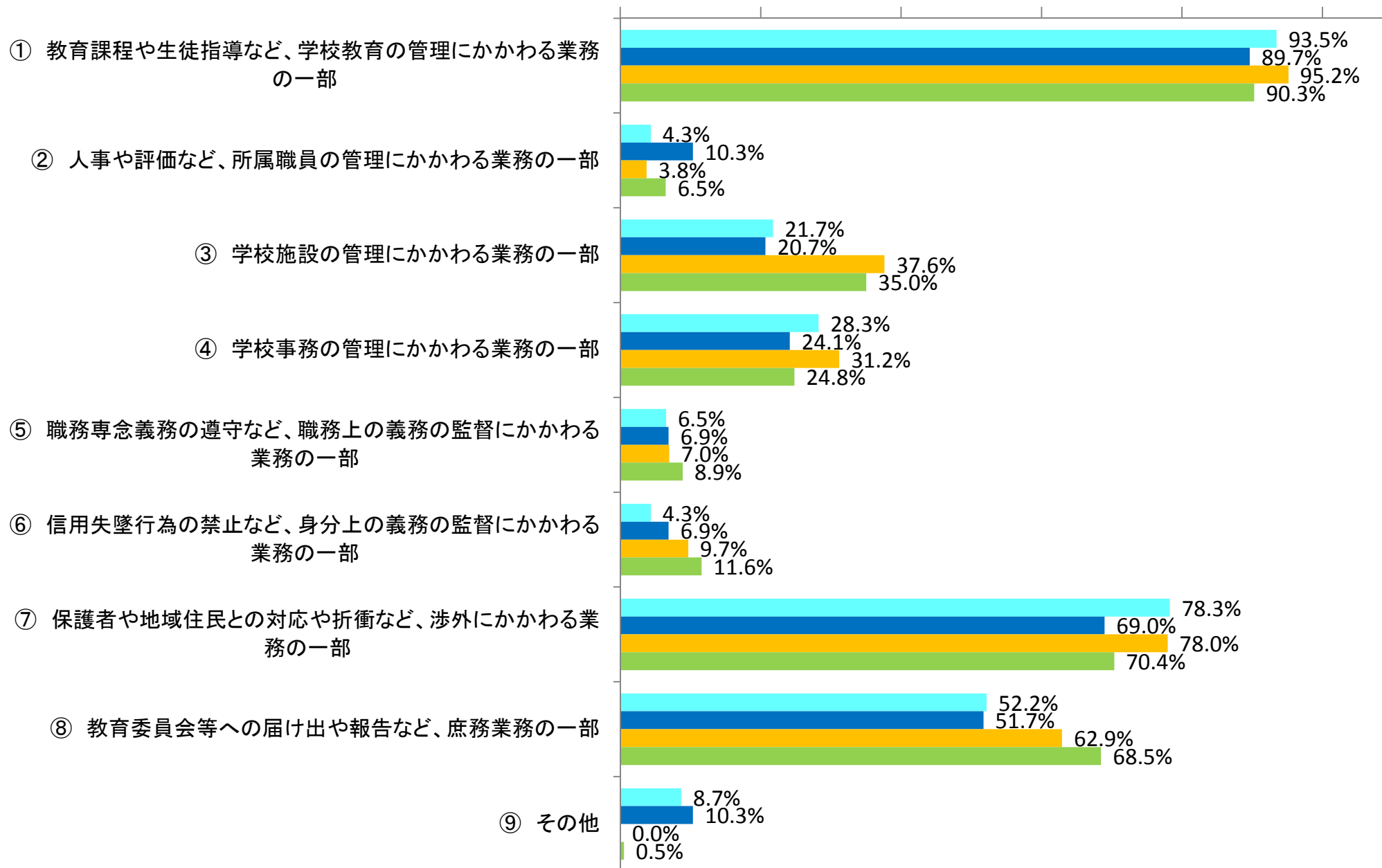
主幹教諭の担当業務

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
 ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
 ■ 調査対象市区町村(N=250)
 ■ 調査対象学校(N=496)



主幹教諭の担当業務(校長、副校長及び教頭の補佐)

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=46) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=29) ■ 調査対象市区町村(N=186) ■ 調査対象学校(N=371)



主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭と異なる職</u>であり任命権者(都道府県・指定都市教育委員会)の<u>任命行為が必要</u>。 ○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>職務命令</u>による校務分掌であり服務監督権者(市町村教育委員会又は校長)が命じる(例えば、教務主任については、<u>教諭、指導教諭をもって充てることとされている</u>)。 ○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○任意設置 <u>全国で約2万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則必置(教務主任、学年主任等が必置) <u>全国で約27万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査より)
職務	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。</u>(学校教育法第37条9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。 <u>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u>(学校教育法施行規則第44条4項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭とは別の級で処遇</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○手当で処遇(級は教諭と同じ)

主幹教諭の役割（埼玉県の例）

内 容		教頭	主幹 教諭	教務 担当	校内の各 分掌教諭	事務 職員
総 務 事 務	施設設備管理	◎				○
	予算執行	◎				○
	校務用パソコン管理		○		◎	
	施設開放		◎			○
学 事	在籍管理	◎		○		
	転出入			◎		○
	学級編制調査関係	◎	○			
服 務	サービス管理	◎	○			
	出張・休暇関係管理	◎				○
	倫理確立委員会	◎	○			
	教職員事故防止	◎	○			
	免許更新関係	◎		○		
委 員 会	企画委員会		◎	○		
	生徒指導委員会		◎	○		
	教育相談部会			○	◎	
	校内研修会			◎	○	
渉 外	学校応援団		◎	○		
	PTA		○	◎		
	学校評議員	◎	○			
	民生児童委員会議	◎	○			
	サポートチーム会議		◎	○		

（ ◎:主担当 ○:副担当 ）

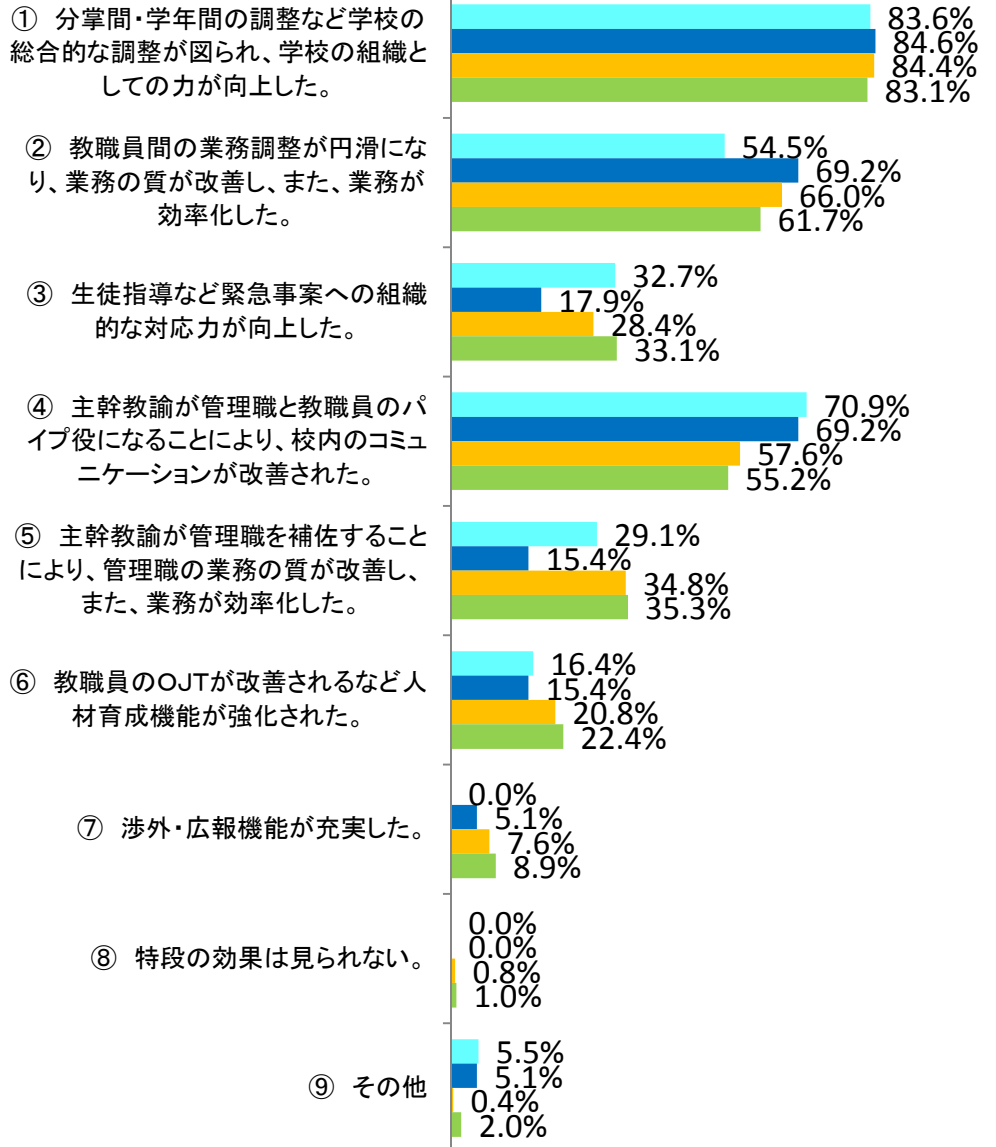
出典：平成27年度新任主幹教諭研修資料

平成27年4月28日 チーム学校作業部会 埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課 岡田管理主幹 提出資料

主幹教諭の配置の成果と課題

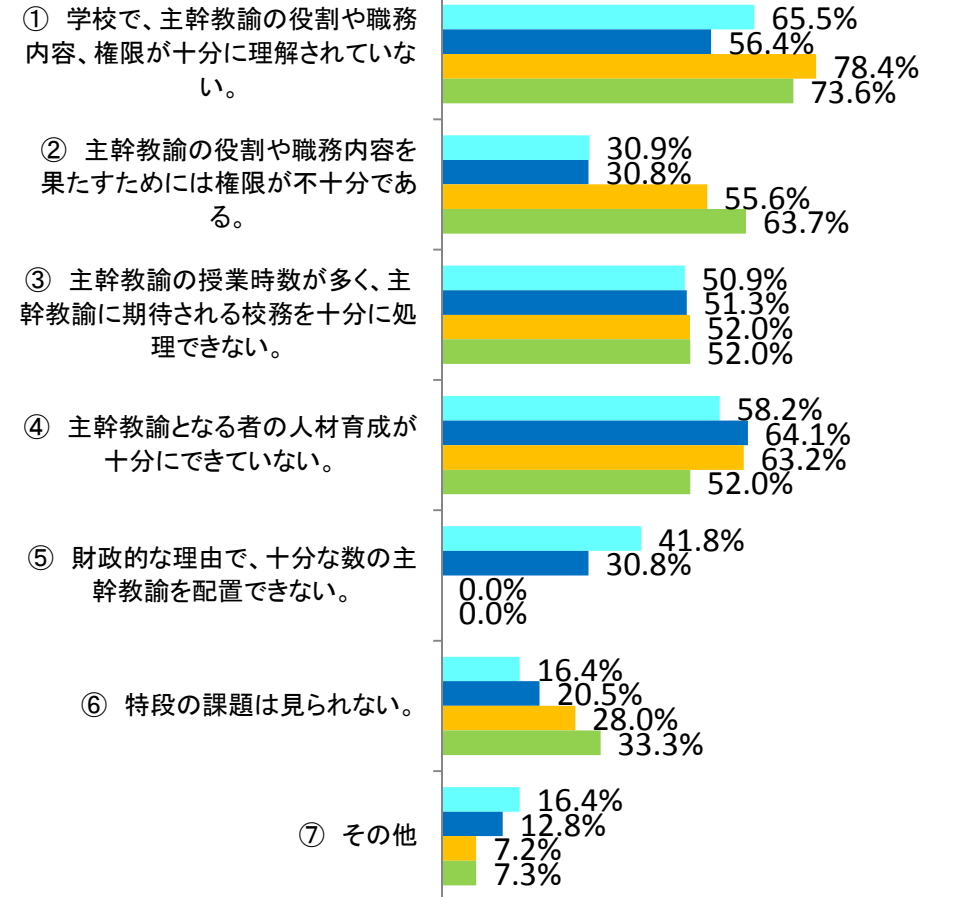
【配置による主な成果】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=496)



【配置に係る主な課題】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=496)



文部科学省調べ(H27. 5)

主幹教諭配置に係る成果と課題（埼玉県の例）

(1) 成果

- ア 組織的・機動的な学校運営の充実(迅速な対応)
 - ・学校の運営上の課題への組織的対応、特色ある教育活動の推進、地域との連携等における対応力が増す。
- イ 主幹教諭及び教職員の経営参画意識の高揚(学校の活性化)
 - ・管理職と教職員のパイプ役として校長の経営方針を周知するとともに、教職員の意見を取りまとめ校長へ具申する。
- ウ 教育指導体制の確立(人材育成)
 - ・教職員への指導助言と指示、校務の進行管理の徹底が図れる。

(2) 課題

- ア 主幹教諭の配置数拡大
- イ 主幹教諭の授業持ち時数の削減
- ウ 主幹教諭という「職」に対する学校内外の理解促進
- エ 一般教職員人事の中で組まれる人事異動

主幹教諭配置に係る成果と課題（徳島県の例）

主幹教諭の役割

- 校長，副校長及び教頭の補佐，教職員に対する校長の学校運営方針の具体化及び意見具申，緊急時における管理職の補佐，地域や関係機関との連携等。
- 担当する校務に係る目標設定，達成状況のとりまとめと進行管理，教諭等に対する指示，指導・助言及び連絡調整等。

主幹教諭設置の効果と課題

主幹教諭等を設置することにより，学校運営における権限と責任が明確化され，校長のリーダーシップのもと，学校の抱える課題に対して，組織的に，迅速かつ的確な対応ができるようになってきている。また，教頭等の補佐を積極的に進めていくことにより，教頭等の負担軽減が図られ，管理職としてのモチベーションを維持しながら，機動的な取組が進むことにもつながっている。さらに，管理職と教諭とをつなぐパイプ役となることにより，スピード感をもった情報の共有化が図られるとともに，教諭等のマネジメントへの参画意識の醸成にもよい効果をもたらしていると考える。

今後は，任用された主幹教諭について，基本的に任用審査を受けた学校で留まる形になっている配置の在り方について検討し，「課題をもった学校」への対応も考えていきたい。

指導教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

- 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
- 任命権者である教育委員会が、教諭から選考を行い任用(昇任)。

2. 職務の内容

- 児童生徒等の教育を担当するとともに、他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行う。(学校教育法第37条第10項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条

10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

[職務の具体例]

- ① 模範授業として授業内容を公開することによる他の教諭等への指導・助言
 - ② 他の教諭等の授業の観察、指導及び助言
 - ③ 研修会の企画・立案や研修会における指導及び助言
- 他の職員への職務命令を発する立場にはない。

3. 処遇

- 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

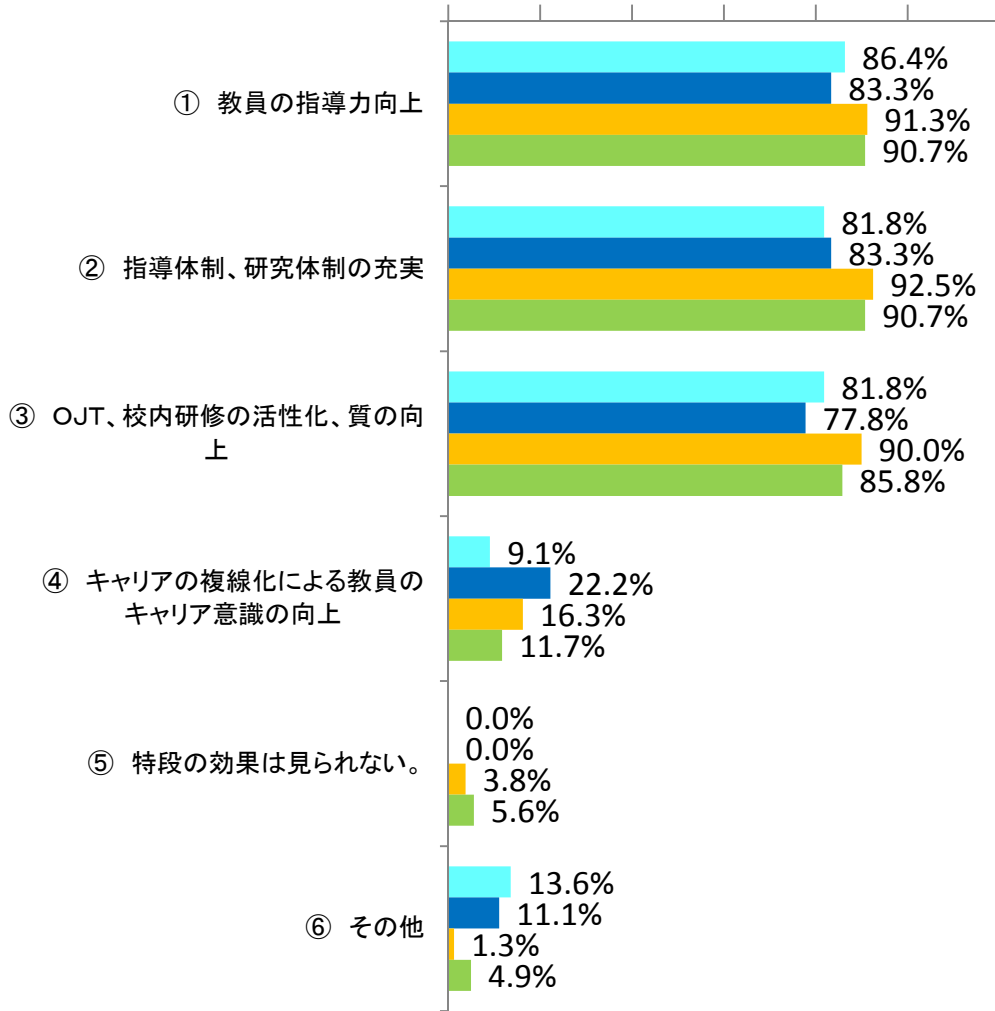
4. 現状

- 平成26年4月1日現在、23区市において1,873人が任用されている。
- 指導教諭に対する加配措置については、制度化されていない。

指導教諭の配置の成果と課題

【配置による主な成果】

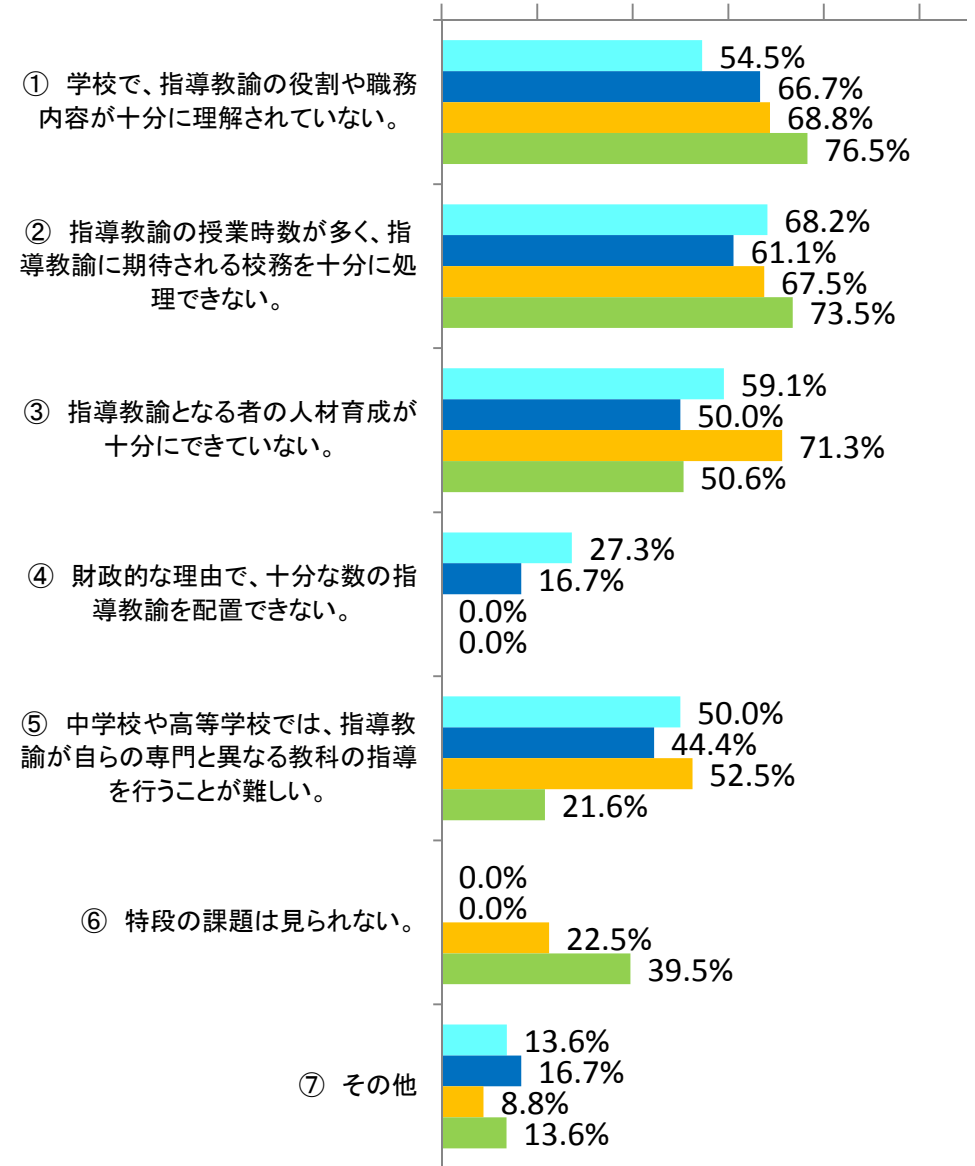
- 都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=18)
- 調査対象市区町村(N=80)
- 調査対象学校(N=162)



文部科学省調べ(H27. 5)

【配置に係る主な課題】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=18)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=162)



文部科学省調べ(H27. 5)

養護教諭について

1 趣旨

養護教諭の職務は、「児童の養護をつかさどる」と定められおり、養護教諭の職務として、保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動があげられる。

2 養護教諭の職務内容

- ①保健管理 救急処置、健康診断、個人及び集団の健康問題の把握、疾病の予防と管理
- ②保健教育 保健指導(個別、集団)、教職員、保護者、地域住民等への啓発活動
- ③健康相談 心身の健康問題への対応、児童生徒の支援にあたっての関係者との連携
- ④保健室経営 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、教職員、保護者等への周知、保健室の設備備品管理、諸帳簿等保健情報の整理
- ⑤保健組織活動 学校保健委員会の企画・運営への参画と実施、地域社会との連携 等

3 資格

養護教諭普通免許状(専修、一種、二種)を取得する必要がある。

栄養教諭について

背景

子供たちに食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが国民的課題になっていた。



- 学校の教育活動の中で、食に関する指導を行うため、栄養教諭制度を創設(平成16年、学校教育法、教育職員免許法等を改正)し、管理栄養士等の資格を持った専門職を配置
- 学校における食育を一層推進するため、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を充実(平成20年、学校給食法を改正)

職務

食に関する指導と学校給食の管理を一体として行うことによって教育上高い相乗効果

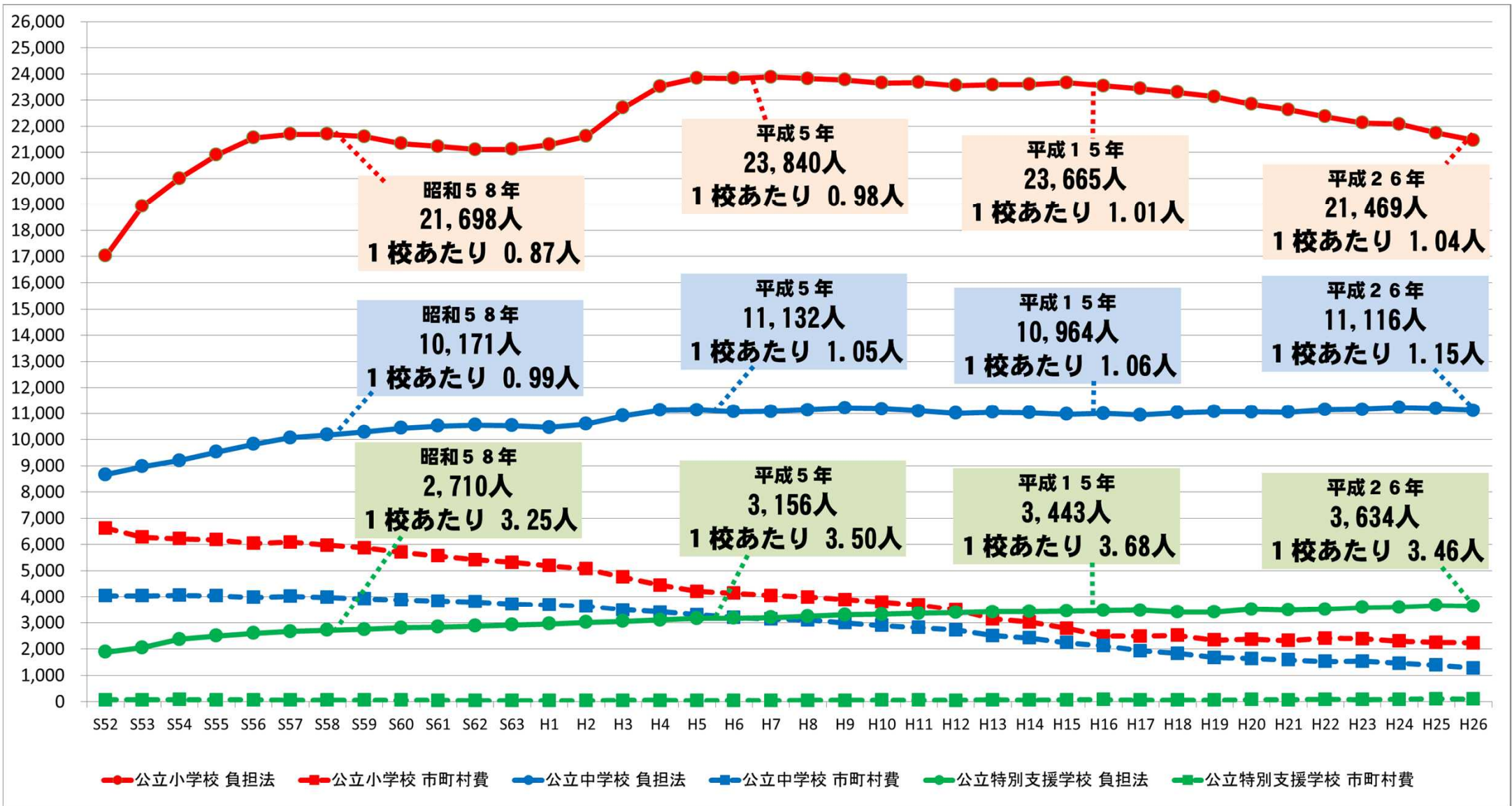
食に関する指導

- ・教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整
- ・学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、食に関する指導
- ・肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導

学校給食の管理

- ・栄養管理(献立作成)
- ・衛生管理
- ・学校給食用の食材料の調達 等

公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移



「学校基本統計報告書より」

教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務 (具体例)

- ・授業、授業準備、成績処理
- ・生徒指導、部活動
- ・学校行事
- ・教育課程の管理

○校務運営に関する事務 (具体例)

- ・学校経営(企画運営)
- ・保護者対応、PTA対応、地域対応
- ・教科書給与事務
- ・情報管理、情報発信
- ・助成金・補助金に関する事務

事務職員が従事している事務

○総務・財務等に関する事務 (具体例)

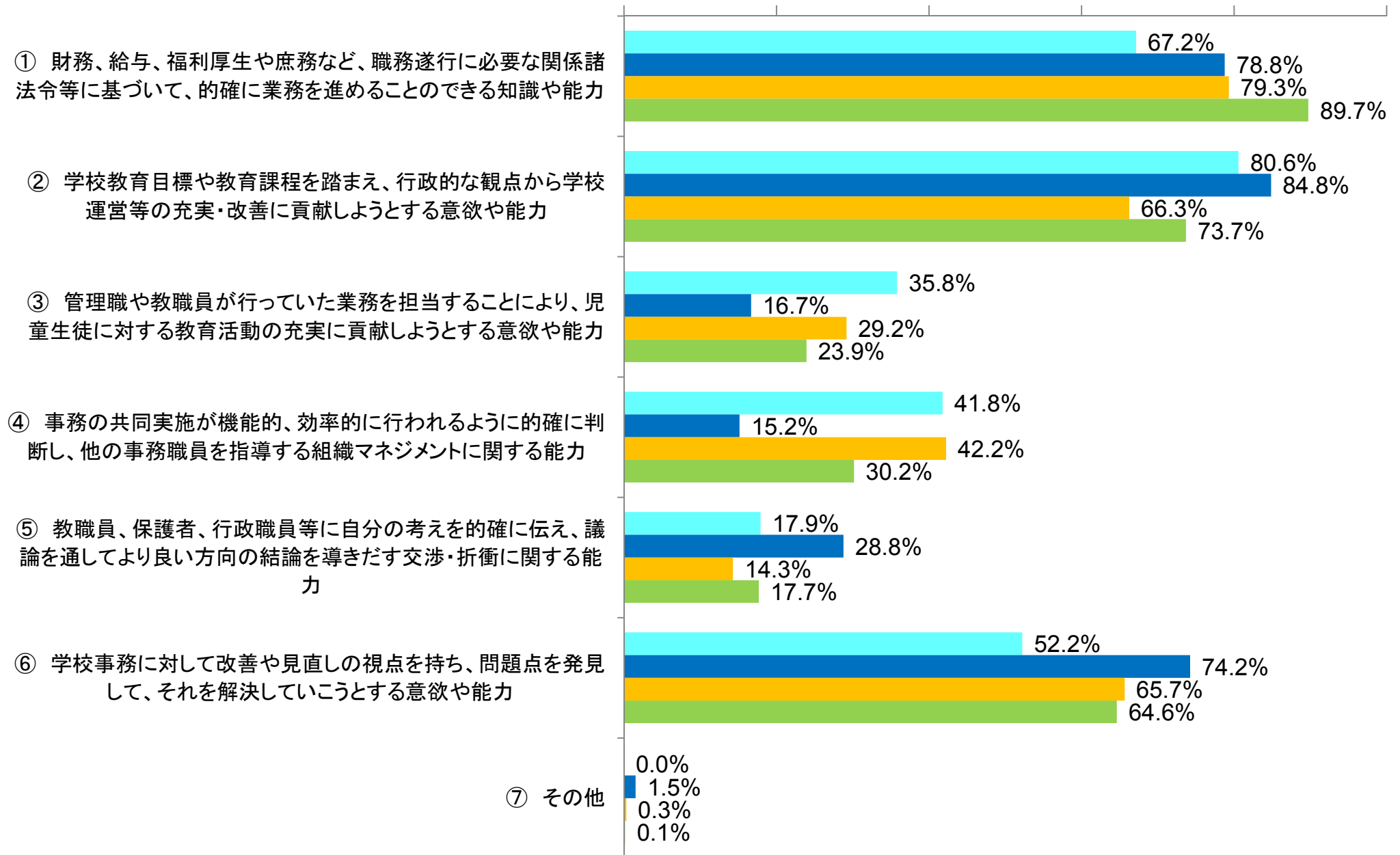
- ・予算、決算等の会計管理
- ・施設・設備及び教材・物品の管理
- ・給与・旅費の管理、支給事務
- ・就学援助に係る事務

- ・学校徴収金の計画・執行管理
- ・文書の收受・発送
- ・諸手当の認定
- ・福利厚生に関する事務

主に教員が従事している事務	校務運営に関する事務	学校経営方針の策定	経営方針の企画・立案、策定	
		学校運営施策の企画・立案	学校運営施策の企画・立案	
		学校運営事務、業務改善	学校運営事務、学校業務改善の推進	
		学校運営組織の整理	学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営	
		校内諸規定の整備・監査	校内諸規定の整備、監査・検査対応	
		人事・服務管理	教職員の服務管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア	
		危機管理	説明責任、コンプライアンスへの対応	
		人材育成	人材育成方針の策定、教職員研修の実施	
		学校評価	自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析	
		地域連携・渉外	関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応	
		情報管理	情報公開・個人情報保護、教育情報の管理	
		学校広報	学校だより・学校要覧の発行、ホームページの更新	
児童生徒への指導事務		教育課程、時間割	教育課程の編成・進捗管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備	
		学校行事	年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、進捗管理	
		成績管理	指導要録・通知表の作成、成績処理	
		教科書・副教材	教科書給与、指導書・副読本の購入	
		安全管理・校内環境	安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備	
		学籍・諸証明	在籍管理、転出入事務、諸証明の発行	
		生活指導	年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談	
		特別活動・部活動	特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営	
		進路指導	進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導	
		学校保健	学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断	
事務職員が従事している事務		給食	給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理	
		総務・財務に関する事務	学校予算	予算編成・執行管理・処理、学校徴収金の計画、集金、執行管理
			就学支援	教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知
			備品・施設管理	整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕
			給与・旅費	諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給
			福利厚生・公務災害	公立学校共済組合に関する事務、公務災害
		庶務・文書	文書の收受・発送、諸帳簿の整備・管理	

これからの事務職員に求められる資質・能力として重要な事項

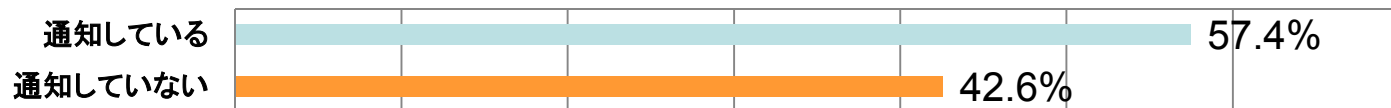
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=673)



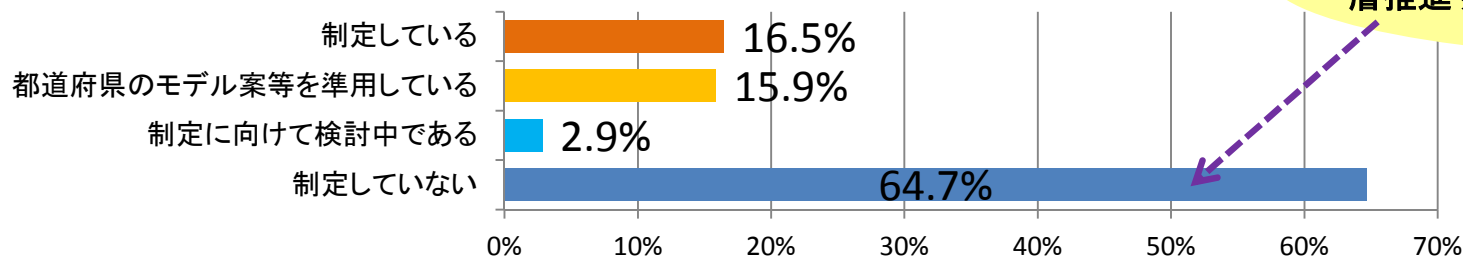
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】 【調査対象：都道府県】



【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】 【調査対象：市区町村】



学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。

出典：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」
(全国公立小中学校事務職員研究会)

職務範囲の明確化・効果的な役割分担の事例

<取組事例①：新潟県教育委員会>

○H14の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、H25に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

- ①H18の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置
 - ②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化
 - ③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと
- などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

<取組事例②：山口県教育委員会>

○H23からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

事務職員の職務の範囲と役割の見直し(新潟県の例)

平成14年の分掌事務通知から10年間の変化として

- ・ 事務主幹職の設置 (平成18年度)
- ・ 「学校事務の共同実施」の開始 (平成20年度)
- ・ 総括事務主幹職の設置 (平成25年度)

標準的職務の考え方



学校組織マネジメントを成立させるための重要な学校経営職員

教頭とともに校長を補佐し学校経営を担い、学校事務共同実施の経営及び企画運営を担う。

○学校事務職員の位置づけ・役割・標準的職務を掲示
「標準的職務通知」 (平成25年1月25日)

事務職員の職務の範囲と役割の見直し(新潟県の例)

標準的職務(新潟県の例)

学校事務職員が積極的に参画する範囲は次のものとする。

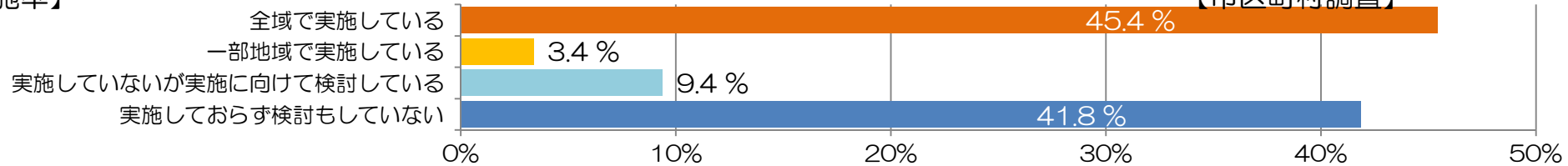
職務内容		具体的な業務の例
教育・経営目的の教育・経営領域	企画運営評価等に関すること	学校組織マネジメントの推進 グランドデザインの策定参画 学校運営組織の整理、学校業務改善の推進 学校評価・関係者評価・第三者評価の企画参画、結果分析
		学校評議員会事務局、学校運営協議会事務局
		職員会議の参加、企画(運営)委員会・研究推進委員会・生活(生徒)指導委員会等の参画 財務委員会・情報委員会等の企画運営
		アカウントビリティ、コンプライアンスの推進 校内諸規定の整備、監査・検査の対応
	危機管理に関すること	学校安全計画・学校防災計画・事件事故発生時対応マニュアル・危機対応チェックリストの策定
		危険箇所情報管理、校内施設設備安全点検
		緊急対策会議の参画
	連携・渉外に関すること	学校間連携事業、地域各種機関との連携
		情報公開、学校だより・学校HPの作成等参画、蓄積した情報の活用
		官公庁・PTAその他関係団体との連携推進
教育目的の経営領域	授業研修等に関すること	教材選択・教材活用研修等の企画・実施
	行事活動に関すること	校内・校外行事の情報管理、入札、関係機関・団体との連絡
	研究事業に関すること	研究報告書編集、研究発表会企画・運営

学校事務の共同実施の現状と課題

- ◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているものも含めると、48.8%となっている。
- ◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。
- ◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。

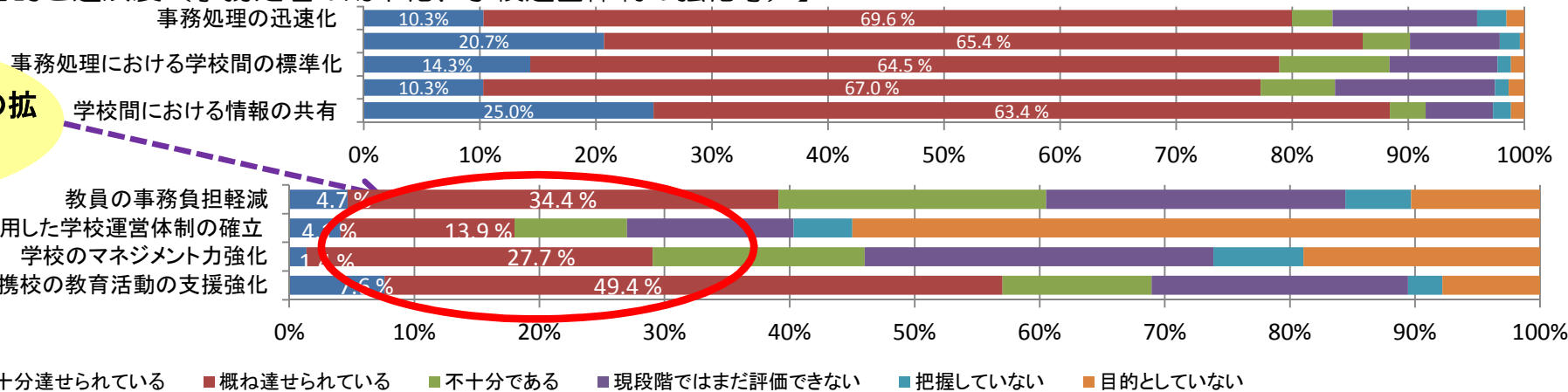
【学校事務の共同実施率】

【市区町村調査】



【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】

教員や学校全体への効果の拡大のための取組が必要。



共同実施の事例

<取組事例①：福岡県春日市教育委員会>

○H14以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。

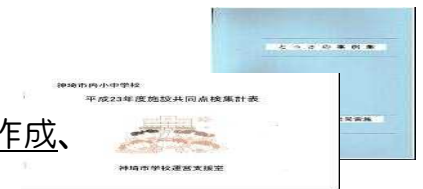
○H18以降、学校事務の共同実施により、

- ①日常の業務遂行を通じた上司や先輩によるOJT機能の発揮
 - ②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
 - ③相互チェックによる事務の正確性・効率性
- など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

<取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会>

○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っている。

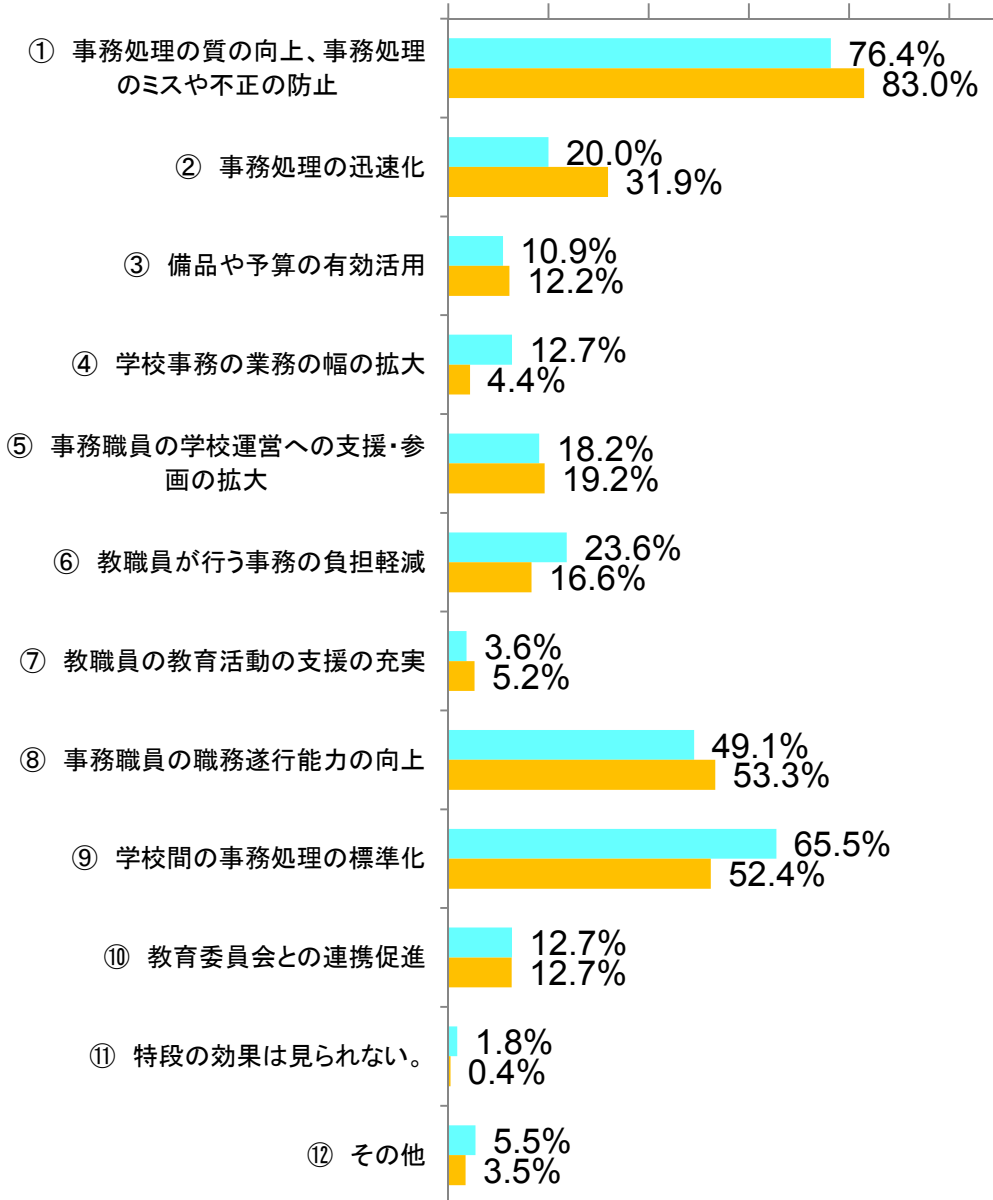
○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会との施設に関する共同点検など、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めている。



学校事務の共同実施による成果と課題

【共同実施による主な成果】

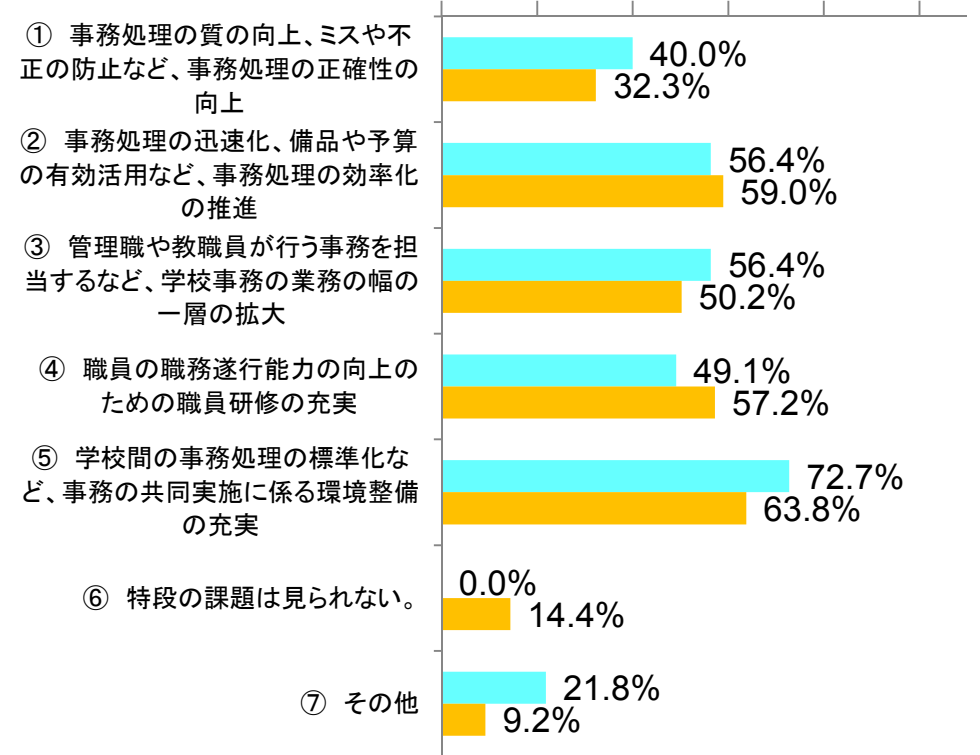
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 調査対象市区町村(N=229)



文部科学省調べ(H27. 5)

【共同実施に係る主な課題】

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 調査対象市区町村(N=229)

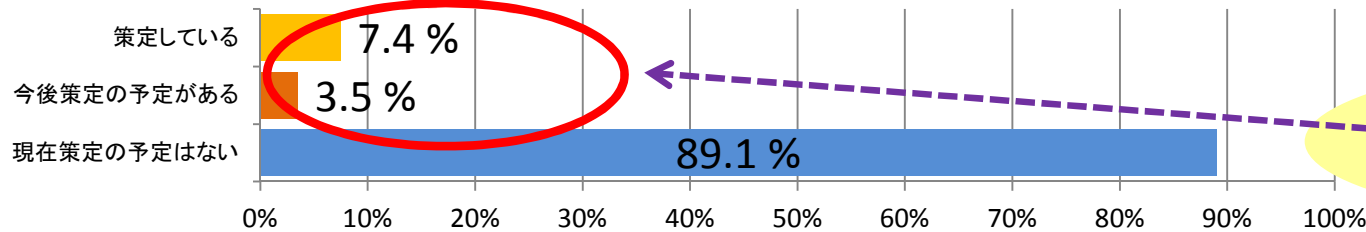


文部科学省調べ(H27. 5)

事務職員の資質・能力の向上

- ◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。
- ◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

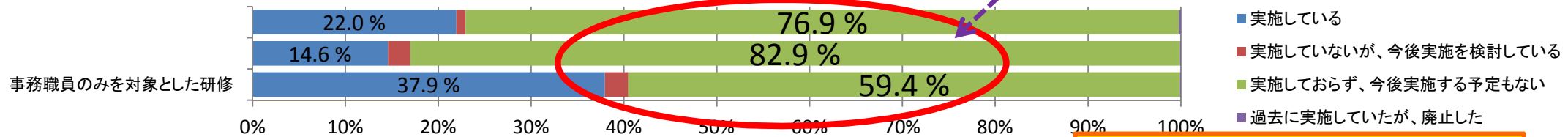
【教育委員会による市区町村立学校事務職員の研修に関する指針・基本計画の策定】



【市区町村調査】

策定、実施率が低だけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】



研修制度の事例

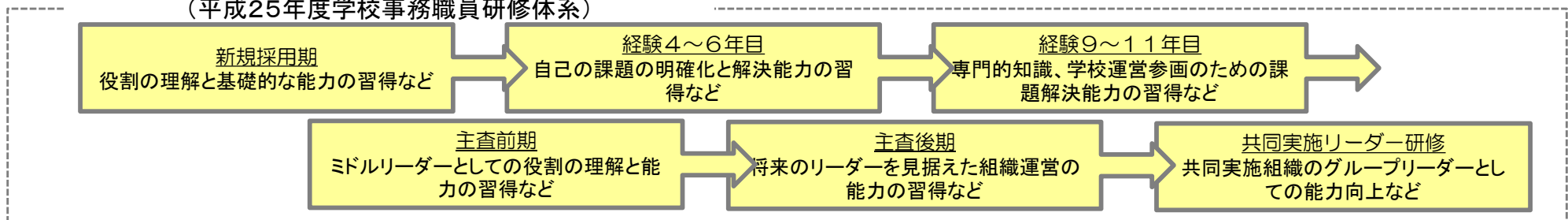
<取組事例：三重県教育委員会>

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。

- ①H11の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
- ②H14以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
- ③H18の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

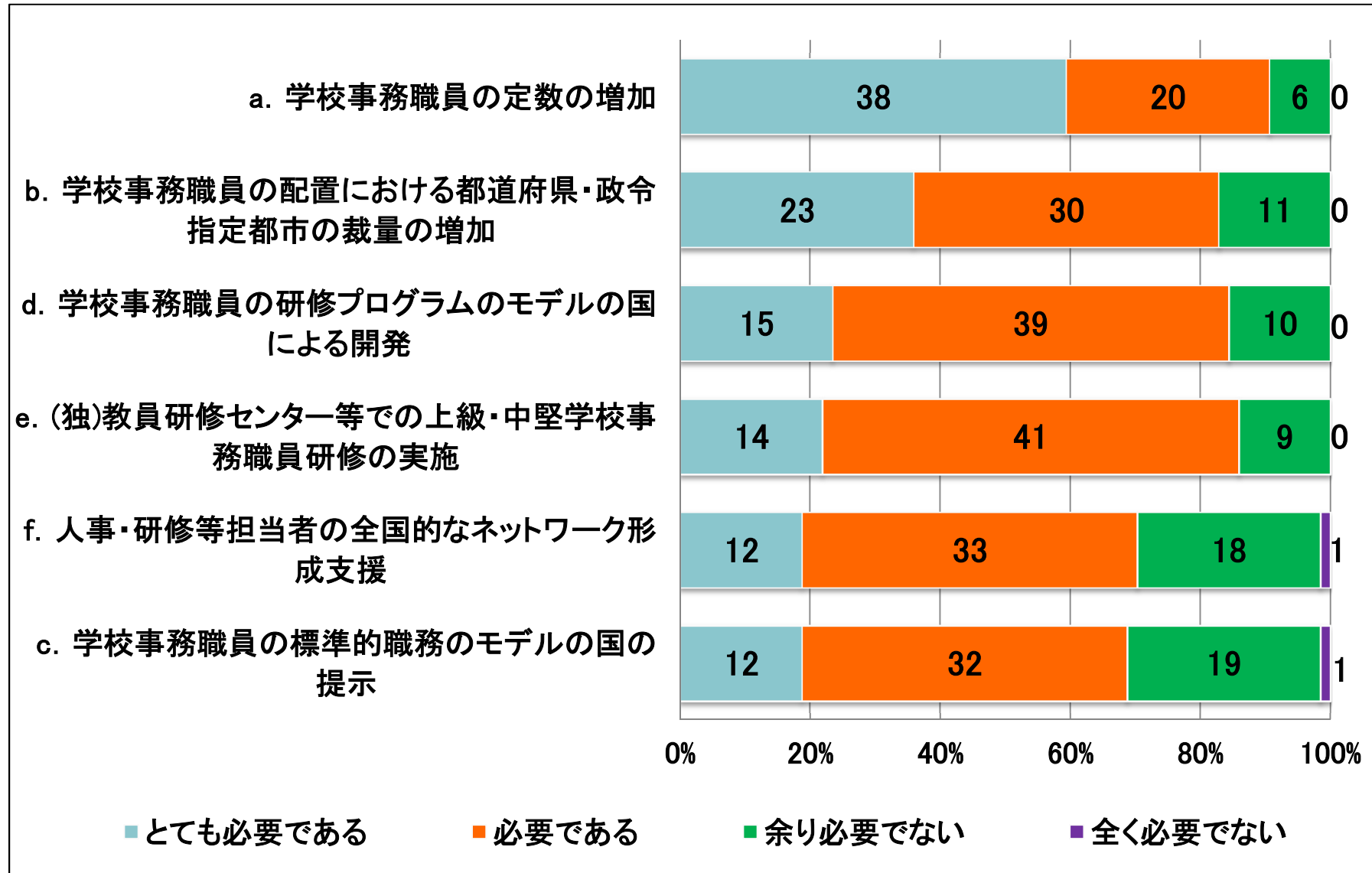
(平成25年度学校事務職員研修体系)



○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。

- ①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
- ②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上 など

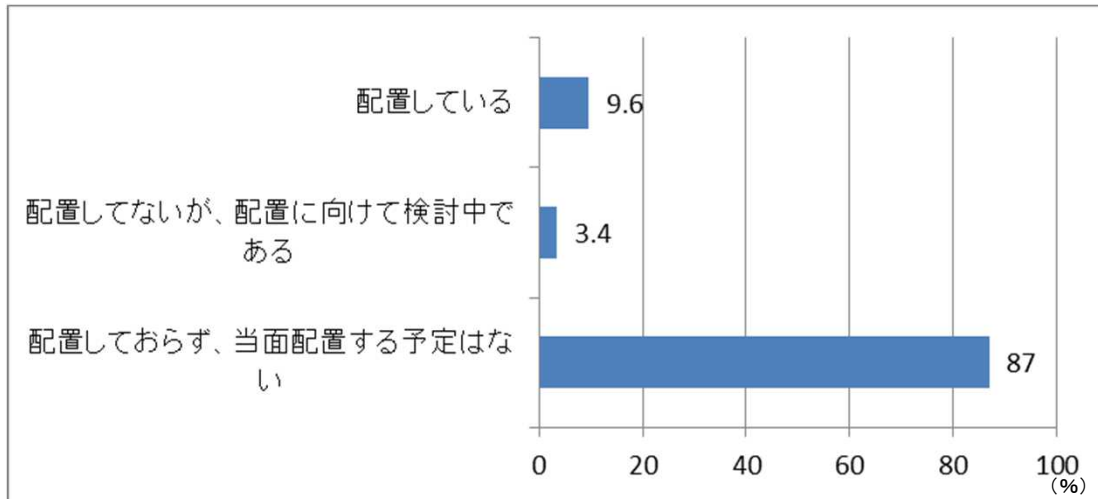
学校事務職員の職務の明確化・人事・人材育成に関する今後の国レベルの取組への期待



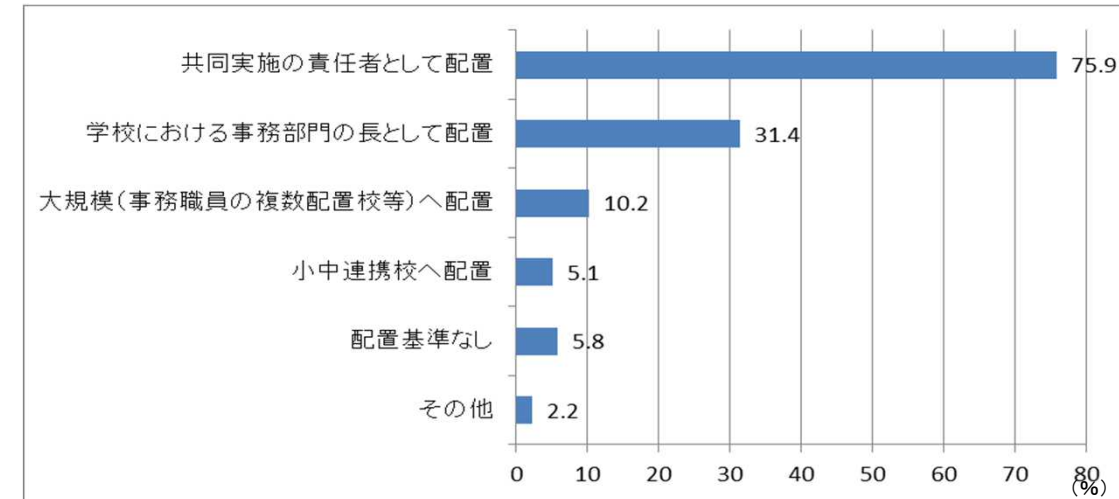
事務長の設置状況等

※「規則に規定された事務長」とは、学校教育法施行規則第46条に規定される事務長を指す。

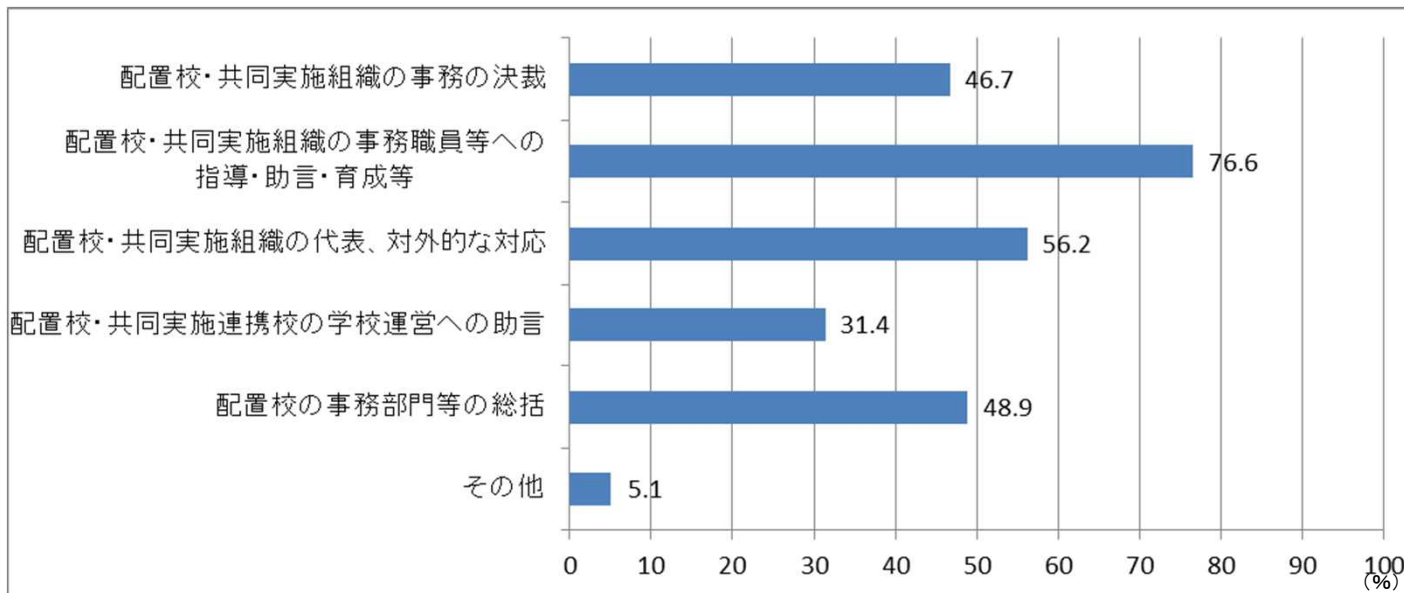
■「規則に規定された事務長」の配置(N=1050)



■「規則に規定された事務長」を配置した(検討している)配置基準(N=137)



■規則の規定により配置した(検討している)事務長の職務内容(N=137)



N:市区町村数

学校におかれる教職員

— 専門能力スタッフ —

教員以外の専門スタッフの配置状況等について

	職務内容等	資格	配置状況等【H26】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	臨床心理等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	7,344人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
スクール ソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,186人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
医療的ケアを行う看護師	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	特別支援学校:1,460人 (うち、補助金対象者:429人) 公立小・中学校:379人	予算補助(1/3) [特別支援学校のみ]
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等医療的ケアを実施	なし	49,706人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	公立特別支援学校:1,380人 (地域の公立小・中学校への巡回も実施)	委託事業を実施
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国40地域において、 計57人を配置	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	約2,000人	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	※今後検討	21,294人	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,739人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,101人 ※JETのみ(H26.7.1現在)	地方交付税措置 (JET)予算補助(1/3)(non-JET)
サポートスタッフ	放課後や土曜日における学習、補充学習等の支援	なし	8,000人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)

学校における教育相談体制の充実

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
 スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。**

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額4,781百万円(平成27年度予算額4,024百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

教職員

助言・援助

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣

心のケアを要する
事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額1,009百万円(平成27年度予算額647百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

連携・調整

連携・調整

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等

児童虐待
就学援助
生活保護 など

児童生徒

友人

家庭

地域

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー のそれぞれの職務（東京都の例）

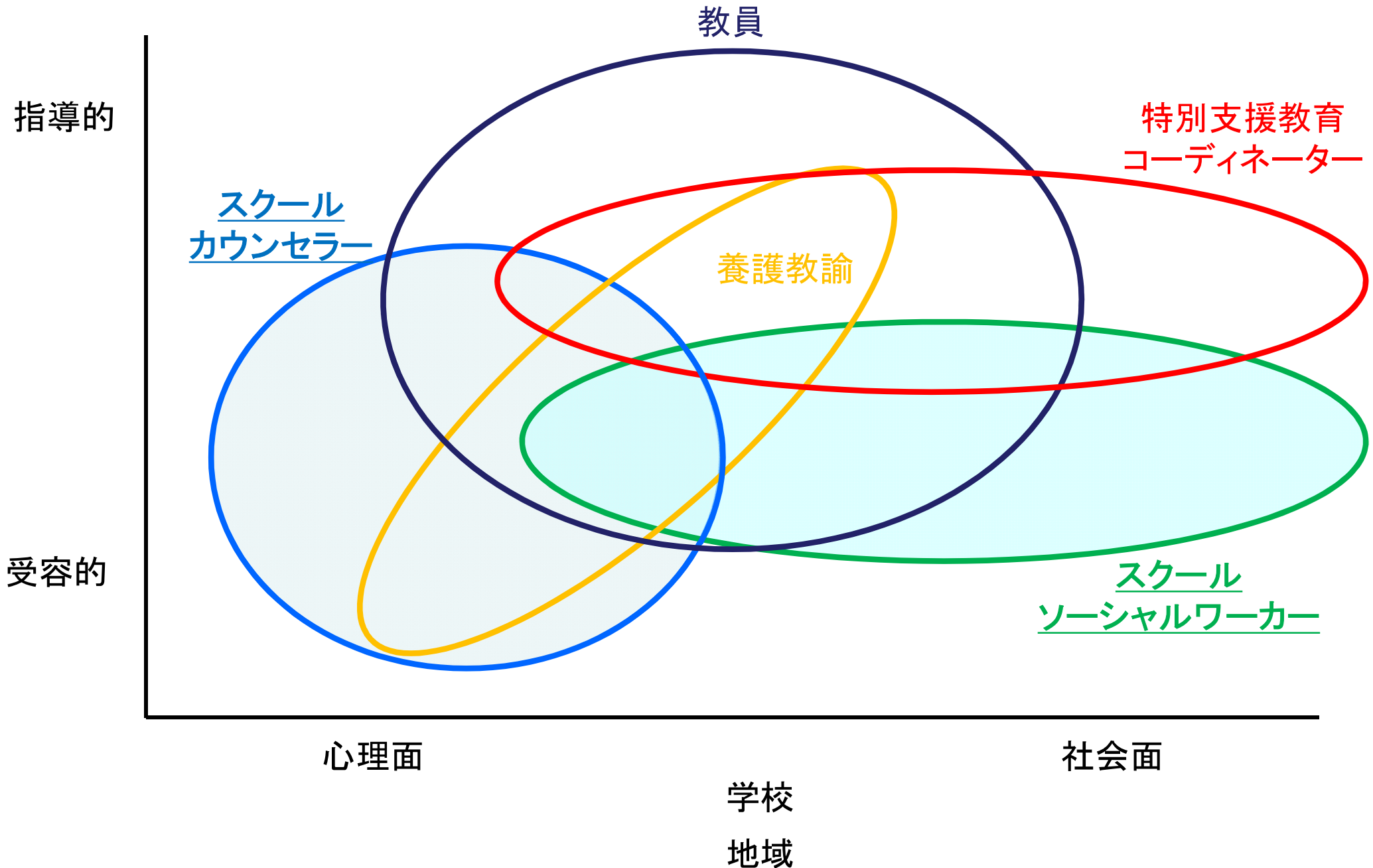
スクールカウンセラーの職務

- (1) 児童・生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
- (3) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項

スクールソーシャルワーカーの職務

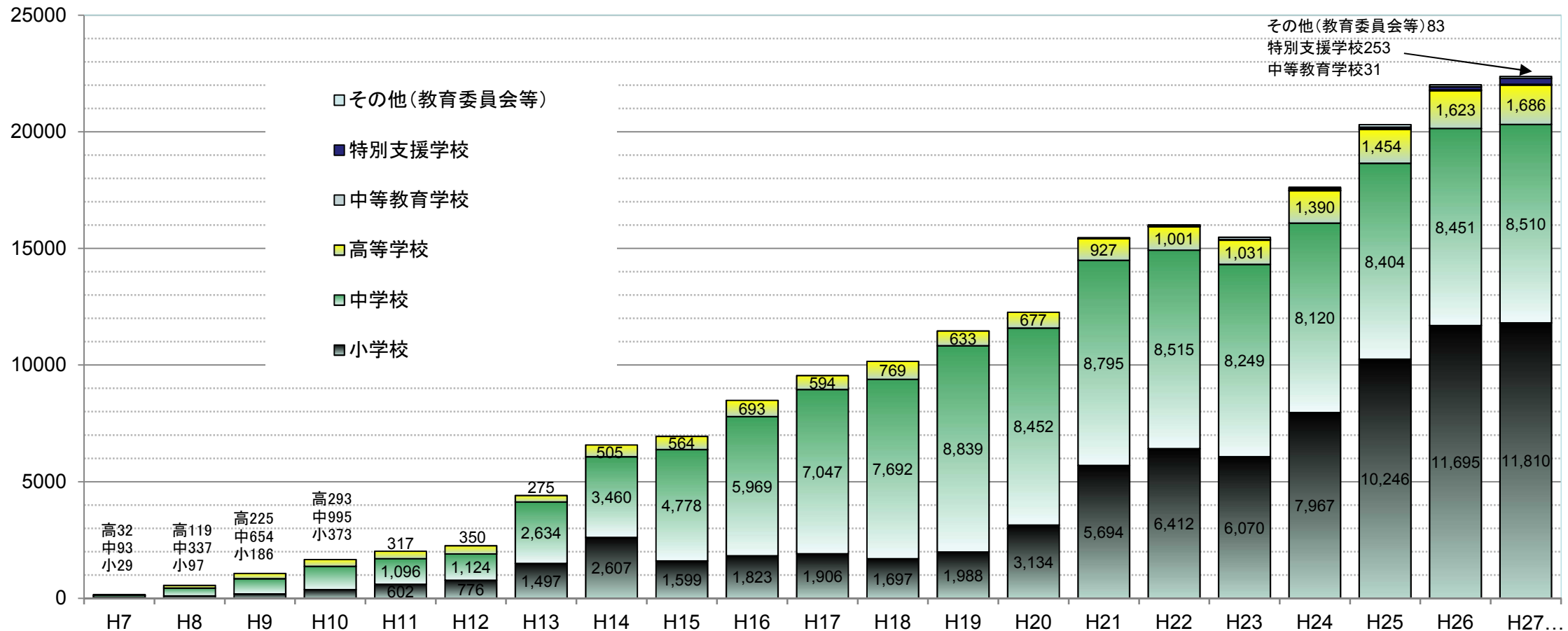
- (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割分担 (イメージ)



スクールカウンセラーの配置状況

(箇所)



※H12まで調査研究事業(委託事業)、H13から補助事業。

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校(巡回校)

必要に応じて派遣される学校(派遣校)の形態も可能としている。

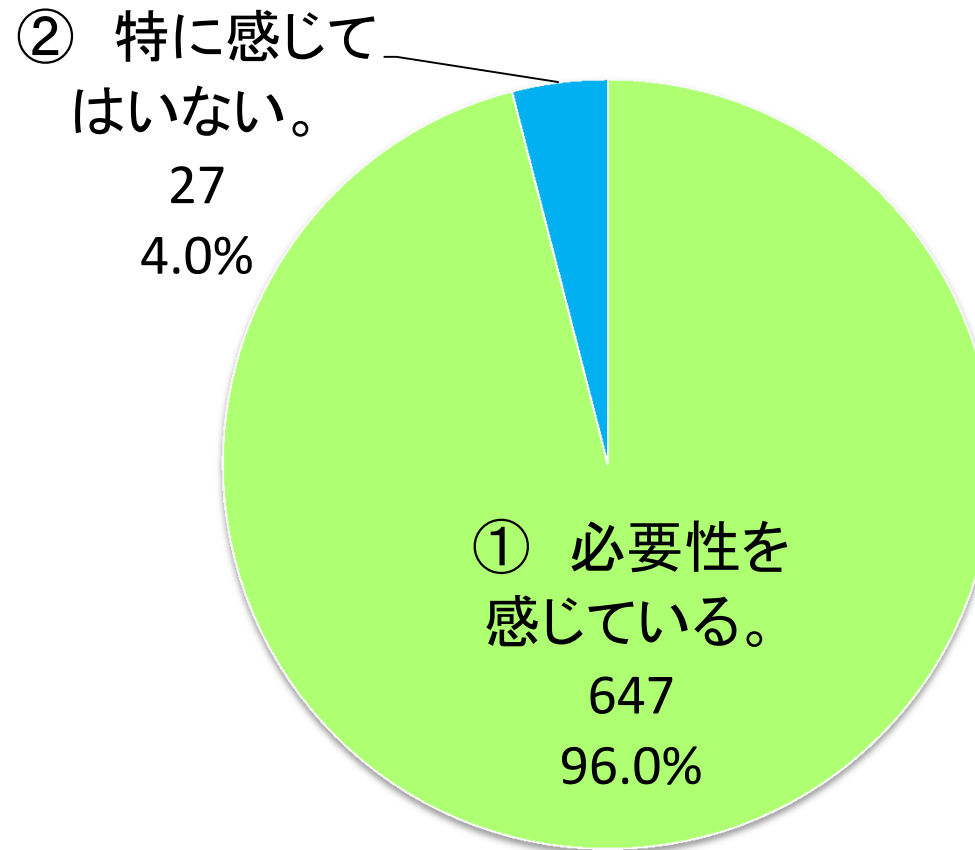
※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の配置を含んでいない。

※H27は計画値。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27(計画)	
合計	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	22,373	87

学校のスクールカウンセラーの必要性に係る意識

【調査対象学校(N=674)】

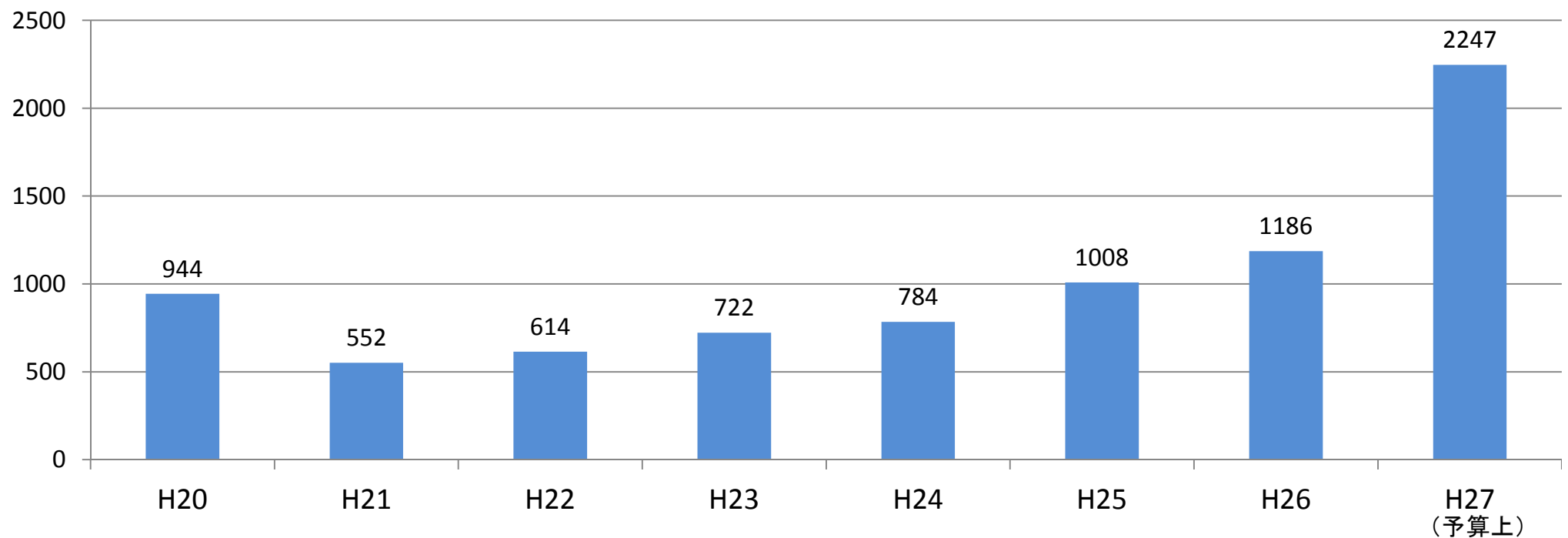


文部科学省調べ(H27. 5)

スクールソーシャルワーカーの配置状況

区分\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額	1,538百万円	14,261百万円 の内数	13,092百万円 の内数	9,450百万円 の内数	8,516百万円 の内数	355百万円	394百万円	647百万円
配置人数	944人	552人	614人	722人	784人	1,008人	1,186人	2,247人 (予算上)

- 平成27年度は予算上の配置人数。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)―国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21年度～22年度)―都道府県・指定都市に対する補助事業(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



【調査対象学校(N=674)】

